

204

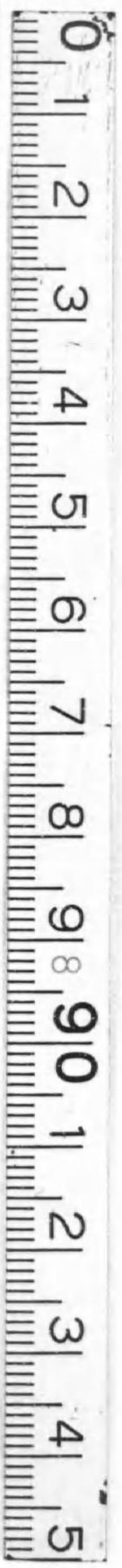
特 216

443

和七年十月

國史教育論叢

長崎縣師範學校附屬小學校



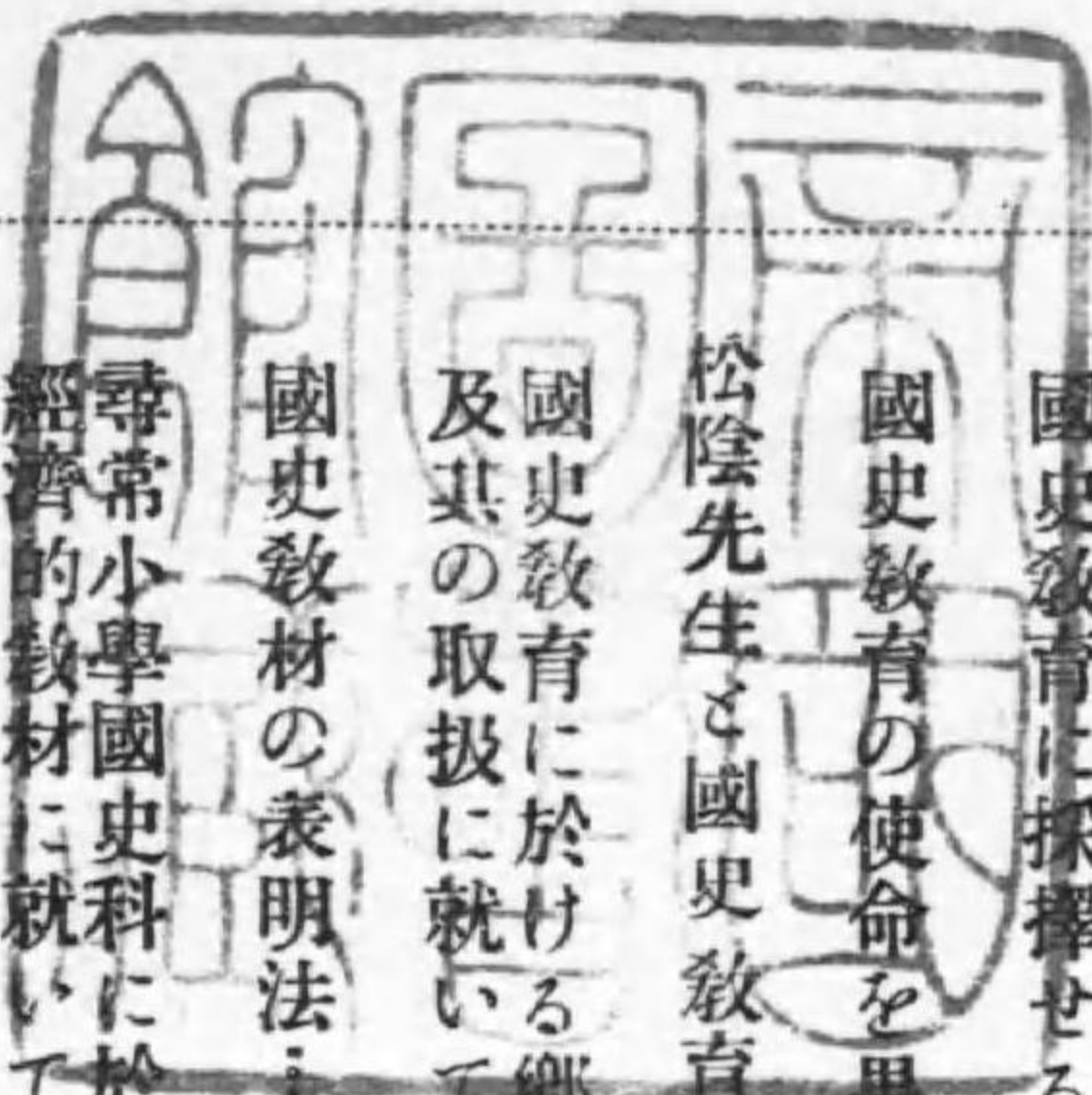
始



持 26  
443

目 次

國史教育に採擇せる郷土的材料とその取扱……………	一	壹岐 盈科校 豊永友一氏
國史教育の使命を果す爲めに……………	二三	東彼 萱瀬校 峯 利雄氏
松陰先生と國史教育……………	四七	長崎 西坂校 上原榮四郎氏
國史教育に於ける郷土的材料選擇……………	七一	南高南有馬校 江島 廣氏
及其の取扱に就いて……………	一〇一	北松 相浦校 前田 泉氏
國史教材の表明法……………	一二五	附 屬 校 高村 利助
尋常小學國史科に於ける經濟的教材に就いて……………	一六八	師 範 中山佐嘉衛
國史研究法 圖書解題之部……………		



## 國史教育に採擇せる郷土的材料とその取扱

### 一、郷土的材料の採擇とその配列

壹岐 盈科校 豊永友一

教育は兒童の現實そのものから出發してこそ、始めて教育が單なる泡沫的外形的のものでなくなつて眞に兒童各自の成長そのものとなり、永遠性を帯びるであらうといふ事は少くとも一面の眞理であることを吾人は經驗もし見聞もして來た。單なる作りものは早晚壞れる運命にあることは言を俟たぬ。

兒童の現實に於て、吾人は心理學的に觀じた兒童本來の郷土、換言すれば人間本來の郷土を發見するを得べく、且つ又、兒童の内的外的の生活は所謂郷土の範圍を出ないといふことをも過言ではあるまいといふことを悟るであらう。故に兒童の現實に即しての教育といふ意味は要するに兒童の内的外的の郷土に即しての教育といふ意味であり、而して之に即して之を進展せしむることがやがてよき郷土人を作ることであり、よき郷土人を作ることと同時によき國民を作ることであることは言ふまでもない。かくて下から上への教育、或は内からの教育が少くとも行はれるであらうし、又郷土教育の一つの意義が此處に存するのではないかと思ふ。

かゝる見解よりしても、郷土の歴史は重大なる任務を有つであらう。今日の郷土は自然的に今日に至る郷土の歴史を有つ。今日の郷土を形造つた人爲的の、或は必然的自然の推移による郷土の歴史は特に郷土將來への自覺へまでの重大なる要素としてかへりみなければならぬ。かくして郷土將來への自覺は

より良き郷土の歴史の創造であり、より良き郷土の創造はより良き國史の進展である。

されば、國史教授に於て直觀化現實化して兒童に理解し易からしむるといふことは兒童の現實に即せんとすることであり、兒童本來の郷土へ歸らんとする作用である。かゝる意味に於て之を國史の郷土化とも言ひ得る。一方又、教育が兒童の現實から出發せんとするものならば、國史の教育も亦その基礎を郷土的材料より出發せねばならぬであらう。國史は郷土化され郷土の材料は國史へ進展し、而してこゝに眞に兒童のものとしての國史の教育が行はれるのではあるまいか。かくて、眞の兒童のものとしての國史の教育に於て始めて國體の大意をも眞に理解し得べく、眞に理解することは愛することであり、國史は單なる一時的の暗記ではなくして國民たるの志操として成長し、その志操は郷土にありては郷土に生き、國家を擔つては國家に生きるところの確實なる成果を結び得るのであるまいか。國體の理解は郷土の理解に始まり、國體の理解によつて郷土は又進展する。郷土の歴史は郷土の理解にも亦重要な役目を果す。而して當然眞の理解は將來を豫測し之に處する自覺を生む。

かゝる意味に於て國史教材の郷土化をなすと共に又郷土的材料をば採擇してゐるのであるが、要するに郷土的材料は國史へ生立つ方面の働きと、國史へ連結する方面の働きと、更に國史から歸結して新しき郷土の歴史創造への自覺から國民的自覺への進展へと、この三つの作用に於て取扱はれるであらう。随つて、この三方面に着眼して採擇せられる。採擇せられた材料は大要左の如く配列せられる。

一、國史へ生立つ郷土的材料	<b>イ、</b> 國史以前の國史學習たる換言すれば國史學習の基礎となる郷土の史的材料 <b>ロ、</b> 郷土理解への初歩としての並に史的生活の第一歩たるべき郷土の直觀的史的材料 國史の郷土化及郷土の國史的理解に資する材料	童話及直觀物による傳説等 史跡による物語及郷土の史的人物を中心とする物語等 國史教科書各課へ連結せらるべき各方面の郷土資料	修身讀方及聽方との連絡 修身讀方聽方讀書との連絡 國史との連絡	低學年 中學年 高學年
二、國史へ連結する郷土材料	國史の郷土化及郷土の國史的理解に資する材料	郷土開發の沿革及發展の概況郷土政治住民人情風俗習慣等の變遷等の研究より生れるもの	各教科と連絡及讀書自由研究時間の利用	高學年
三、國史から歸結して新しき郷土の歴史創造への材料	郷土將來への覺悟たる國民的自覺材料	郷土開發の沿革及發展の概況郷土政治住民人情風俗習慣等の變遷等の研究より生れるもの	各教科と連絡及讀書自由研究時間の利用	高學年

右の中、國史教育の立場から主眼點をなすものは言ふまでもなく國史教科書各課による第二の國史へ連結する郷土材料の部面である。第一及第三の部面は主として所謂郷土教育の立場に於て行はる、歴史の部面であつて、各教科の教授に於て隨時隨所に行はれて國史教育の基礎をなし又之を徹底せしむるものである。

尙第二の部面に於てもその學習作用に於ては郷土から國史へ連結する作用、更に國史から郷土へ歸結する作用との二方面が適宜行はれるのである。

而して、之等各項を通じて選ばれる個々の材料は飽くまで國民への教育の立場に於てでなければならず。又その意味に於て取扱はれなければならぬことは勿論である。此點偏狹的な趣味的な研究とは類を異にするのである。

かくて、郷土的材料を採擇し活用することによつて國史は眞に我々の國史としての力をもつことが出来るであらう。單なる昔話に終り或は外國語を學ぶ如き單なる暗記に終ることなく、眞に兒童自身のものとなつて、心的には知識を整理し組織する力、身体的には外顯的動作に表現する力たるところの眞の實力となつて此處に眞に彼等に即した彼等のものとなつて成長する國史の教育が行はれるのではあるまいか。

そもそも、國史教育の意義はより多く將來に見出されるものと考へる。國体の理解といふことは必然的に將來の國家を豫想して之に處する現在の自覺を生むといふことでなければならぬ。過去の歴史の

事實はあくまで過去の事實に過ぎぬ。我々は過去の歴史の中に過去を知ると共に現在及將來の歴史を學ぶのである。又一面、之を個々人にとつてみても、歴史に於ける原始人の生活は兒童本來の郷土に類似してゐるのみでなく、國史の發展は我々の先祖の勞作による結果の連続であつて、今日の我々の存在に至るまでの我々の發展の過程であるとも言ひ得る。その意味で於て國史が理解されなければならぬ。而して、理解されたる國体に於ける國民の自覺の上に郷土的材料はより多くの重要な任務を見出すのであらう。

而して、その取材の地理的範圍は、他の郷土教育に於ける郷土の範圍が便宜上市町村とすることが安當だと思はれる如く、國史へ出發する基礎及び國史より最後に歸結する郷土の範圍も同様に此處に目標が置かれるであらう。郷土教育の目的が郷土を理解させることで郷土そのものを目的とするのである如く國史教育に於ける郷土への歸結も國史への發展も究極に於ては郷土の理解といふ事に歸するのではあるけれ共、その郷土的材料採擇の方面にあつては國史を國史として學習する學年に於てはその取材の範圍は稍々擴大せられて兒童の成長と教材の種類とによつて郡、縣にまで郷土的として及ぶであらう。

壹岐の如き島にあつては島全体が既に國史科を學習する學年に於てはその生活範圍であり、且つ又島全体の歴史を除いては國史材料は存在もせず意味もなさないのである。

## 二、採擇せる郷土的材料

### イ、低學年及中學年に採擇せる國史へ生立つ郷土的材料

郷土誕生神話

百合若大臣鬼征伐のお話

祇園神社のお話 (素戔鳴尊のお話)

神功皇后神話

住吉神社のお話

天満神社のお話 (菅原道真)

元寇のお話 (平景隆、少貳資時、宗三郎)

年中行事にちなんだお話

各種記念日についてのお話

その他各種童話傳説等。

ロ、國史學習學年に採擇せる國史へ連結すべき郷土的材料

尋常小學國史上卷 (尋五)

課 題 目 郷土的材料

一、 天照大神 壹岐(伊岐)の名稱

古墳より現れた玉鏡劔

參宮

四、 神功皇后

御寄港の傳説

五、 仁徳天皇

住吉神社

六、 聖徳太子

鬼の岩屋 (陵の形式と古墳)

九、 聖武天皇

太子講

二、 弘法大師

國分寺

一三、 菅原道真

信仰堂、講、寺院

一九、 武家政治の起

天満神社、太宰府參詣

二一、 北條時宗

少貳氏壹岐を管し守護代を置く

二六、 菊地武先

平景隆、少貳資時、宗三郎

三九、 北條氏康

安國寺、菊地頼隆

尋常小學國史下卷 (尋六)

郷土も戰國、龜丘城

課 題 目

郷土的材料

三五、 豊臣秀吉

松浦氏に屬す

朝鮮征伐に軍船密港

武末城

三七、 徳川家康  
三八、 徳川家光

郷土松浦氏に與へらる  
松浦氏は外様  
踏繪

四二、 新井白石  
四三、 徳川吉宗

島原役に人夫  
家宣就職慶賀使寄港  
甘藷  
捕鯨業  
新田

四八、 攘夷と開港  
四九、 孝明天皇  
五一、 明治天皇

外船出現、警備、牧山忠之平  
外船打攘の準備  
版籍奉還  
廢藩置縣  
小學校創設  
縣會議員  
村の廢合  
日清役從軍者

五二、 大正天皇  
五三、 今上天皇の即位

日露役從軍將卒  
浦鹽艦隊出沒  
青島シベリヤ從軍者  
御大典記念事業

課 題 目

郷土的材料

一、 神 代

大八洲の一、伊岐、天一柱素戔鳴尊の傳説、日鮮交通要地  
神社建築様式、神明式、出雲式、伊勢、出雲參拜

三、 皇大神宮の創立

神社の御神体  
氏神の祭

陵墓と古墳の形式

古墳より發見せる裝身具、食器、武器

四、 皇威の振興

國造  
壹岐國官人口生活様態（魏志）

五、 朝鮮半島の服屬と文物の傳來

日鮮交通の要地

大陵文物傳來  
住吉神社

六、佛教の傳來と美術工藝の發達

太子講

七、支那との交通

近海遣唐使航路の一

傳遣唐使墓存在、萬葉追悼歌

八、大化の革親

國司

一〇、律令の制定

太宰府管轄

防人、烽火、軍船

一一、奈良時代の學藝風俗

壹岐風土記

萬葉歌中の郷土

國分寺、傳行基作佛像

一二、奈良時代の佛教

國分寺遺跡

貞婦玉比賣

一三、平安時代初期の發展

弘法大師信仰、寺院、佛像

一四、藤原氏の專横

國司

一六、武士の興起

天滿宮、太宰府參詣

一七、院政武士の勢威

松浦黨勢力扶殖

平氏の勢力下にある

一九、鎌倉幕府の創設

刀伊入寇と國司藤原理忠の殉

少貳時代、守護代、地頭

二一、元寇

若宮神社

文永の役、新城神社

弘安の役、壹岐神社

防戰

二三、鎌倉時代の文化

神事に残る流鏑馬

寺院に於ける當代佛像

禪宗、寺院建築様式

二五、北條氏滅亡

菊地頼隆

二六、吉野の朝廷

官軍に屬するもの

二九、室町時代の文化

朝鮮との貿易

安國寺と尊氏の木像、古文書



三一、 戦國時代の大勢

住職及寺領  
郷土に於ける戦國時代相  
(五氏の分治、波多氏、六人衆、日高氏と松浦氏、宗氏)

高等國史 下卷 (高二)

課 題 目

郷土的材料

三三、 國內の統一

松浦隆信に屬す、

三五、 江戸幕府の創立

石高の報告、土地の丈量

三六、 外國との交通

平戸藩(外様大名、藩の廣さ、石高、行政一般、地割制度  
參勤交代)

三七、 島原の亂と鎖國

朝鮮使節寄港

三八、 産業學問の發達

郷土とキリスト教

三九、 江戸幕府の中興

寺院亂立

元祿時代の文藝

芭蕉門下曾良

松並木

吉野秀政續風土記の著

四〇、 江戸幕府の衰運

幕吏の巡視

四一、 尊王論と國學の勃興

松浦清甲子夜話の著

四二、 外國船の來航と海防

伊能忠敬の測量

四四、 大政奉還

警備と牧山忠之平

四五、 明治維新

藩主松浦詮の版籍奉還

四七、 外交の進歩と社會

平戸縣より長崎縣へ

の變遷

村、郡の合併

四八、 立憲政體の確立

郷土現在の政黨分野

四九、 文化の發達

郷土選出の代議士

五五、 國運の進歩

郡制廢止、支廳

五六、 明治天皇の崩御

郷土教育一般

大正天皇の即位

郷土出身の人才

郷土交通通信經濟

郷土民御平癒祈願の誠

一三

五七、 歐洲の大戦と我が帝國の地位

御大典記念事業

日獨役出征者

要塞

五八、 大正天皇の崩御  
今上天皇の即位

郷土民御平癒祈願の誠

各種御大典事業

五九、 總括 國民の覺悟

郷土の實狀と郷土民の覺悟

ハ、吾人の生活の國史としてその起源變遷を適宜に附説すべき郷土民の生活諸様式からの材料

一、住居

瓦葺、蒔繪、玻璃器、書院造(襖、疊、障子、縁、玄關)油灯、行燈、つけぎ、蠟燭、蚊帳、こたつ等

二、食物

米、粟、小豆、大豆、麥、稗、酒、糰、鹽、酢、味噌、醬油、蜂蜜、牛乳、白米、むすび、汁、鱈、羹、鹽漬、菓子、素麵、豆腐、納豆、茶、刺身、昆布、ぬた、そば、うどん、心天、團子、饅頭、羊羹、煙草、清酒、砂糖、茶屋、飲食店、料理屋、屋臺店、刻煙草、甘藷、天掃羅、採食回数、等

三、服飾

右衽、靴、下駄、羽織、綿帽子、頬かむり、袴、禪、菅笠、日傘、蛇の目傘、合羽、草履、島田髷、丸髷、茶せん髷等

三、宗教

神、儒教、佛教、眞言宗、淨土宗、眞宗、日蓮宗、禪宗、(臨濟、曹洞)、金光教、黒住教、天理教、キリスト教等

四、年中行事

四方拜、雛祭、端午、七夕、重陽節供、初午、灌佛會、なごし、盆、屠蘇、松飾、羽子板、いのこ、太子講、彼岸、山鉾等

五、經濟

市、税、銅、鐵、金、銀、貨幣、店、問屋、質屋、組合等

六、其他

相撲、碁、双六、かるた、竹馬、腕押、脛押、獨樂、遊女、遊廓、劇場、芝居、謡、三味線、淨瑠璃尺八、長唄、琵琶、箏、琴、法會、火葬、石板卒塔婆、插花等  
二、國史より郷土へ歸結して兒童により採擇せられたる材料

我町神社の研究

我町寺院の研究

我町商品の研究

我町年中行事の研究

郷土自動車の研究

我町明治以後海上交通の研究

明治以後我町年代史

我町田畑、人口、金融の研究

我町税金の研究

我町漁業發達史

我校の歴史

我町偉人傳

明治以後我町流行髷の研究

全

服装の研究等。

三、授擇せる郷土的材料の取扱

イ、國史教育に採擇せる郷土的材料は國史教科書各課に連絡して取扱はれることを本体とする。然しながら低學年、中學年に於ては既述の如く各科と連絡して郷土教育の初步の形に於て取扱はれる。殊に特設せる聽方科の時間に於ては日本童話により歴史の觀念の養成をなすと共に郷土材料も童話

の形に於て取扱はれる。中學年にありては修身、讀方等に出で來れる國史的教材をその都度簡單なる年代表に記入して年代的觀念を養ふと共に、之に郷土材料取扱の都度主なるものを併せ記入して掲げて之を活用する。

ロ、國史學習學年に於ては國史學習の中に於て各課と連絡して取扱はれると共に、特設せる自由研究時間及讀書時間を應用して郷土的材料の研究及その發表をなさしめ之が國史との連絡及將來への豫測をなさしめる。

ハ、指導案の一例

高等科第二學年女子國史科指導案

六月二十四日

指導者 豊永友一

一、題目 産業學問の發達と元祿時代の文藝

二、要旨 家康により太平の基礎固まり家光の鎖國によりて小天地に大平の夢を結ばんとする國民の爲政者の眼は内治に向ひ、交通産業等大いに進展を來し、社會の進運に伴ひて文

教亦起り學者輩出し、一面町民の經濟的據頭は凡ゆる民衆文化を創造し、現實的なる町民人情はやがて享樂的頹廢的となりて江戸時代第一期の日本文化爛熟期たる元祿の世相を展開する。その大要を知らしめて以て國民的自覺の内容を豊富ならしめんとす。

一、區分

- 第一時 研究細目による全課の自由研究
- 第二時 時代の概観と交通通信産業の發達、文教の復興學習者の輩出につき整理
- 第三時 通俗文藝の勃興、美術工藝の進歩、元祿風につき整理

本 次 第三時

一、主眼 兒童の自由研究により纏めたる事項を發表せしめつ、元祿時代の文化の大要を知らしめて、當時の世相、國民生活及び國民文化の一端を伺ふと共に併せて今日への傳統から將來への豫測へ……

一、準備 繪畫、レコード、寫眞、その他參考物

一、本次整理指導豫定

要 目	要 項	郷土材料	兒 童	教 師	に よ り
元祿民衆 文化の時代的背 景の概観	町民の經濟的 擡頭 綱吉尋軍の政 治	郷土世相の想 像	部分的發表	質問しつ、補 説	研究暗示
通俗文學起る	淨瑠璃 芝居 能狂言 小説	三味線 劇場建築 謡曲	研究細目によ り纏めたる事 項の發表	淨瑠璃本 レコード 謡曲本當時の 作品集繪畫等	會良の俳句

美術工藝進歩す

俳句 會良  
狩野探幽  
土佐光起  
菱川師宣  
尾形光琳

芭蕉門下  
會良  
浮世繪  
蒔繪

全 右

補説整理  
寫眞  
浮世繪蒔繪の  
實物等により  
補説整理

元祿風

直衣  
肩衣  
半袴  
羽織袴  
男女服飾

元祿袖  
島田髷

全 右

補説整理  
繪畫等により  
補説

明治以後郷土服  
装の變遷  
全女人髷の變遷

挿畫の説明

萬歳  
振袖  
吉彌結  
島田髷  
勝山髷

部分的發表

補 説

個別的指導

教科書一讀			
豫測	郷土に残れる 江戸時代的文 化	質問 該課に連絡せ る特別研究事 項發表	應答及個別指 導
		感想の發表 現代に残れる 江戸文化と將 來の豫測	元祿時代總批 判

ニ、國史學習時間に於て郷土將來を豫測し各人の自覺を促すと共に研究材料についての暗示を與へる  
ホ、年代表に郷土欄を設けて活用する

紀元	天皇	時代	史	實	郷土 年 代 士	郷土史實	郷土文化
				(高等科に於ては文化 女子學年に於ては女性 の欄をも加ふ)			

へ、細目に郷土欄を設けて之を活用す。

週	題目	要	項	兒童研	郷土的	準	備
間	及時			究問題	材料		

ト、兒童の勞作による國史の郷土的材料の共同製作物及個人研究製作物等は之を發表展覽討議批評を  
相互に行はしめる。それには必ず將來の豫測と各自の自覺とを伴はしめる。

チ、實物の直感を重じ、遠足を利用して史跡の見學をなす。  
リ、學藝會、記念日等に於て研究の發表をさせる。

ヌ、國家全体の立場から、又他町村の實際から郷土を眺め、比較研究せしめ、郷土人としての自覺を  
促すことは國史教育に於ても、郷土教育一般の立場と同様である。

以上、その取扱の概要であるが、要するに國民は郷土の中に生立ち、國史は飽くまで我々の國史でな  
ければならず、郷土的から國家的への進展は再び新しき自覺を以て郷土へ歸結されなければならぬ。

而して、學習とは眞の意味に於ける實力を養生することではなければならぬ。教育學の進歩が必ずしも  
教育そのものの進歩ではない如く、如何に豊富に郷土的材料が採擇せられ、羅列せられても唯それのみ  
では無意味である。生かすも殺すも要は取扱の如何にある。取扱の如何は、取扱つてみることによつて

解決する。唯吾人は實際の中から理論を見出さなければならぬ。觀念の世界をつめ込み、又それにあてはめんと努力するのではなくて、兒童の現實から出發し、實際の中に於て實際の眞理を發見し、兒童そのものの成長としての教育へ志すものである。

## 國史教育の使命を果す爲めに

日本精神のあらはれ

萱瀬校 峯 利 雄

世界の歴史を繙いてみるに、古今を通じて東西の區別なく、同じ運命に左右されてゐるものが一つある。

それは治亂興亡榮枯盛衰である。盛なるもの必ず衰ふる事は、人の世に於ける免れ難い運命であつて、一個人についても五十年を定命とし、七十を古來稀なりと云ひ、長くとも一百年の壽を完うするものは誠に指を屈する程である。國家に就ても同じやうな定めがある。

世界の歴史を通じて古來興つては亡びた國が何程ある事であらう。ピラミットを築いたエジプト王朝の榮華も、萬里の長城を築いた秦始皇の濶達も、歐洲を席卷した大蒙古の盛威も、羅馬の豪奢も、ナポレオン一世の霸業も、すべて皆一場の夢と消え、只山河空しく存して其の跡に幾度か國が建てられ又滅びた。

その中であつて獨り我國が三千年來一貫せる統治の下に、彌榮の運命を楽しんで來た事は盛者必衰の歴史上の理法に外れた唯一の例である。此の珍らしい例は如何にして生れたのであるか。固より之には種々の原因があるであらう。その中に日本國民の有する精神、思想的傾向に於て優秀なる所があつて、之によつて我國の歴史をして世界史上殆んど唯一の汚されざる歴史たらしめた事は當然認められなければ

ばならぬ。

固より我史民の精神としては、それら美點長所ばかりでなく色々の缺點短所をも有つてゐる。斯く我國をして今日あらしめた力としての日本國民の精神に如何なるものがあるか、それらを考察して益々之を長養し、併せて我が國民の有する精神上の短所を反省して、その是正に努むる事は今日色々の意味に於て極めて緊要な問題であると思ふ。然し頁敷に限りがあるので以下項目のみを擧げて日本國民の精神を考察し、ひいて小學國史に現はれたる事柄の取扱上の指針としたいのである。

一、立國の理想に現はれた國民の精神

(一) 主權者を奉戴するに當つて、血統主義を取つて居る事である。此の精神は云ふまでもなく我が天孫降臨の際に於ける天祖の神勅に現はれてゐる通りである。

(二) 合議主義を以て政治の根本として國を建て居る事である。我國は君民同治の國である。天照大神が天岩戸にお隠れになつた時に、その後の所置に就いて八百萬の神々が天安河原に會して之を議したと傳へられて居る。又天孫降臨に先だつて大國主命に歸順を説くに、如何なる手段を講じ何人を遣はすべきかに就いては、八百萬の神の群議によつて之を定められた。之實に議會政治の淵源である。

(三) 積極的努力主義の精神。神武天皇御東征に就いて考へて見ても分る。幾度か進退谷まる様な場合もあつた様であるが、其の度毎に歌を歌つて士氣を鼓舞して其の難關を切り抜けたのである。然し今日我國民が東洋一般の氣風の影響を承けて、一種の縮らぬ主義に傾き、不屈不撓の精神に於て遺憾の點が

あるとすれば、吾等は大いに反省しなければならぬ。

(四) 平和主義。三種の神器の中、御劍は武徳を尙ぶ事を表明してゐるが、それと同時に女の魂とせられて居る神鏡があり、柔和を象徴する玉があつて明かに平和を尙ぶ精神を示して居る。

(五) 發展主義。發展主義は立國の國是である。伊弉諾伊弉冉二神の離別に際して、女神が一日千人の命を奪はんと云はれた時に、男神は然らば我は一日に千五百人を生まんと言明せられた。民族發展主義の根本義である。此の發展主義は祈年祭の祝詞にもよく現はれてゐる。即ち

皇神の見霽します四方の國は天の壁立つ極み、國の退き立つ限り青雲の靄く極み、白雲の際坐向伏す限り、青海原は棹掛干さず、舟の艦の至り留まる極み、大海原に舟滿ちつゞけて陸より往道は荷の緒縛ひ堅めて、磐根本根履みさくみて、馬の爪の至り留まる限り、長道間なく立ちつゞけて狭き國は廣く峻しき國は平らけく、遠き國は八十綱打掛けて引寄する事の如く、皇大御神の寄さしまつり給へば、云々

祈年祭は其年の五穀の豐饒を祈願する祭であるが、天照大神にだけ特別に國家の繁榮、發展を祈願する所に國民の發展主義的精神が現はれてゐるのである。

二、包容力と同化力

我が建國は異民族の征服に依つて出来たものではなくして、異民族の包容と同化とに依つて出来たものである。大陸と交通が始まり、三韓及び支那の移住民が續々として我國に來つて歸化するやうになつ

た時も例へば秦氏の戸数が七千五十三戸とか大寶時代には約十一萬人とか云はれて居る。之は秦氏だけであつて他も之に準じて考ふべきであらう。總べて此の多人数が包容力と同化力とによつて歸化してしまつたのである。我が國民の大なる包容力と同化力とは、異なる民族的要素に對して働いてゐるのみならず、他國に發達した文化に對しても大なる働きを示してゐる。儒教と云ひ、佛教と云ひ、繪畫彫刻と云ひ、天文學醫學法律學、音樂或は使用せられてゐる文字に至るまで大陸文化の輸入であるが、其の他のあらゆる文化に對してそれらはそのまま我國に用ゐられたのではない。我國獨特の精神によつて日本化せられ、日本のものとして、其の本國にも見る事の出来ない發達を遂げてゐる。

### 三、祖先の道を重んずる精神

祖先崇拜の信仰は如何なる國民も如何なる民族も嘗ては之を有つて居つたのであるが、基督教其の他の新しい宗教に壓倒せられて次第に祖先崇拜の信仰を失ひ、今日に於ては尙ほその信仰を保つてゐる國は甚だ少いのである。我國は祖先崇拜とは根本的に性質の違つた佛教が輸入せられても、基督教が輸入せられても、固有の祖先崇拜の信仰は決して滅びない。佛教の如きは却て祖先教化してゐる。

### 四、實行主義

言挙げする事を好まず、實行を以て主とする事、不言實行を重ずる事は、我が國民の著しい特徴である。徳川時代に和蘭人が日本人を観察して書いたものによれば、日本人は愛嬌がないとか表情がないか云ふやうな事である。之は社交に馴れた外人から見ると無理もない事であつて、日本國民の有つてゐる一つの短所である。

然し之は一面から見れば一つの美点である。心にもない事を口にだけ出し、心にもない御世辭笑をするなどは、見識ある男子の潔しとしない所である。殊に喜怒哀樂を容易に顔に現はさないと云ふ事は我武士道に於ける修養の主要なる部分であつたのである。

但し古代人の誇つた言挙げせぬ風、武士精神の特色であつた沈黙寡言、不言實行と云ふ事は今日段々衰はれつつある様に思はれるのは甚だ遺憾である。

### 五、犠牲的精神

我國民が犠牲的精神に富んでゐる事は自他共に許してゐるのであるが、國民道德の一つである武士道の如きも、此の精神を基調として發達したものである。近くは上海事件に於いて現はれたる肉弾三勇士を始め其の他の將卒の奮戦は此の犠牲的精神の現はれでなくて何であらう。之は單に男子のみではなくて遠く遼れば、日本武尊の御東征の道すがら弟橘姫は、夫の難を救ふために自ら海に投じた。日本婦人の犠牲的精神の最も著しい一例である。

我國體そのものが、君民上下の沒我的犠牲精神に依つて成立して居るのである。

(紙數に限りがあるので誠に遺憾ながら以下項目のみを記す。)

### 六、順應的精神

### 七、公的、非個人主義的精神



八、光明を尙ぶ精神。

九、改過遷善。

十、現實的非空想的。

十一、直覺的、感情的。

以上誠に一例を挙げ或は項目を挙げたに過ぎないが此の日本國民の精神が小學國史の中に多分に現はれてゐる。或は國史教材すべてがその現はれであると云つても過言ではないと思ふ。即ち此の精神を以つて教科書に現はれたる史實又はその文章に對して正當なる批判を加へ以つて國史教育の使命を果し度いのである。

#### 批判取扱の注意

元來歴史的批判は教材について明確なる理解を得せしめ、又は自ら發見せしめて志操の陶冶を行ひ、以て日本精神を体得せしめ延いて文化人の教養を得しむる爲に行ふのである。一体批判と云ふ言語は批判し且つ判断するといふ謂であるから單に之を批判し或は判断し去るだけでは未だその奥義には觸れぬものであると云ふ事が出来る。議論上からいへば國史教科書は事實そのままを記述し、史實そのままを兒童に知らしめればよいと云ふ説もあるやうであるが、教育的國史といふ見地から考へ國民的立場から妥當なる批判を加へる事の必要なる事は今更云ふまでもないところである。

彼の日本外史が維新前後に於いて一世を風靡する様な權威を示した所以のものは、史實そのものゝ敘

述もさることながら山陽先生の爛々たる史眼から迸り出でたる熱烈な批判の筆にあるとさへ稱せられてゐる。而して山陽先生の國家的に偉大な点も亦茲に存するのである。そこで唯單にこれは善これは惡と分明ならしめたのみでは、眞に教育上の批判と云ふことは出来ない。

普通に人物の批判を行ふ場合の如きは、唯徒らに人の短所ばかりあげて惡口するのが通例の様に思ふが、それは決して眞の批判と云ふのではない。結論だけを擧げることや人の短所のみをあげてことを批判等と考へることは間違ひである。批判は即ち判断の判断であるから之を自己に對して云へば所謂反省である。故に批判と云ふのは己に判断を加へたものに更に判断を加へる義であるから、そこには善惡、成敗に對する冷靜なる判断とよつて以て此處に至れる過程とを推量考究して自己に内省的に或る見解を與へるものである。斯くの如くにして獲得せる眞正な知見を各自が有することは、惹いては我が國体を眞正に解し且つ倫理的道德的に卓越する所の國民を貯藏することになる所以であるから、それ丈け優秀な國民を養成し得たと云ふことになるのである。

批判は多くの場合事實を主觀的に觀る場合が多いから各人各種で實に千種万別であるが、結局その歸着点は倫理的批判藝術的批判及び科學的批判の三つになると思ふ。

即ち倫理的批判とは善惡の問題、藝術的批判とは美醜、科學的批判とは眞偽に就いてである。此の三方面が相交錯して千種万様の觀を呈するのであつて、國史の批判もこの三方面よりなして行きたいと思ふのである。

道徳的批判（倫理的批判）は足利尊氏も明智光秀も僧道鏡も平清盛も決して凡人ではない、偉大な人物であつたかも知れないが、その智その才その方を悪の方に使つて大義を亂し人倫に悖ることをして道にはずれる様なことをしたから悪い。反對に楠木正成や新田義貞和氣清磨やその他の忠臣義士は善を行ひ國家のために働いたから賞讃されるのである、と道徳的に批判を下すのである。

藝術的批判 吾々は口に質素儉約を説きつつも、東大寺の偉大日光の華麗を世界に誇つてゐるのである。宇治の鳳凰堂に遊ぶとき頼通の豪華を憎むを忘れ藤原氏全盛時代を偲ぶであらう。紫式部の源氏物語等道徳的に優れてゐるのではないが、國文學の寶玉と呼ぶには誤りない。國史に於いて美的判斷も決して輕視すべきものでない。

而し以上道徳的、藝術的批判だけでは未だ足りない。即ち眞理を眞理と認むることも行つて行かなければならぬ。その爲には社會的批判や經濟的考察を十分に行つて行かなくてはならぬ。例へば奈良朝時代は堂塔佛像の建築や彫刻の盛大な反對には、國民はその負担に苦しみ抜いて都の繁榮の後には地方の陰慘がひそんでゐた。平安朝になつても都は龍頭鶴首の船を浮べて詩歌管弦の宴に耽つたとはいへ、地方は疲弊し産業は興らず諸國は爲に争亂相踵いで起るに至つた。鎌倉時代は幕府創立當時源頼朝は質素儉約を奨励し、北條氏數代は之を承けついで天下は爲に治つたが、北條時宗の時に至り國難元寇に費した國費は莫大なものであつた。その傷未だ癒えざるに暗愚高時の出づるに及び日夜の酒宴は益々民の膏血を絞りその怨を買つて遂に北條氏は滅びた。

かくの如く上下三千年の我が國史を辿る時經濟生活が人心に及ぼした影響が甚大である事を知り得るのである。

以上善惡、美醜、眞僞の批判を下すことによつて自己の情操を陶冶し物の眞僞を知ることによつて己の向上發展を希ふことが肝要である。

抑々我が光輝ある國史否血あり涙ある個々の史實そのものは、取つて以て直ちに國民精神の教養、國體觀念の培養に資すべきものではあるが、時代を異にし境遇を同じうせぬ現代の國民に提供するものとしては何等かの批判を加へなくてはならない。過去に於ける史實が今日の國民教養に値價ある所以は即ち史實を批判的に眺めて以て現在の國民生活に反省を加へる点に存すると考へるのである。つまり此の批判によつて兒童の徳性を培養し情操を陶冶し道徳意識を明瞭にし國民的觀念を増大進展せしめて行くこと云ふことが重要な着眼点である。

この問題を研究するに當り先づ現行教科書は如何なる態度を以つて史實を取捨選擇し如何に批判して居るか。現行教科書は編纂趣意書にも述べてあるが如く、その史實の選擇及びその説き方にはそれぞれ注意を拂つてその人物には忠良賢哲を配合し、不忠不義の人物には忠勇義烈の士を以つて對照してある又亂世には英主英雄を、疲弊した時代には名君賢臣をあげて、一層その史的人物の行蹟なり時代の眞相なりを明かにすることに力めてある。

かく現行教科書は形式に内容に順逆正邪の區別を明にし、國體の特異皇室の崇嚴なる所以を知らしめ、

大義名分を正して國民に鞏固なる國史的信念を培養することに終始着眼してゐる。此の道徳的批判を加へたことは改訂教科書の一特徴である。昔から多くの人に愛讀された史書の中讀者をして最も感興あらしめ、且つ此の興味の中に尊王愛國的精神を振作せしめるものに、太平記、神皇正統記、大日本史、日本外史等があるが此の史書が斯く人心を激勵し國體觀念を養成した所以のものは、其の叙述の体裁が極めて明快で比喩適切行文流暢なると共に、著作者その人が至誠奉愛國尊王の精神に満ちて各所に道徳的批判即ち善人は稱歎し、逆臣に對しては大斧大筆誅を加へ、人物表現の仕方が極めて旗幟鮮明であつたことも大いに關係がある。其の結果自ら讀書をして奮ひ起たしめ且つ後世に長く感化を垂れたる所以になつたのである。

現教科書中から左に主要なる批判をあぐれば

例へば日本武尊の功績として

「尊はとうとき御身を以て兵士と共になんぎをしのび給ひ少年の御時より少しも御身をやすめたまふひまなくしてかくれ給ひしなり。されど其の御手がらによりて遠方まで平らぎ世の中よくをさまれり。」と云ふ詞の中に尊の艱難辛苦をよくおしよのぎになる性格と武勇にまします一面が表はれてゐるとは云へ川上梟師を討つ智略や弟橘姫を思ふ温さがかくれてゐる。

「されど御てがらにより遠方まで平ぎて世の中よくをさまれり。」は唯々武略的威壓にひびきやすく徳化の方は軽く見られ勝な詞であるから注意して取扱はねばなるまい。

或は和氣清麿を述べた後「わが國の臣民たるものは皆清麿の心を以てその心となさざるべからず。」とその「心となさざるべからず」を眞に兒童の心から叫ばしめるには通り一片の事では出来ない。

以下教科書所載の主なる所だけを掲げて見る

- 一、大神は御徳きはめて高き御方にて、はじめて稲麥などを田畑にうゑさせ、又蠶をかはせて、萬民をめぐみたまへり。
- 一、命よろこびて其の仰にしたがひたまへり。
- 一、萬世一系の天皇をいたゞきて、いつの世までも動きなきわが國體の基は、實にこゝに定まれり。
- 二、天皇はまた孝心ふかく、御先祖の神々を鳥見山にまつりたまふ。かくて天皇は、天照大神の定めたまひしわが帝國の基をいよいよ固くしたまひてかくれたまへり。
- 三、尊はたふとき御身を以て、兵士と共になんぎをしのびたまひ、少年の御時より、西に東にわるものどもを討ちて、少しも御身をやすめたまふひまなくして、かくれたまひしなり。されど其の御てがらにより、遠方まで平ぎて、世の中よくおさまれり。
- 四、かくてこれより朝鮮は天皇の御徳になびきしたがひ、熊襲もおのづから平げり。
- 五、天皇はなほ人民のためをはかりたまひ、堤をきづかせ、池をほらせなどして、農業をす、めたまひしかば、人々皆ふかく天皇の御恩に感じたてまつり、おのゝ其の業をたのしみて、世の中よくをさまれり。

- 六、かくの如く、太子は大にわが國の利益をはかりたまひしが、いまだ御位に即きたまはざる前に、うせたまへり。此の時、世の中の人々は皆、親をうしなへるが如く、なげきかなしみたりといふ。
- 七、蝦夷の子入鹿はなほも思のま、にふるまいて、おのれに縁ある皇族を御位に即けたてまつらんがために聖徳太子の御子孫をほろぼし、遂におのが家を宮といはしめ子等を王子といはしむるに至れり。まことに朝廷をおそれざる無道のこと、いふべし。
- 八、兵を出して百濟をすくはしめた。
- 九、御生れつきなさせ深く貧しき人々のために病院を建て、藥を施したまひ、又孤兒を集めて之を養はしめたまへり。
- 十、わが國の臣民たるものは、皆清麻呂の心を以て其の心となさざるべからず。
- 十一、廣蟲はつゞしみ深くして。かつて人のかげ口をいひたることなく、又なさせ深く棄兒を拾ひ集めてあげたる數八十餘人に及びたりといふ。
- 十三、かた時も天皇の御事を忘れてまつらざりき。
- 十六、義家大に感じ弓につがひたる矢をはづして貞任をのがしやりしといふ。まことに、武士のなさせといふべし。
- 十七、此の間に義朝等はおそれ多くも上皇の御所を焼き上皇と天皇とを皇居におしこめたてまつれり。
- 十九、重盛の如きは、まことに、忠孝の道を全うしたる人といふべし。

- 十九、敦盛の如きは實にけなげなる若武者といふべし。
- 二十、武人天皇の思召にそむき、みだりに兵を擧げて京都をおかし、あまつさへ天皇を廢立し、三上皇を遠島にうつしたてまつりしが如きは、かつて例なき大事變にして、義時の無道こ、に至りて極まれりといふべし。
- 二十、これより三年の後、御みづから御食事を絶ちて、佐渡の島にてかくれたまへり。まことにおそれ多きしだいならずや。
- 二十一、然るに時宗は決心いよく堅く、命じて其の使を斬らしめ、又石疊を博多灣の海岸に築かしめて、元軍の來寇に備へたり。
- 二十二、龜山上皇は大に之を憂へたまひ、かしこくも御身を以て國難に代らんことを伊勢の神宮に祈りたまひ、云々
- 二十三、實に正成は古今忠臣のかゝみにして、わが國民は皆正成の如き眞心を以て御國の爲につくさるべからず。
- 二十五、まことに正行の如きは勇と仁とをかねたる武士にして、忠孝の道を全うしたるものといふべし。かくて楠木家は正行の死後に其の一族をあげて、ながく朝廷の御爲に眞心をさ、げたり。
- 二十六、其の不忠不義まことににくみても餘りありといふべし。
- 二十六、然るに後いくばくもなく武光卒するに及び、九州の官軍はまたやうやく衰へしが、其の子孫は

なほ久しく朝廷の御爲に力をつくせり。

二十七、わが國には天皇の外にまた國王あらんや、義滿の如きはわが國體をないがしろにせるものといふべし。

三十、かくて久しき間勝敗決せざりしが謙信は信玄とかくまではげしく戦ひたれども、甲斐の人民が食鹽の乏しきに苦しめるを聞き、之をあはれみて越後より鹽を送らしめたれば人々深く其の義に感じたりといふ。

三十、謙信之を聞き良き相手を失へりとして深く惜しみたりとぞ。

三十二、天皇が御身の御困難をかへりみたまはずして、もつばら萬民をいつくしみたまへる御仁徳のかたじけなさには、誰か感泣せざらん。

三十三、信長さきに勅を拜してより、専ら天下を平げて叡慮を安んじたてまつらんとせしが、其の業まさに成らんとして、忽ち逆臣の手にたふれたるは惜しむべし。

三十四、秀吉は輕き身分より起り、其の智勇を以て國內を平げ、皇室を尊び人民を安んじ、更に外征の軍を起して、國威を海外にかゝやかしたる豪傑なり。されど一方には、又極めてやさしき人なりき云々。

三十七、家康は最も忍耐力に富み、おひおひに己が事業を進めて、遂に國內を統べ、善き政治を行ひ、學問を興し、以て二百六十餘年間の太平の基を開きたり。

三十九、かくて幕府は、大いに天皇をはかりたてまつりしが、不幸にして天皇は、御在位僅かに十二年にして崩じたまひしかば、上下これを惜しみたてまつらざるものなし。

四十、光圀これをなげき、四方より學者を招き、廣く書物を集めて、國史をしらべしめ、遂に大日本史を作りて、名分を正し國體を明かにせり。

四十、光圀は尊王の心深く、常に皇室を敬ひたてまつり、毎年正月元日には、禮服を着けて京都の方を拜せり。しばしば家臣に語りて云々。

四十一、其の事を傳へ聞くもの、良雄等の節義に感ぜざるはなく、赤穂義士のほまれ高く、此の後ながく士民の義心を勵ましたりき。

四十二、かくて白石は、政治上に大功を立てしが、吉宗八代の將軍となるに及び、幕府を退きて、有益なる多くの書物を著し、學者としても其の名高し。白石が少年の頃より貧困を忍びて、かつて他人にたよらず、遂に當代にならびなき學者、政治家となりて其の志をとげたるは、まことに感すべきなり。

四十三、かくの如く吉宗は、善き政治を行ひて、世の中よく治りたれば、世に之を徳川幕府中興の英主と云ふ。

四十四、天皇は御なさけ深くおはしまし、定信またよき政を行ひたれば、天下の人々は、西に聖天子ましまし東に名臣出づとて喜び合へり。

四十五、宣長は、多くの書物をのこせし上に、日本全國にわたりて五百人に近き弟子をもちたれば、宣長の志をつぎて、盛に其の説をとふるもの多し。ここに於て人々いよいよわが國体を辨へ、わが大日本帝國は、萬世一系の天皇大政を御みづからしたまふべきものにて、幕府が政を専らにするは道理にたがへることをさとるに至り、尊王の論ますます勢を加へたり。

四十六、高山彦九郎は、上野の人にしてはやく父母に死別れ、祖母に養はる。生れつき豪氣にして且つ孝心深し。少年の頃は、書間は農業に勵み、幕方より遠き道を歩みて師のもとに通ひ夜ふけまで學問を習ひて毎日怠ることなかりきといふ。後祖母の死するや、悲しみにたへず、其の墓の側に小屋を建て、藁をしきて坐し、ねんごろに之をまつりて、三年の喪に服したり。

四十七、齊昭は光圀の志をつぎて皇室を尊び、毎年正月元旦はもとより、先帝の御忌日には、必ず身を清めて京都を遙拜し、常に家臣を戒めて朝廷を敬ひたてまつらしめたり。今や攘夷の論起るに及びて、齊昭は進んで之をとへ、此の際天下の人心をひきたてて、國威を損ぜざらんことにつとめれば、これより尊王攘夷の論は大に天下を動かせり。

四十九、當時皇室の御費用乏しく、天皇は御不自由を忍ばせたまひながら、常に萬民をあはれみたまへり。かくて上も下も悉く、天皇の御徳をあふぎたてまつりて、朝廷の御威光は年ごとに加はり、政

權の朝廷にかへる氣運をひらけり。

五十、慶喜は時勢を見て其のす、めに従ひ、之を奏せしに天皇たゞちに許したまへり。

五十、總督の宮は其の解散を命ぜしに従はさりしかば、やむなく之をうち破らしめたり。

五十一、沿道の民これを拜みたてまつりて、皆感涙を流して喜び合へり。

五十一、大名の支配する土地、人民を朝廷に還し奉らしめんことをとへ、遂に其のす、めにより、長

門、薩摩、肥前、土佐の四藩主まづ連合して奉還を請ふに及び他の諸藩主もまた多く之にならへり

五十一、實に熊本城の陥ると否とは、國內の大勢にか、はるところなるに、谷少將以下萬苦をしのぎて

五十餘日の間よく之をさ、へたるは、其の功大なりといふべし。

五十一、此の役に當り、天皇は大阪陸軍病院に行幸して、かたじけなくも傷病兵をいたはりたまひ、皇太后皇后は御みづから繻帶を作りたまひて、負傷兵に賜はりしかば、皇室の深き御めぐみに感泣せざるものなし。

五十一、又佐野常民等が博愛社をたて、官軍、賊軍の別なく傷病者を治療せしは、實にわが國赤十字社の起なり。

五十一、わが帝國憲法は、天皇が専ら國民の幸福をはかり相共に國運を進めたまはんとの大御心より制定せられたるものにして云々。

五十一、然るに清國は之を聽かず、かへつて海陸の大兵を朝鮮に送り云々

五十一、此の戦役は、東洋に於ける近世の大戦争なりしが、平和の成れるまで、天皇は久しく廣島の大本營にまし／＼云々。

五十一、天皇はステツセルが其の國の爲に盡せし忠節を嘉して、武士の面目を保たしむべき御旨を傳へたまひ城中の將校には、特に帶劔を許して、本國に歸ることを得せしめたり。

五十一、天皇は伊勢に行幸して、御みづから神宮に平和の回復を告げたまへり。

五十一、我が國が世界の強國と戦ひて、連戦連勝、大いに國威を海外にかゝやかしたるは、もとより天皇の御稜威によれりといへども、また教育あまねく國民に行きわたたりて、奉公の念ます／＼強く、舉國一致して君國に盡したるが爲なり。

五十一、博文は明治維新の前後より専ら、國家の爲に盡し、憲法の制定はもとより、韓國の統治にも大功を立てたりしに、俄に薨じたるは、實に惜しむべきなり。

五十一、然るに天皇御病ます／＼重らせられ、三十日遂に崩じたまふ。御年六十一。國民の悲しみたとへんにもなく、世界列國また之を惜しみたてまつらざるはなし。

五十一、こゝに於て國民の先帝を慕ひたてまつりて、御陵に神宮に參拜するもの日々相つげり。

五十二、然るにドイツの艦艇は、また印度洋、地中海等に於て、みだりに各國の商船をうち沈め、數多の良民をそこないて、非道の振舞少からず。よりに我艦隊は、遙に此の方面にも派遣せられて、警戒護衛の事に當り、種々の困難をしのぎて勇敢に働きよく敵の暴行をおさへたり。

五十三、今や我國は五大強國の一として、世界に於ける重要な地位を占む。これ實に御歴代天皇の御盛徳と、國民世世の忠誠とによれり。さればわれ等國民は、よく國運發展の由來をつまびらかにしおの／＼其の業に勵み、一致共同してます／＼國家の富強をはかり、進んで世界平和の爲に力を盡し以てわが國史に一層の光輝を加へざるべからず。

以上の如きものが教科書の態度であるから、此の精神に従つて補導しなければならぬ。尙批判の指導について一言を附したいと思ふ。我が國史の取扱をなすに當つて、其の史實を批判する際にはどこまでも國民的批判の原理に基づいて、しなければならぬ。國民的批判といふのは言ふまでもなく批判者自身が國民的立場の上から正當なる批判を下すことである。若しこの立場を無視して不當なる批判を下すが如きことがあつたら、それは既に教育的國史としての價値は全くないのである。否場合によつては全然害になることがある。苟くも國史教育者として自任せんとするものは宜しくこの點について特別の注意を要すべきである。特に現今の如く外來思想が善惡混淆して一時に潮の勢ひで押寄せつゝ、ある際に當つては、一層の注意を要するのである。

次に批判をなすに當つて忘れてならないことは、歴史科の本質と與へられた教科書編纂の精神に立脚し而も對者たる兒童の心意發達の程度を顧慮し時勢に適應する様に取扱をせねばならぬ。即ちなるべく廣い史料の上から見渡して公正に批判すると云ふことである。一面のみを見て直ちに輕卒な批判を下すが如きは吾人の望む所ではない。一時的感情に驅られ或は固執的主觀に捉はれて輕々しく批判しその眞

相を逸しその善惡を誤るといふ事が少くない。固より吾人は感情の加はらない批判が正しいものとは思はないが、純化されない感情の批判は恐ろしいものである。この理智を通さない感情の批判即ち本能的盲目的、利那的な感情は果して正しいものではなく必ず價値のないものであるに違ひない。

されば冷靜にして冷酷に陥らず虚心坦懐公平に批判し同情を以つて之を攻究しなければならぬ。特に道徳的に或は私的に非難の多い人物にても大局から見るとは非常な貢獻者として歡賞すべき場合もある殊に道徳的批判とその人物の功績とは別問題に考へねならぬ。例へば源頼朝の如き人は之を道徳的の批判から云へば、血肉を分つた兄弟を殺し地頭守護を置いて政權を人臣に收めたと云ふ事は確かに悪いことではあるが、併しながら平安時代のだらしなない政治を緊縮し鎌倉政治に變へて人心を緊張させたこと云ふ點に至つては功績があつたと考へねばならぬ。又徳川家康に對する批判の如きも彼の鐘銘事件の家康は全く兒童の同情を離れ兒童の多くが家康を稱して狸爺と云ひ、甚だしきは家康の肖像に樂書をなし鉛筆を以て眼玉をくり抜く等敢てなす者さへある。勿論秀吉薨去後の行爲中には大いに惡むべきものがあることは間違ひのない話であるから其の點を責むるはよいとして之が爲に政治上の貢獻を水泡に歸せしむるが如き態度は甚だ面白くない。

要するに出来る限り史實の指導を究め時代の思想感情との交渉を研め國體觀念國民精神の流れの上から正當に批判を與へ尙進んで現代國家社會の立場から正しく眺めさせねばならぬ。時代錯誤の批判や偏見的固陋な批判は國史教授を誤り國民を害ふものである。

更に注意すべきは時代を離れて眞正なる批判は行はれない。故に公平なる批判をなさんとするには宜しく時勢に對する適當なる理解が必要である。されば吾々がその時代の史實を正當に理解し之に正して批判を加へようとするならば少くとも其の時代の思想に沈潜しその時代の氣分に没入しその時代の風習に生活せねばならぬ。かくして始めて批判の眞相にふれ義理人情の機微を穿つことが出来る。

例へば天照大神が農業の道を御勧めになつたことについても單にそれだけでは何の意味もない。當時の國民の無知識狀態を背景として考へそれから斯かる状態の時であつたから斯くの如き事をなされたのであると批判して始めて生きて来る。仁徳天皇が池を掘り溝を御拓きになつたことも單にそれだけ説明したならば何等の印象もない事であらうと思ふ。其の時代には水害があり早魃があり飢饉があつて人民が非常に困つてゐる。その原因は矢張り池や溝のないことに因ることをお考へになつて之をお拓きになつたのである、と批判してその材料が生き感謝の念も起きる。或ひは金閣の贅澤を説くにしても金閣は足利義滿が自分の別荘として營んだもので、その金箔のあるところは頂の三階のみである。

併し之を徳川時代に出来た日光の華麗に比べたら足許にも及ばない程の質素であるといつてもよい。芝の御靈廟を見ても金閣以上の莊麗なことが分る。然るに日光のは金閣の如くに左程贅澤と見られてゐない。是等は全く其の時代の風潮から批判しなければならぬ。即ち徳川時代は豊臣氏の天下一統によりて全國の産業は勃興し鑛山の採掘も盛に行はれ黄金の産出が豊であつた時代である。足利時代は金の産額は頗る乏しかつた時代で此の時に金閣を造つたと云ふことは比較の上から非常に贅澤と云ふことになる



のである。

赤穂義士の事蹟も今日まで餘り一般の歴史としては認められなかつたのは復讐を鼓吹すると云ふ様な傾きが起りはせぬかといふ心配のあつたのと、尙ほ一つの小藩の出来事であつたといふ爲である。明治天皇は明治元年に勅使を泉岳寺に御遣はしになり「堅く主従の義を云々」の勅語を賜はつたことがある。斯かる點から考へて赤穂義士の話は尊いと思ふが、その復讐に對する取扱は今日と其の形式を異にしてゐる。君父の仇は俱に天を戴かずと稱し或る時代に於ては美譽として賞讃されたもので、然も主従の關係を主視した武士道の精神から善とされてゐたのである。然るに現在の國家社會に於ては政府がそれに代つて復讐をする事になつてゐて私刑といふことを許されないばかりでなく、道徳上の罪惡と見られてゐる。これ社會國家の變遷を意味し道徳の進歩を語るもので同時に過去の道徳に照して批判すべきものであるからである。

又寛政の治即ち松平定信が自ら節儉の範を示し朝夕は一汁一菜とし自ら綿服を着て世を濟つたと云ふ話は、當時の時勢としては非常に立派なものである。けれども是れが今日直ちに適用の出来ない場合もある。その精神は古今を通じて謬らないまでも今日は既に世態が進んでゐる。徳川時代とは頗る世の中の様子が變つてゐるから今日の事情と當時の有様と異なるものについては餘程の注意をして行くことが大切である。

されば批判は當時の法制習慣及び道徳思想乃至思潮等を考慮して行ひ、徒らに進んだ今の倫理考察を

以てしてはならぬ。尤も批判は兒童の將來を指導するものであるからその時代としての考察批判を終へた後には必ず現代の倫理的考察を以つて更に批判を加ふべきこと勿論である。故にその時代を標準として行ふ批判と現在を標準として批判する二つの方法がある。決して一つに偏してはならない。

それからもう一つ注意すべきことは往々にして差引勘定をしたがると云ふことである。例へば西郷隆盛は明治維新の最大なる功勞者であるが十年の役に國賊の汚名を蒙つた。その功罪を差引して功績の多い方からやはり國家の功勞者だとすることは間違つてゐる。かくの如き功罪などは金錢の貸借等のやうに差引勘定等は出来ないものである。差引して善い所は善い所は善い所は悪い。やはりそのまゝ、認むることが正しいものである。

以上述べた批判は分類して行ふべきものでなく渾然としてなすべきものである。でない手は手、足は足、胴は胴と別々にこしらへてつぎ合はした様であまり分類的に過ぎると生命を逸する嫌がある。

要するに人や時勢は世界的に展開し時代思潮は混沌として國民生活に蝕入し國民道徳心は日を逐ふて低下し會て誇つた義理と人情の美風は次第に薄らぎ國民思想は漸次淺薄となりつゝある。此の機に臨みこの批判の問題を考察するとき、批判の態度に幾多の使命を感ずると同時に幾多の考慮を要する問題の残されて居ることを浸々思はされる。兒童は幾多の史實を正視し正當なる批判を與ふることによつて益々その思想に深みを加へ感情は爲に洗鍊されて行くと思ふのである。

この意味からして批判の問題は決して輕視することの出来ない重要問題である。即ち日本國民の精神

を基調としてその時代の情態から察して批判し以つて國史教育の使命を果さなければならぬ。

四六

昭和七、九、三〇完

### 松陰先生と國史教育

長崎市西坂尋常高等小學校訓導 上 原 榮 四 郎

吉田松陰とは如何なる人物であり、如何なる思想と信念とを有する人物であつたか。安政二年正月五日（松陰二十七歳）従弟玉木毅甫に贈つた士規七則は、松陰の倫理觀の根本と全豹とを示し、同時に松陰其の人の生涯を活寫し得て餘すなしと云はれてゐるものである。故に以下此の士規七則の示すところに従つて松陰の人物及思想を窺はうと思ふ。特に松陰の國體觀並に教育信念に示教を仰がんと思ふのである。

#### 士 規 七 則

- 一、凡生爲人、宜知人所異於禽獸、蓋人有五倫、而君臣父子爲最大、故人之所以爲人、忠孝爲本。
- 一、凡生皇國、宜知吾所以尊於宇內、蓋皇朝萬葉一統、邦國士夫、世襲祿位、人君養民、以繼祖業、臣民忠君、以繼父志、君臣一體、忠孝一致、唯吾國爲然。
- 一、士道莫大於義、義因勇行、勇因義長。
- 一、士行以質實不欺爲要、以巧詐文過爲耻、光明正大、皆由是出。
- 一、人不通古今、不師聖賢、則鄙夫耳。讀書尙友、君子之事也。

- 一、成徳達材、師恩友益居多焉。故君子慎交遊。
- 一、死而後己四字言簡而義廣。堅忍果決、確乎不可拔者、舍是無術也。
- 右士規七則、約爲三端。曰立志以爲萬事之源。擇交以輔仁義之行。讀書以稽聖賢之訓。士苟有得於此、亦可以爲成人矣。

今その意を忖度してこれをいひかへれば、大凡次のやうにいへやうか。即ち

- 一、人は禽獸と異なる。故人には人たるの道を盡さねばならぬ。人たるの道は五倫にあり、然して五倫の中最も大なるは忠孝である。

- 二、故に人は先づ我が國體の尊嚴を知り、國民的自覺の上に立つて、よき國民として生きることを選ばねばならぬ。

- 三、然してこれを盡すの道は義と勇と誠とにある。

- 四、然らばこの道を知り、この道を行ふには如何にすべきか。それは聖賢を師として交遊を慎み、讀書講學死して後己むにある。

私は今より士規七則の第二則に依つて、松陰の國體觀にあやかり、私の國體信念のエネルギーとしたい。

#### 士規七則の第二則

『凡生皇國宜知吾所以尊於宇内。蓋皇朝萬葉一統、邦國士夫、世襲祿位、人君

養民、以繼祖業。臣民忠君、以繼父志。君臣一體、忠孝一致、唯吾國爲然。

人の道は五倫にあり。然して其の中最も重きは國民として臣道を完うするにある。従つて人は必ず先づその國の如何なるかを知らねばならぬ。即ち國民的自覺を持たねばならぬ。我が國は天祖の肇造し給ひて天孫に授け給ひし國、然して天祖の家の擴大して成れる一大家族の國、この故に皇室は大家であり、君は上の轉であり、臣は家の子であり、従つて義は君臣にして情は父子を兼ね、君慈臣忠に『君臣一體忠孝一致』よく神勅の趣旨を體して、『皇朝萬葉一統』の美を齎してゐる。

我が國の古傳説、古信仰の上に於て、我が皇室の尊嚴、我が國家の體制は神代以來民族精神の中に確實なる基礎を有してゐるのである。民族の信仰の中心たる天照大神は伊弉諾尊、伊弉冉尊が天下の統治者として生み給へる神であり、民族尊崇の中心たる皇孫が主權者として萬世に君臨するのは天祖の神勅によつて定まつてゐる。國家の元首の地位、位置はかくの如く神意によつて決定されたものであつて、御代々の天皇が現御神として天日繼の高御座に坐すことは、天祖の神意の繼承であり、歴世の『すめらみこと』が國家を統べ人民を治め給ふは隨神の道である。天皇を輔佐しまゐらせて食國天の下の政を執り行ふ國家の官吏の職制もまた、天孫降臨の際の神勅によつて定まつてゐる。かういふのが古代民族の國家體制に關する理想であり憧憬であり信念であつた。

代々の天皇が天祖神勅をうけられた皇孫の命の延長として此の國を統治されるといふ思想から見れば、天皇に奉侍する『まへつぎみ』たちもやはりその祖先の延長として代々其の職を輔佐し奉り、出自を神

代に有する諸種の部族に屬する人々もまた遠く神祖の名を繼ぎて、代々其の業に従ひて社會に貢獻するといふのは當然の理である。此の意味に於いて皇室及び諸氏の祖先が神代にその系統的祖先を有することは、國家の永遠性を主張する上に重大なる關係をもつてゐる。

我が國に於いては皇室は國家あつての皇室でなく、國家は皇室あつての國家である。皇室中心の思想の淵源はこゝにある。而してまた皇室が民族中に於ける至上の地位を占められてゐるのは、單に強者の權力の關係でなくして、民族の天津神に對する信仰に本づいてゐる。この點からいへば我が國は其の成立の關係から見ても國家學者の所謂神主國である。神によつて結ばれた關係は人の解くべからざるものである。そこには平人凡下の理智を挟むべき間隙が無い。神と人との交渉は同時に皇室と臣民との間柄である。我が國家の成立は實に此の關係が基礎となつてゐる。されば我が國家は其の成立の初期にあつては政治的國家といふべき色彩は極めて薄かつたのである。

我が古代民族の國家觀は記紀の神代卷に遺憾なく表現されてゐる。神代卷にあらはれてゐるところによれば、我が國が萬世一系の天皇の天壤無窮に統治し給ふべき國であることは、天祖の神勅によつて定まつてゐる。この確定的事實は人意人力の左右し得べきものでないのである。此の如き國家にありては統治者と被治者の關係は動かすべからざるものとなつてゐる。

天胤之尊、嚴乎其不可犯。君臣之分定、而大義以明矣。天祖之傳、神器、特執、寶鏡、祝、日、視、此、猶、視、吾、焉。而萬世奉祀、以爲天祖之神。聖子神孫、仰寶鏡、而

視影於其中、所見者即天祖之遺體、而視猶視天祖。『新論會澤安』

(吉田靜致著師範修身教科書卷四より)

後世の學者は時代の趨勢に従ひ時勢の進展に伴つて移行行く各時代の時代精神を體して、種々の解釋を施し、理智的説明を加へるけれども、古代民族の國家觀は信念であり理想であつて何等の説明をも要しないものである。國土、山川、草木一切のものすべてが神の創造である。國土に生棲する一切のものすべてが神の恩賴をうけてゐる。國家は神の國家であり、皇室は天下の統治者として出現あらせられた天照大神直系の神統であらせられる。

前にも述べたやうに此の點から見れば我が國家は純然たる神主國である。更にまた我が古代民族の思想に於ては、國家は神の國家であり神の意志を表現し給ふは現御神として大八洲國をしらしめす天皇であらせられるから、此の點を強調すれば國家は天皇の國家である。即ち我が國家は學者の所謂家産國家である。神主國であり、家産國家であることは我が建國の體制の最も顯著なる特色である。神主國である故にその當然の歸結として神裁的君主政體の發達を見た。家産國家である故に君主は統治權の主體であり國家は統治權の客體となる。

かくの如きは實に世界にその類を見ざる所、然るを何故ぞ支那の書を読んで日本の國を忘れ、西洋の書を見ては日本國民たるを忘るる。

江戸時代には徳川氏が國民の中に特殊の優越な地位を作る爲に、萬事に尊を皇室に擬するの嫌があつた

そして無識の儒者は徳川氏に就いて帝王同様に上とか叔とか聖とか行幸とかいふ語を用いた。家康を神君神祖と稱し、又御所、大御所、公方などいふ足利氏の驕僭から出来た稱謂を其のまゝに徳川氏は踏襲した。新井白石は足利義滿の事を『今に將軍家のめでたき例に此の人を世に稱するには謂れある事也』(讀史餘論)と云つてゐる。白石をして驕僭な義光を將軍家のめでたき例とした程の時代思潮を察せねばならぬ。それ神祖神君の稱に至つては不穩當極まるものである。外交文書には將軍自らを大君と稱し、日本國王と稱した事もある。之は幕府が専斷外交を行ふ上に、外國の元首と對等の地位を保つ必要上した事であるけれども、大君の意は『オホギミ』であるし、古典で『オホギミ』は天皇又は皇族に限つた語である。たとひ天皇、皇帝と稱さないでも日本國王と稱することは、雨森芳洲が新井白石に對して論争したやうに不穩當である。更に根本的なことはかゝる用語を必要とする幕府政治が國體上の問題だつたのである。臣下の社に東照宮の宮號は僭越であるし、御兩敬と稱して公文書にも儀式にも天皇と將軍とを殆んど對等の地位に取扱つたことも、勅使が江戸へ下向した際將軍は大廣間の上座につき勅使は膝行拜伏して勅旨を述べたことも不當極まるものであつた。寛永寺の法親王は將軍及び其の夫人の没した時には導師とならせられ、特殊の寺院社會とはいひながら竹の園生の御身を以て臣下の菩提寺の住持となり、臣下の葬祭を營ませられるといふことは曾て例のない事であつた。幕府に朝廷鳳城などいふ語を用ゐたものもあつたし、京都を西都とし之に對し江戸を東都と稱したものもあつた。江戸幕府の創設によつて既に革命が行はれたと同様に見て徳川氏の霸業完成期の元和の頃を國初と稱してゐる者も多かつ

たし、かの三王外記の如きは神祖(家康)徳王(秀忠)猷王(家光)莊王(家綱)憲王(綱吉)文王(家宣)章王(家繼)などと稱し、我が國唯一の萬世一系の至尊を日本天皇ではなく山城天皇と稱してゐる。我が國民道徳史に於いて、何が故に江戸時代に大義名分が力説されるに至つたかといふことは、幕府が權貴を恣にした此等の事實を知らなければ明かに其の意義を理解することが出来ない。

『儒者中將軍を國君又は大君と稱し、濫に帝王に擬する輩あり。公(光圀)深く之を戒め、常に將軍と稱へ、又は何々院、某公と稱へ未だ嘗て國君大君の號を用ゐず。』佐藤進著 水戸義公傳

流石に光圀は達眼の士であつた。此の人にして大日本史の編纂ある、故あるかなである。松陰世の學者或は外國を尊んで我が國を卑しみ、又我が國の古典に通ぜずして國體に明かならざるを難じて曰く

『國體と云ふは神州は神州の體あり、異國は異國の體あり、異國の書を読めば兎角異國の事のみを善と思ひ、我が國をば却て賤しみて異國を羨む様に成行く事學者の通患にて、神州の體は異國の體と異なる譯を知らぬなり。』

是れ尙今日に於ける我が國學者の通弊を喝破した言である。松陰又『坐獄日録』に我が國體の尊い所以を述べて

『抑々皇統綿々千萬世に傳はりて變易なきこと偶然に非ずして、即ち皇道の基本亦爰にあるなり。蓋天照皇太神の神器を天孫瓊々杵尊に傳へ玉へるや、寶祚之隆與天壤無窮の御誓あり。されば漢士天竺の臣道は吾知らず。皇國に於ては寶祚素より無窮なれば、臣道も亦無窮なること深く思を留むべし。(中略)』

臣道いかにぞと問はば、天押日命のことだてに、海行ば水づく屍山行ば草むす屍、大君のへにこそ死なめのとには死なじ、是なん臣道ならん。』

又曰く

『天日の照すところ、皆皇神の御するところ、天子の勅は乃ち皇神の旨、その奉揚せざるべからざる論無かるべきなり。勅を奉じて死す。死猶生くるが如きなり、勅に背きて生く、生、死に如かざるなり。此れ義なり。天下の人皆之を知る。』 (幽室文稿)

國史教育の重大なる使命はこゝにある。我が國民よ自覺せよ。我が掌中の玉を忘れて何を何時まで他にのみ求めんとするぞ。

然るに徳川時代の皇室の御有様は如何であつたか。

『皇威の陵遲五六百年政權復た朝廷に在らず。降て近世に至り、天子益々威福を失ひ給ひ、拘囚に均しき御暮しにて、近く洛中をだに御一覽坐すことも寂慮に任せざる程の御有様。』『然れば一日も早く是を安んじ奉らでは、臣子の道争か盡せりと申べきや。』 (松陰年譜)

幕府創設の際、天朝を恐る、事が甚だしかつた爲に、京都近傍の諸國には、皆幕府の親藩及譜代大名を分封して京都を護衛せしめ、京都所司代が二條城に居て近畿八國を監し、城代、在番、騎卒を率ゐて城を守り、町奉行は都下の政を掌り、京都代官(小堀氏)は山城の租入を監し、禁裏の御用及び營繕、會計の事を掌つた。かく京都を衛る事嚴密なるが上に、宮中には禁裏附武士二人を置きて、宮門の出入及

び會計を監督させたから、禁裏の内外耳目の及ばざる所はない。然るに尙恐る、所があつたか、寛永二十年將軍家光が禁裏附に下した令條に『御座の間と表方との間しめの口には晝夜共に錠を下し置き申すべし。晝の御用の時のみ明け申すべし。』と記したのを見ると、天皇は宮中にてすら、表方への交通甚だ難く、左右近侍の臣の外には、一切外間との交通を遮斷し奉つた事と見える。ましてや御在位中に宮外出御の事は絶えて有る事なく(地震、炎上等の變は格別)御讓位の後といへども郊外の行幸を催させ給ふこと甚だ稀であつた。此を以て慶長以後皇代の改まれること十五度の中、修學院、賀茂社等へ行幸遊ばされしは後水尾天皇、靈元天皇、光格天皇の御三代に過ぎず。それも皆御讓位の後の御事であつたから、在位の天皇は宮中に垂れ籠めてのみおはし、萬機の御暇、近郊の山水に積鬱を散じまゐらすべき方法は曾て無かつたのである。後光明天皇が御父君御水尾上皇の御病氣御見舞の爲に、仙洞に行幸遊ばされんとなされた時、所司代重宗は觀禮は大典なれば一應幕府に御尋ねあるやう奏上したので、然らばこゝより高廊を設け直ちに仙洞に到つて觀せんと仰せられ終に其の御志を達せられたといふことであるがこれは當時の朝幕關係から觀て容易になし得ざるものをなし給ふたと言ふべきである。當時は

御水尾天皇御製

蘆原よしげらばしげれ天ヶ下

とても道ある世にあらばこそ

世の中は上に日かつき横にはふ

(文會雜記附録 日本文化史江戸時代前期、白澤清人著)  
の御製を拜する程の世であつたのである。

元和に定められた公家諸法度に武家の官位は公家當官の外たるべしと定められてから、大名旗本の官位は將軍の心のまゝに任敍して、その位記・口宣のみを朝廷より出さるる例であつた。若し朝廷の思召により任敍せらるゝ時は推任推敍と稱し、一應關東へ伺ひて後御請するを法則とした。位記・口宣を朝廷より下された時は官銀(從五位下諸太夫の六十目以上各差あり)の献物あるのみで、曾て上洛拜賀に及ばず、これ武家官位の權が全く將軍の手中に在り朝廷には其の權がなかつたのである。又幕府創立の始に於ては、天朝と諸大名との結合を防がんとすに、諸大名の山城を通過通行する者も京都に入るを禁じ陪臣諸民も妄に公家に入出入するを許されない。諸大名は年々其地の産物を幕府に献じ、將軍に吉凶の事あれば必ず登城して慶弔し、各物を献上するが、天朝に對しては概して此の事なく、唯五万石以上四品以上の大名は使者を以て物を献することを得たけれども總て禁裏附より奏達するのみであつたのは、皆覇者の權力を固むる策であつた。但し長藩主毛利氏のみは毎年宮中へ年頭歳暮の進献があつた。大名多き中に唯一の格式なるは蓋し藩祖元就以來の舊例で、幕府も特に許したのであらう。松陰の如き人物の長藩に生れる、故なきにあらずである。明治維新の際の長藩の活動もまた故あるかなである。かゝる長藩の如き特別の例はあつたが、一般には遠國大名は朝廷に對して直接に忠勤を抽づべきやうもなかつた

のである。近畿一圓の地は親藩及び譜代の大名と來てゐるのである。幕府は朝廷と國民との間を結ぶ直線的一切を遮斷したのである。世の志ある者如何でか黙すべき。  
松陰即ち慨然として起つて曰く

『今や皇道衰微し國威廢弛して醜夷陸梁すと雖も、安ぞ堂々たる神國の斯の如にて終る者あらんや。然れば吾儕蟲蠅の微と雖ども武道を講窮して其時を待んには、天地神明などか其心を照覽し給はざらめや子孫の教戒は云迄もなき事也。推て家族郷里の子弟に至るまで、吾丹心精血を瀝て其肺腑に徹し、其天性の良智を感發せしめ、彌次に繼ぎ繼ぎて千萬世絶ゆる事なくせざるべけんや』武教講録松陰の一切のものを燃焼し盡さんする熱鐵の如き強烈なる國史教育の丹心を見る事が出来る。此の丹心あつてこそ明治維新の難局に立つて、我が國大方針の進途に堂々歩を進めた志士の養成は出來たのである。

『愛錢愛命世皆是。報國赤心眞我師』(幽堂文稿) 以て松陰の赤心の程を知るべし。  
『平士を以て治國平天下を任ずる事過僭の様に聞ゆるれども(中略)一家と國天下と原は一串の事也(中略)是を以て知る直に「治國平天下」迄へ心を配り、世の治安、政の和平を輔佐し奉るの誠心なくては叶はぬ事也』武教講學大凡物には順序があり、事には次第がある。

身偉大ならば兎も角、常人にして直ちに天下國家に繫るとするは如何あらうか。松陰は一士の故に黙して止むべからずとなし、臣子の至情、愛國の至誠の進るところ、彼は實に一士の故に黙して止むに堪へなかつたのである。

『孔孟生國を離れて他國に事へ給ふこと濟まぬことなり。凡君と父とは其一義なり。我君を愚なり昏なりとして生國を去つて他に往き君を求めるは、我父を頑愚として家を出で隣家の翁を父とするに齊し。孔孟此義を失ひたまふ事如何にも辨すべき様なし。(中略)天下を善くせんと欲して我が國を去るは國を治めんとして身を修めざると同じ。修身齊家治國平天下は大學の序、決して亂るべきに非ず。』講孟劄記  
孔子は生國魯を去つて諸國に周遊し、孟子は又生國鄒を去つて他國に仕を求めたのを難詰したのである。義を義として聖賢に阿らぬところ、蓋古今獨歩といふも溢美の言でないであらう。當時尙漢學隆盛の時、國體に無識の儒者多き時、此の言ある晴天の霹靂である。この故に松陰の君に盡し主に仕へる態度は實に嚴烈そのものであつた。その嚴烈さは千萬人の中に吾住かんの嚴烈であつた。

『世の君に事する事を論ずる者謂らく、功業立ざれば國家に益なしと。是大に誤也。道を明にして功を計らず、義を正して利を計らずとこそ云へ。君に事へて遇はざる時は諫死するも可なり。幽囚するも可なり。饑餓するも可なり。是等の事に遇へば其身は功業も名譽も無き如くなれども、人臣の道を失はず、永く後世の模範となり、必其風を觀感して興起する者あり。遂には其國風一定して賢愚貴賤なべて節義を崇尚する如くなるなり。然れば其身に於て功業名譽なき如くなれども、千百歳へかけて其忠たる、豈舉て數ふべけんや。是を大忠と云ふなり。』講孟劄記

此の論は是れ國體上より出で來る所である。漢土の臣は譬へば半季渡りの奴婢のやうである。其の主の善惡を擇んで轉移すること固より其の所である。我が邦に在つては臣は譜代の臣なるが故に主人と死生

休戚を同うし、死に至ると雖も主を棄て去るべきの道絶てないのである。名譽も金も命もいらぬ男ぞおそろしと言た隆盛の言が今更ながら思出される。

『國強く勢盛んなる時は孰れも忠勤を勵むものなり。國衰へ勢去るに至つては志を變じ敵に降り、主を賣る類寡からず。故に人は晚節を全うするに非ざれば何程才智學藝ありと雖も亦何ぞ尊ぶに足んや。明主に忠あるは珍らしからず。暗主に忠なるこそ眞忠なれ。慈父に孝あるは珍らしからず、頑父に孝なるこそ眞孝なれ。賞譽せられて忠孝なること珍らしからず。責罰せられて忠孝なるこそ眞の忠孝なれ。士丈夫たる者嗜むべき事實に爰にあり。』講孟劄記

松陰が如何に忠孝を絶對的に考へてゐたかは是を以て知ることが出来る。彼は又祭祀は忠孝の道である祀を廢すれば忠孝並に廢して人道滅するに近しと言つて居る。日本は家族制度の國であり、忠孝一本の國である。

楠公一族の大節孤忠、忠孝兩全の國民思慕の的たる故あるかな。

『僕心を改めて申すべし。善く聞き給へ。僕は毛利家の臣なり。故に日夜毛利家に奉公することを鍊磨する也。毛利家は 天子の臣なり。故に日夜 天子に奉公する也。吾等國主に忠勤するは即 天子に忠勤する也。然れども六百年來我主も忠勤を 天子に竭さざる事多し。實に大罪をば自ら知れり。我主六百年來の忠勤を今日に償はせ度こと本意なり。然れども幽囚の身は上書も不出來、直言も不出來、唯父兄親戚と此の義を講究し、螻屈龜藏して時の至るを待つのみ。時と云ふは吾他日宥恕を得て天下の士と



交ることを得るの日也、吾れ天下の士と交るを得るときは、天下の士と謀り、先づ我が大夫を諭し、六百年の罪と今日の忠勤の償とを知らせ又我が主人をして是を知らしめ、又主人同列の人々をして悉く此の義を知らしめ、夫より幕府をして前罪を悉く知らしめ、天子に忠勤を遂げさせる也。若此の事ならずして半途にて首刎ねられたらば夫れ迄也。若僕幽囚の身にて死なば必一人の吾が志を繼ぐ士を後世に残し置くなり。子々孫々に至り候はばいつか時なきこと無之候。今朝の書に一誠感非人と云ふは此の事也御察可被下候。僕口上にて呶々することは生來大嫌ひにて、右等の事も常には不申候へども、上人の事故申出候。僕が死ぬる所を黙して見て呉れよ。天朝の堯舜たること、征夷の莽操たることは吾も固より知る。知ればこそ學問を勉め、心腸を磨し、他日爲すことあらんと也。

征夷の罪惡を日夜朝暮口にせざるは大に説あり。今幽囚して征夷を罵るは空言也。且吾れ一身も、征夷の罪を諫めずして生を偷むなれば、征夷と同罪なり。我が主人も同罪なり。已れの罪を闇きて人の罪を論ずることは、吾れ死すともなさず。故に前の云ふ所の時を得る迄は、吾が心腸の工夫と親戚の教諭のみ也他日主人を諫めて聽かざれば諫死する迄也。三仁の中にて僕の師とするは比干一人のみ。假令主人が聽かざればとて、箕子や微子の如く、我が主人を去りて他國に仕へは得せず。是我が一身のみならず、子々孫々へ傳へ、皆々比干たらしむべく候。比干たらずして箕微たる者は、吾が子孫とは致不申候。此の一條は僕天地神明の照覽を受けて。一心に誓ひ居り候。我が主人諫を容れて、六百年來の大罪を知るとき、我が主人より諸大名且征夷へも規諫を盡す也。征夷は我が主人の君にはあらざれども、大將軍は總

督の任にして、二百年來の恩義一方ならぬ故、三諫も九諫も盡す也。盡しても遂にその罪を知らざるときは、已むことを得ず罪を知る諸大名と相共に天朝に此の由を奏問し奉り、勅旨を遵奉して事を行ふのみ也。此の時は公然として東夷は桀紂と申すなり。今の東夷假令桀紂にもあれ我が主人も吾が身も天朝に忠勤を缺ぎ居たれば征夷の罪を擧ぐるに違あらず。唯己れの罪を顧るのみ。安政三年八月

(吉田庫三編松陰先生遺著二)

これ黙霖に與ふの書である。何たる正、何たる純、何たる熱ある言動ぞや。然してこれ實にその一生を貫通した精神であり、又一生を終始した事實でもあつたのである。松陰自らの肖像に自讃して『身家國に許し、死生吾久しく齊し』といひ、涙松集に於て『八隅知君の國だに治らば、身をすつること賤が本意なれ』といひ、辭世の詩に於て、

我今爲國死 死不肯君臣 悠悠天地事 感賞在明神と。

其の志壯にして其の心烈なりと云はねばならぬ。

松陰の教育力

蘇峯氏松陰を評して曰く

『彼の全體は燃質にて組織せられたり。火氣に接すれば乍ち焰となる。その焰となるや銀も鎔すなり。金も鎔すなり、石も鎔すなり、瓦も鎔すなり』又曰く

『其の傳道心に至つては、此山を彼處に移す程の勢力ありしなり。』

(蘇峯著吉田松陰)

人觸るれば人を斬り、馬觸るれば馬を斬るの感化力を松陰は持つてゐた。獄にあつては役人、番人、獄卒は、勿論のこと獄囚、盗人にまで及び、旅にあつては旅人に、郷にあつては郷人に、塾にあつては塾生に彼の過ぎる所一切の人を化し去つたのである。

然らば何によつて彼はかくの如く偉大なる感化力を有したであらうか。他なし、一は彼の人格の力であり、二は彼の方法のすぐれたるに依る。人格の力とは何ぞ。彼の身心より迸る士規七則の熱火である。方法のすぐれたるとは何ぞ。他なし、身を以て教へ、身を以て率いたことこれである。蘇峯氏曰く

『彼は未だ嘗て背後より人を煽動せず。彼は毎に前に立て之を麾けり。彼は所謂己が欲する所を以て之を人に施せしのみ。身を以て人を率ゆるは彼が唯一の教育法のみ。彼は變則なるベスタロジなり。否な變則なる教育家は、教育の本尊よりも恐らくは有効なる教育者たりしならむ。』又曰く

『彼は能く言ふよりも寧ろ能く之を行へり。彼は其の子弟に向つて我が如く做せと云へり。而して做せり。彼等豈徒然として止まんや。』 蘇峯著吉田松陰

松陰はその居る所人を教へ過ぐるところ人を化し、いはば隨所に人の師となつた。併し教化を以てその中心の事業とせるはたゞ松下村塾に於ける二年末の生活に過ぎない。故に彼の教育思想並に教育の事實を見んとすれば、我々は先づ松下村塾の教育について知る所がなくてはならぬ。

#### 村塾に於ける教育

『凡そ生れて人となる。宜しく人の禽獸と異なる所以を知るべし。蓋し人五倫あり。而して君臣父子を最

大とす。故に人の人たる所以は忠孝を本とす』 士規七則

『人と生れて人の道を知らず、臣と生れて臣の道を知らず。子と生れて子の道を知らず。豈恥すべきの至りならずや』 講孟劄記

『學は人たるの所以を學ぶなり』 『抑も人の最も重んずる所のものは君臣の義なり。國の最も大となすところのものは華夷の辨なり。今天下は如何なる時ぞや。君臣の義講ぜられざる六百餘年。近時に至つて華夷の辨を合せ而して又之を失ふ。然して天下の人方且安全計を得たりとなす。神州の地に生れ、皇室の恩を蒙り。内君臣の義を失ひ、外華夷の辨を遺る。即ち學の學たる所以、人の人たる所以それ安くにかある。』塾記

即ちその目ざすところは人であり、然して、その人たるたゞ忠良なる皇國の民をつくるにあつた。

安政五年六月二十五日作『示諸生』の書に、『村塾禮法を寛略にし、規則を擺落する、以て禽獸夷狄を學ぶに非るなり。以て老壯竹林を慕ふに非るなり。特に今世禮法末造、流れて虚偽刻薄となるを以て、誠朴忠實以て矯揉せんと欲するのみ。新塾の初めて設けらるるや、諸生皆この道に率いて以て相交る。疾病艱難相扶持し、力役事故相勞役すること手足の如く然り。骨肉の如く然り。増築の役多く工匠を煩はさず、乃ち能く成すあり、職としてこれ之に由る。吾嘗て大和谷翁三山を訪ふ。三山曰く、吾充耳を以て學を吠畝に講ず。喜ぶ所のものは諸生相親愛すること兄弟骨肉の如く然り。因て數事を擧げて之を誦す、余時に歎羨やます。謂へらく亦有徳の言なりと。數々諸生の爲にこれをいふ。(中略)又嘗て王陽

明年譜を読む。謂へらく門人を警發する多く山水泉石の間に於てすと。竊に其の理に服す。吾陽明にあらず。然して朋友切磋當に斯の如くなるべし。是を以て會講連業、未だ曾て繩墨を設けず。交るに諧謔滑稽を以てすること、匡稚圭詩を説く故事の如し。近く米を舂き圃を鋤くの擧の如き、亦此の意を寓するのみ。擊劍踏水の二事に至つては、武技の最切要なるもの、時方に盛夏、邊警亦殷にして一日を弛うすべからず。(中略)凡そ讀書は何の心ぞや。以て爲すあるを欲するに非ずや。書は古なり、爲すことは今なり。爲すことと書と何ぞ能く一々相符せん。符せず同ぜず、疑難交々生ず、開悟時あり、乃ち同友相質す、寧ぞ己むを得んや。然らば即ち沈黙自ら護る者は自得語るべき無きに非ずんば、則ち人を以て語るに足らずと爲す。吾が志は則ち然らず。己に語るべき無くんば則ち人を以て語るに足らずと爲す。吾が志は則ち然らず。己に語るべき無くんば則ち己む。苟も語るべきあらば牛夫馬卒と雖も將に與に之と語らんとす。況んや同友をや。諸生村塾に来る者、要は皆有志の士、又能く俗流に卓立す。吾憾むるなし。然して意偶々感ずる所あり。故に聊か之をいふ。」と。幽室文稿

- その要とするところは、
- 一、繩墨を設けず、虚禮形式を避けて誠朴忠實なるべきこと (自由主義)
  - 二、諸生相親み相啓發すること兄弟骨肉の如くなるべきこと (家族主義)
  - 三、學は勤勞練武の間に行はるべきこと (勤勞主義又は勞作主義)
- にある。

安政五年十一月二十九日作るところの『示諸友』の文の中に曰く

『常にいふ吾同志と力を戮せ心を協せ正義を村塾に唱へ、以て國脈を培養し、天下を維持すべし。自ら信する此の如し。』と。幽室文稿

更に安政五年十二月廿六日再び野山獄に入るの日『將赴獄。留題村塾壁』の詩にいふ。

寶祚隆天壤 千秋同共貫 如何今世運 大道屬糜爛  
 今我岸獄投 諸友半及難 世事不可言 此舉旋可觀  
 東林振季明 大學持衰漢 松下雖陋村 誓爲神國幹

即ちその期するところは國脈の培養、天下の維持、神國の幹となるにあつたのである。以てその抱負の大なるを知るべきである。方今文教愈々隆盛にして教ふる者、教ふる所、學ぶ者、學ぶ所甚だ多しと雖も、教育信念確固たらず、確固たるも亦一己の安きに膠着して國家天下の大に繋るなく、フレイベルの『今や甚だ多くの學校教師あつて然も眞の教師は甚だ少なく、學校亦甚だ多くして然も眞の教育の場所は甚だしく少い』

ことを嘆せざるを得ぬことはないか。

松陰の教師論

『養の一字最も心を付て看るべし。註に養謂涵育董陶俟其自化也と云。涵はひたすなり、綿を水にてひたす意なり。育は小兒を乳にてそだつる意なり。人を養ふも此四つの者の如くにて、不中

不才の人を繩にて縛り杖にて策うち、一朝一夕に中ならしめ才ならしめんとには非ず、仁義道德の中に沐浴させて覺えず知らず善に移り惡に遠かり舊染の汗自ら化するを待つ事なり。是人の父兄たるの道にして父兄のみにあらず、人の上と爲て政を施すも、人の師と爲て教を施すも一の養の字を深く味ふべし。』

講孟劄記

即ち知る教育の要は生徒をして教師の欲する空氣の中に沐浴させるにあり、然してその空氣は親たり師たるものとつくるべきものである。故に親たり教師たるものは先づ自ら自己を養ふことをつとめねばならぬ。

『人の師とならんことを欲すれば學ぶ所己が爲に非ず、博聞強記人の顧問に備るのみ、而して是學者の通患なり。吾輩尤も自ら戒しむべし。凡學をなすの要は己が爲にするにあり、己が爲にするは君子の學なり。人の爲にするは小人の學なり。而して己が爲にするの學は人の師となるを好むにあらずして自ら人の師となるべし。人の爲にするの學は人の師とならんと欲すれども遂に師となるに足らず。故に云く記聞の學は以て師となるに足らずと是なり。』講孟劄記

故に人の師たらんとして人のために學ぶ者は却て人の師となるに足らず、たゞ己を修め道を行ふものにして始めて人の師となることが出来る。人の師たらんとする者は、先づ自ら顧みて自己の修養を圖らねばならぬ。自ら自己を教育しつゝある教師のみよく他を教育することが出来る。人に師たるの『人』を自己の中に見る能はずして妄に人の師となるは冒瀆であるといはねばならぬ。

『私は小供の爲めに孝經の素讀をするにも自分が師匠に習ふ心持で居ります。さうでないといふ子供は覺えず自分は腹が立ちます。』と、松陰は豫々長兄杉民治に話したさうである。松陰の子弟に對する精神を知ることが出来る。この語は教育道の一根本を指示してゐるものと思ふ。この態度は自己の向上する所以であり、向上せんとする態度によつて人を動かす所以であるからである。世には教育とは人を教へることであることは知つても、教ふるは學ぶの半であることを知らぬ人があり、教ふるは學ぶの半であることは知つても、自ら學ぶことによつて始めてよく人を動かす所以を忘れてゐる者が多い。進みつゝある教師のみ人を進ませることが出来るといふのは此の理である。松陰の教授には『人前』なく『他所行』といふものなく、眞摯なる自己修養そのものであつた。

『子供達前へ！我と共に、』の後向きの教育、『親鸞は弟子一人も持たず候。念佛を唱へて彌陀の世界に行くものは皆同明同行に候』の同行教育は松陰の教育と相通づる。我も人も、師も弟子も求道の同行者である。

『先生の門人に書を授くるに當り、忠臣孝子身を殺し節に殉る等の事に至る時は、滿眼涙を含み聲を顫し、甚しきは熱淚、點々書に滴るに至る。是を以て門人も亦自ら感動して流涕するに至る。又逆臣君を審ますが如きに至れば、目眦裂け、聲大にして、努髮逆立するものと如し。弟子亦自ら之を惡むの情を發す。』天野御民編述松下村塾零話

品川子爵の談に

『(前略)例刻より少々早く塾へ至りしに讀書の聲の聞えければ、誰か來てゐるならんと思ひ内に入りしに、十二三才の子供が先生の前に居て國史略を聞き居るなりし。(中略)此の時余に聞けとありし故、進んで聞き居たりしに、恰も楠公討死の段にて、先生は涙を垂れて居られしが、此僅か十二三才の子供に教へらるゝにもやはり斯くあるは、先生が常に謂はるゝ如く、自ら其の境に在るの心して讀まるゝを以てなり。又余が廿一史を授かりたる時、岳飛死し金人酒を酌んで喜ぶ段の時にも、先生涙を垂れて滂沱たりし』 日本及日本人(四十一年十月臨時増刊)

松陰は熱の人、涙の人、至誠の人、自己をあざむかざる人であつた。又自ら燃えて焔となり、焔となつて自ら人を焼く人であつた。換言すれば身を以て人を教へ身を以て人を導いた人であつた。此の人なるが故に、其の接する充ての人を教化し盡し、感化し去つたのである。

## 松陰の死生觀

松陰の品川彌二郎に贈れる書東に於て曰く『十七八の死惜しければ三十の死も惜し、八九十百になりても是れで足りたりと云ふ事なし。草蟲水蟲の如く半年の命のものもあり、是れを以て短しとせず、松柏の如く數百年の命のものあり、是れを以て長とせず。天地の悠久に比せば松柏も一時蠅なり。只伯夷の如き人は固より漢唐宋明を経、清に至りて未だ滅せず、若し當時太公望の恩に感じて西山に餓死せずば百まで死せずとも短命と云ふべし。何年限り生きたれば氣が濟むことか前の目あてもあることか、浦島、武内も今は死人なり、人間僅か五十年、人生七十古來稀、何か腹のいえる様な事を遣りて死なねば成

佛出來ぬぞ云々』 維新史料第八編

松陰又其の七生説に於て述べて曰く、『天の茫々たる一理ありて存す、父子祖孫の綿々たる一氣ありて屬す。人の生や斯理を資して以て心となし斯氣を稟けて以て體となす、體は私なり、心は公なり、私を役して公に殉ずるものを大人となし、公を役して私に殉ずるものを小人となす。故に小人は體滅し氣竭くれば腐爛潰敗、復た收むべからず。君子は心と理と通ず、體滅し氣竭きて獨り古今に亘り、天壤を窮めて未だ嘗て暫くも竭まざるなり(中略)楠公兄弟、徒に七生のみならず、初めより未だ死せざるなり。是れより其後忠孝節義の人楠公に觀て興起せざるものなし。則ち楠公の後、復た楠公を生ずるもの固より數ふべからざるなり。何ぞ獨り七度のみならんや云々』

松陰が死生を以て大事とするに足らず、心の死生こそ萬世に關係して更に大なりと信じたことは、此等の言を以て推知するに難くない。而して吾人は

蓋身死而心不死者、古聖賢之徒、不朽之人也

幽室文稿

と云へるに於て、其の眞に動かざる彼の信念を窺ふことが出来るのである。松陰の一切の言動は此の信念より發したのである。松陰の教育力も此の信念の結實である。接する人、觸れる人、一切の人を感化教導したのも此の信念の力である。

昭和六年十月三十日御下賜の勅語

健全ナル國民ノ養成ハ一ニ師表タルモノノ徳化ニ俟ツ事ニ從フモノ其レ奮勵努力セヨ

との聖旨にそひ奉るやうに、教育に従事する者は、猛省一番、修養に、研鑽に、徳化に、教導に、勉め努めなければならぬ。國家非常時の現今に於ては一層此の感を深ふするものがある。 終り

参考圖書 参照圖書

- |        |              |
|--------|--------------|
| 後藤三郎著  | 吉田松陰と其の教育    |
| 補永茂助著  | 日本倫理思想の系統    |
| 亙理章三郎著 | 建國の精神と建國史觀   |
| 萩野由之著  | 日本史講話        |
| 安藤正次著  | 日本文化史古代編     |
| 白澤清人著  | 日本文化史江戸時代前期編 |
| 清原貞雄著  | 日本文化史江戸時代後期編 |
| 吉田靜致著  | 師範學校修身教科書 卷四 |

國史教育に於ける郷土的材料的材料の選擇及び

其の取扱に就いて

南高 南有馬校訓導 江崎 廣  
一、郷土史の教育

郷土は我等の祖先の久遠の安息所である嘗ては大いに文化建設に努力し活動された舞台である。而して郷土史は其の郷土の具象それ自体であり存在の事實を價值關係に於て認識し構成叙述したものである然らば郷土史的教材は如何なる意義を持つものであるか一面に於ては郷土史が一般史と密接不離の關係にあつて一般史を構成する資料となり要素となる其の性質上郷土史を美しく織りなす種々の具体的事實は一般史の研究理會の爲に大いに役立つものである。他面に於ては郷土史が郷土の文化を社會の統一的なる史的發展を如實に知悉せしめ郷土を特徴づけ郷土を郷土たらしむる独自の意義と價值とを有するものである。此の兩面を持つ郷土史を教育的見地に立つて統一發展的なる生成の姿に於て郷土の文化郷土の社會を認識し休驗せしめようとする企が郷土史の教育である。

二、一般史と郷土史

一般史に於ては文化の發達を歴史的に考察する上に現代の文化を認識する上に著しく中央集權的であり劃一的である勿論我が國の文化の發達は皇室を中心として皇室を圍める貴族の生活が重點であつた事は否定する事の出來ぬ明白な事實である、だが然し貴族文化を支配者階級が中央に於て活動した状態をの

み理解し再生する事に努め庶民史であり特殊史である郷土史を一顧の價値なきものとして放任無視する事は脱線も亦甚しいものと云はなければなるまい。今日の文化は獨り中央特權階級のみが獨占し得るものではない。否今日の文化ばかりでなく實際に於て中央の文化發達は地方の文化發達の誘因をなし各時代を通じて中央と密接不離の關係に置かれてあつた此の兩者の間には一脈相通するものがあるのである以上の事から考察して見て國史教育の完成を期せんとするに余りに郷土史を輕視するが如き事も良くない一般史には一般史としての使命があり郷土史には郷土史としての使命がある。我々は此の使命を果す事に努力せねばならぬ。最近郷土教育の聲の高まるにつれ余りに郷土史を過重し郷土史に泥む結果一般史の使命を與へられたる時間に果し兼ねる様な事があつてはならぬ。更に又決して普遍的國史教育原理まで變革しやうと企ててはならぬ一般史が本であり郷土史は末である。本末轉倒の過ちをすることなく塾慮再考の上に各地方獨特の形式が考案せられるべきである。

### 三、國史教育に於ける郷土的材料の撰擇に就いて

國史教育に於ける郷土的材料は一般史の研究理會のために大いに役立つものでなくてはならぬ吾々は郷土史を國史の肥料として國史の建設を計り最後に郷土史を歸着点としなければならぬのであるからどうしても國史を生かす爲に郷土史織り込みを巧妙に適切に行ひ國史教授に即した具体的な系統的な材料、印象を深める材料を提供して國史教授の重大使命を果さねばならぬ。然るに今假りに進展し流動し生ける郷土を如何に全一的に總合的に理會し把握するに都合よき具体的な郷土文化事實（詳言すれば土地の住

民に或種の精神的影響を與へ現在與へつゝある郷土人の活動の遺蹟及其の遺跡を裝飾し説明する史料並に遺物）があつたとしても國史教授の上に余りに縁遠く或は難解で興味少く却つて結果に於て妨ぐる様な材料であるとすれば之れを撰擇することは遠慮せずばなるまい。若し肯て其の材料を撰擇するとすれば却つて兒童の思想を攪亂して教育教授の効果を減殺すること多く自ら好んで方向を誤り自ら好んで脱線するものであると云ふべきである。郷土材料を撰擇するには少くとも時代觀念の確立の上に國史教材の内容を着色する上に具体化する上に比較する上に一般史が郷土史に現れたる事實を知らしむる上に郷土史が國史に影響したる事實を知らしむる上に感銘を深からしむる上に効驗するものと信ずるものを選すべきである。

### 四、國史教育に於ける郷土材料

#### 尋常小學國史上卷

#### 第一天 照大神

大國主命を南有馬町古園洗磯崎神社に祀る。

瓊瓊杵尊日向に御降りの際道案内をされたと云ふ猿田彦大神は町内各地に祀つてある。

#### 第四神 功皇后

神功皇后と應神天皇を南有馬町大江八幡神社に祀る。

#### 第八 天智天皇と藤原鎌足

大化改新後高來縣は高來郡に改められたものであると言はれてゐる。

文武天皇は南高來郡温泉に僧行基が始めて眞言宗大乘院満明寺を開基した時の天皇である。

第九 聖武天皇

聖武天皇は深く佛教を信じ國土安穩を祈り萬民の教化を掌らしめやうと思召され諸國に勅して寺院を造らしめられたが温泉山大乘院満明寺も其の影響を受け頗る盛になり寺領が千五百三十町余寺坊も數百を超ゆるに至つたと云ふ。

第十 和氣清麻呂

一切經の瀧は往時名僧行基菩薩が國土の安穩を祈り一切衆生を濟度せん爲に寒中水垢離をとり一切經を寫して念願をこめた所であると云ふ。

第十二 弘法大師

南有馬町の吉川大江二ヶ所に弘法大師を祀る。

第十三 菅原道眞

南有馬の北岡白木野二ヶ所に菅原道眞を祀る。

第十七 平氏の勃興

久壽元年（一八一四）鎮西八郎爲朝は南高來郡を領有した。

傳説には北有馬村八良尾に住して平素矢を収めた櫃を矢櫃（地名）に置き矢次（地名）にて矢をつがへ

て練習し其の矢は矢筈（地名）に達したと云ふ。（北有馬郷土誌）

第十九 武家政治の起

傳説には安徳天皇の冠が安中村に漂着したので土民は之を安徳神社に祀つたと云ふ。

順徳天皇の御代源實朝は大村經澄を有馬の地頭職に任じた之から有馬氏を名乗り建保三年（一八七五）には北有馬に日之江城を築いた。

第二十一 北條時宗

文永の役（一九三四）龜山天皇の頃には有馬朝澄博多に赴き奮戦をなし建治二年（一九三六）後宇多天皇の頃（筑前濱の防壘を築造した、

第二十六 菊地武光

有馬澄世は南朝方となり菊地武光と共に正平八年（二〇一三）尊氏の頃より征西將軍懷良親王を奉じて九州探題一色範氏の子小侯少輔七郎氏連と戦ふ。弘和二年（二〇四二）義滿の頃、有馬澄世は菊地武光と共に九州探題今川貞世（了俊）を有家の大浦城に防ぎ破られて有馬氏北朝に降る時は後龜山天皇の時である。

第二十九 北條氏康

戦國時代（文明の頃）有馬貴純の勢力は次第に強大となり文明六年（二一三四）後土御門天皇足利義尙將軍の頃）に大村に侵入し更に佐賀を侵し邑入二十四万石となり明應五年（二一五六）足利義澄將軍の頃）



に原城を築いた。

第三十二 後奈良天皇

享祿二年（二一八九）後奈良天皇の頃、有馬晴純は杵島郡に侵入して天文二年（二一九三）足利義晴將軍の頃には將軍の相伴衆となり六郡（邑入三十万石）の主となつた此の年は南有馬町大江の日丸觀音の建つた年である。

第三十四 豊臣秀吉

天正十五年（二二四七）後陽成天皇の頃、豊臣秀吉は大友宗麟の哀願を容れ島津征伐の爲高良山に出陣した有馬晴信も其の麾下に加り南高來郡（四万石）を安堵した。

第三十五 豊臣秀吉

朝鮮征伐の時は有馬晴信、小西行長の軍に加はり兵二千人を率いて出陣した其の時の有馬の兵船は良く整備して皆衆人の嘆賞する所であつた。

第三十六 徳川家康

慶長五年（二二六〇）年後陽成天皇の頃、關ヶ原の戦の際有馬直純は徳川方となつて加藤清正と共に小西行長の本城宇土城を攻めた。此の戦に松平侯の先祖家忠は伏見城で戦死をした。

第三十七 徳川家康

大阪冬の陣（慶長十九年二二七四）後水尾天皇の頃には藤堂高虎と大阪夏の陣（元和元年二二七五）に

は水野勝成と共に松倉重政は奮戦して豊臣方の勇將後藤氏房、薄田兼相を撃破し名聲を揚げ元和二年拔擢せられて島原藩主として移封せられた。

第三十八 徳川家光

永祿五年（二二二二）正親町天皇足利義輝將軍の頃、口之津開港と共に宣教師アルメーダが基督教を傳播して以來特に南高來郡は基督教が盛であつた。當時有馬晴信の如きは（法名をプロテと云ひ）尊信深くローマ使節を派遣し寺院病院はもとよりコレジオやセミナリオ等の神學校をさへ設けた程であつた。又有馬晴信は家康がまだ海外貿易を奨励してゐた頃慶長九年十年十一年の三ヶ年間に於て六通の御朱印状を受け海外と通商を營んでゐた。

南高來郡に於ける切支丹迫害は

第一次の迫害。有馬直純が家康の嚴命（慶長十七年三月二十一日）に依て行つた。

第二次の迫害。長崎奉行山口駿河守（慶長十九年十月）が行つた。

第三次の迫害。松倉重政が寛永二年から行つた。

第四次の迫害。松倉重政は長崎奉行水野河内守の監視のもとに寛永三年（二二八六）から迫害を與へ寛

永六年から繪踏の制を斷行した。

島原の亂の原因

1、重政重次父子の重税

2、切支丹迫害

3、有馬の浪士

4、領主重次の資性放恣奢侈を好み政道を怠つた其の行爲に對する輕侮の念

一揆は寛永十四年十月二十五日(二二・九七)に端を發して十二月朔日には天草四郎を總大將として三万七千余人原城に籠城し第三次の攻撃に板倉重昌戦死し續いて松平信綱の攻圍によつて寛永十五年二月二十八日平定してしまつた。此の戦に戦死した一揆の屍は三分して愛津の中野、長崎の西阪、天草の富岡に埋めたと云ふ。慶安元年(二三〇九)に建てられた切支丹供養塔は戦後經營に當つた鈴木三郎九郎重成の盡力に依つて成就したもので南有馬町八幡神社境内にある。

第三十九 後光明天皇

江戸幕府は家康以來たび／＼皇居を修築した。島原藩主松平忠房は其の修築監督の命を受け工役を完了した朝廷では忠房の勞を慰する爲に御下賜品を給ふたと云ふ。

第四十三 徳川吉宗

吉宗の薨去(六八)の年(寶曆元年二四一一)南有馬の孝子伊藤良迪が生れた。

第四十四 松平定信

寛永四年四月朔日(二四五二家齊將軍領主松平忠恕の時)島原眉山爆裂して瀟海を起し死者九千四百余人傷者約七百余人を生じた南有馬町に於ける流死塔は此の時其の靈を祀つたものである寛政五年九月松

平忠馮は松平定信の好學心に動かされて島原先魁に稽古館を設け士弟を教育した。寛政十年板倉内膳の碑が建てられた。

第四十九 孝明天皇

肥前島原の藩士有馬太郎の弟中村主計は兄と共に勤王の志あり尊王攘夷の論を唱へ遂に捕へられて斬られた又丸山作樂、梅村眞守、伊藤益荒、保母景光、尾崎靖等の志士も攘夷の實行を絶叫した文久三年五月十日(二五二三家茂將軍の時)長門藩が下關海峡に於て外國船砲撃を遂行した際には島原藩士梅村眞守、保母景光、尾崎靖、伊藤益荒の四名之に参加した。

第五十 武家政治の終

函館の榎本武揚を官軍が攻撃した際には島原藩の鉄船(二六〇噸)温泉丸は軍務局の兵士彈藥輸送を命ぜられ功を奏した。

第五十一 明治天皇 一、明治維新

明治二年二月十三日松平忠和版籍を奉還し六月十九日島原知藩事となられた。

第五十一 明治天皇 二、西南之役

外務大丞丸山作樂は征韓論の唱首となり明治四年三月廿二日罪を得福井に預けられ更に明治五年六月長崎の獄に投ぜられた。

第五十一 明治天皇 三、憲法發布

明治十三年丸山作樂は特赦に遇ふて出獄し明治十五年に帝政黨を組織した。

明治二十一年一月丸山作樂は各國帝室制度取調の爲洋行し歸朝の後帝國憲法皇室典範の制定に盡瘁した  
明治二十二年四月一日より町村制實施せられ宮川安太郎第一回の南有馬村長となる。

第五十一 明治天皇 四、明治二十七八年戰役

出征兵士 二十一名

内一名病死 家藤豊次郎(清國八里庄)

第五十一 明治天皇 六、明治三十七八年戰役

出征兵士 一六五名

内四名戰死 井口久藏(清國橋頭附近) 松尾乙市(八盤嶺) 渡邊嘉久馬(馬連匂) 小淵磯八(不明)

内二名病死 宮川嘉代藏(折木城第二戰病院) 宮崎初三郎(全所)

内二名負傷 川口實隆 鬼塚代八

明治三十七年八月卅一日歩兵第三十四聯隊第一大隊長陸軍少佐橋周太は遼陽の西南約二里の地点首山堡の激戰に關兼光の名刀にて敵數人を斬り銃丸四個を被り壯烈な戰死を遂げた。

第五十二 大正天皇

出征兵士 一〇四名

内二名戰死 永田龜市(台東鎮) 井口虎馬(西韓家庄)

高等小學國史 上卷

第一 神代

大國主命(大己貴神)を南有馬町洗磯崎神社に祀る。

瓊瓊杵尊日向に御降臨の際道案内をされた猿田彦大神は町内各地に祀つてある。

第四 皇威の振興

紀元七四八年五月景行天皇は八代に幸し不知火を御覽あらせられ火を尋ねて火因を探知するを得ず神火とせられた。之が不知火の起りで其の後火の國(肥後の國)の國名が生れたのである。此の時肥後葦北郡火流浦(日奈久)より船を進めて有明海に入り肥玉名郡長渚(長洲)の行宮に着き南高來郡の山(溫泉岳)を望み彼の山の形は嶋に似て居る陸に屬した山か嶋であるか朕之を知らんと欲すと仰せられ神大野宿彌を遣し之を看せしめられた其の時先住人某迎へて溫泉山の神名を高來津座と上申す。之より高來郡の名は起る。(風土記)

南有馬町宮崎は景行天皇肥後より航して一時船泊りし給ひし所と云ひ傳へられてゐる、

第五 朝鮮半島の服屬と文物の傳來

神功皇后と應神天皇を南有馬町大江八幡神社に祀る。

第八 大化改新

大化改新後高來郡は高來郡に改められたと云ふ。

## 第十 律令の制定

大寶年中(一三六一頃文武天皇)行政區域を改め火の國の前を肥前の國と云ひ火の國の後を肥後の國と名づけられた。此の頃南高來郡の温泉に僧行基が眞言宗大乘院滿明寺を開基した。一切經の瀧は往時行基菩薩が國土の安穩を祈り一切衆生を濟度せん爲に寒中水垢離をとり一切經を寫して念願をこめた所である此の瀧の傍に一念をこめて認められた一切經は埋められたと云ふ。

聖武天皇が萬民教化の中心を佛教に求め頻りに諸國に寺院建設を奨められた其の影響を受けたためか温泉山大乘院滿明寺も此の頃殊に隆盛となり別所に七百坊札の原に三百坊所謂温泉山一千坊の坊舎が軒を列べた。

## 第十三 平安時代初期の發展

南有馬町吉川大江(二ヶ所)に弘法大師を祀る。

## 第十四 藤原氏の專横

南有馬町北岡、白木野(二ヶ所)に天滿宮を祀る。

## 第十六 武士の興起

藤原純友は有馬氏の遠祖である天慶四年(一六〇)朱雀天皇の頃(六月太宰府にて小野好古源經基の軍に破られ再び伊豫の國に歸り警固使橘遠保の爲に純友、嫡男諸友、次男諸純等は殺された。諸純の子直澄は難を伊豫大洲に避けて居たが永延二年(一六四八)一條天皇の頃勅命によつて赦され正暦五年(一六五

四)從五位下遠江守に任じ肥前彼杵大村に住し彼杵高來兩郡を領するに至つた。

## 第十七 院政武士の勢威

久壽元年(一八一四)近衛天皇の頃(鎮西八郎爲朝は南高來郡を領有してゐた又傳説には北有馬村八良尾に住して平素矢を納めた櫃を矢櫃(地名)に置き矢次(地名)にて矢をつかへて練習した其の矢は矢筈(地名)に達したと云ふ。(北有馬村郷土誌)

## 第十八 平氏の驕奢

傳説には安徳天皇の冠が南高來郡安中村に漂着したので土民は之れを安徳神社に祀つたと云ふ。

## 第二十 北條氏の民政

順徳天皇の御代源實朝は大村經澄を有馬の地頭職に任じたこれから有馬氏を姓とし建保三年(一八七五)北有馬村に日之江城を築いた。

## 第二十一 元 寇

文永の役(一九三四龜山天皇の時)には有馬朝澄博多に赴き防戦し建治二年(一九三六)御宇多天皇の頃(筑前濱の防壘を築造した)。

## 第二十二 鎌倉時代の文化

南有馬町古園に眞宗の園城山常光寺がある南有馬町浦田に日蓮宗の有馬山廣宣寺がある外に南有馬町白木野に日蓮宗の説教所がある。

後村上天皇の正平八年(二一〇一)三尊氏の頃より有馬澄世は南朝方となりて菊地武光と共に征西將軍懷良親王を奉じて九州探題一色範氏の子小俣少輔七郎氏連と戦ひ弘和二年(二一〇四)二義滿の頃有馬澄世菊地武資は有家の大浦城に據りて九州探題今川貞世(了俊)と争ひしが破られ有馬氏は和を請ふて降るに至つた。

菊地武資は一人小松崎に退き遁れて肥後に歸り最後まで降らなかつた。

正平十四年(二一〇一)九後村上天皇義詮の頃有馬有澄は水月山圓通寺を建立し大智禪師を請ふて開基とした此の時常住の僧五百人雲水行脚の僧を合すれば千五百人にもほり七堂伽藍は空に聳へたと云ふ直澄は深く佛教を信じ五百僧に扶持して参拜の折は麓から下馬して詣でた今の下馬松の稱は茲に起因したものと云ふ。

## 第二十八 室町幕府の衰微

嘉吉元年(二一〇一)後花園天皇の頃赤松滿祐が將軍義教を殺した際有馬氏澄は赤松攻撃の爲上洛した。

## 第三十 京都の疲弊

戦國時代(文明の頃)有馬貴純の勢力は強大となり文明六年(二一三四)足利義尙の頃大村に侵入し更に佐賀を争奪し邑入二十四万石となり明應五年(二一五六)足利義澄の頃原城を築いた。

## 第三十一 戦國時代の大勢

後奈良天皇の享祿二年(二一八九)杵島郡を侵略し天文二年(二一九三)足利義晴の頃將軍の相伴衆となり六郡(邑入三十萬石)の主となつた。

此の年は南有馬町大江の日丸觀音の建てられた年である正親町天皇の永祿二年(二二一九)足利義輝の頃龍造寺のために次第に勢力をそがれ義尙の所領は高來、藤津、彼杵、杵島四郡となり天正六年(二二三八)には流石の有馬氏も龍造寺氏に全々降るの止むなきに至つた。

然るに天正九年(二二四一)有馬氏の姻戚柳川城主蒲池鎮並の虐殺の事から龍造寺に離叛した此處に於て龍造寺隆信は六萬の兵を率いて天正十二年(二二四四)三月二十四日島原に迫つた有馬晴信は島津家久の援兵千五百と合して三千を以て之を防ぎ見事に佐賀軍を沖田畷に打破つた此の戦に於て勇將隆信の首は薩軍の勇士川上左京忠堅の手に落ちてしまつた。

## 第三十二 邦人の海外渡航西洋人の渡來

大永三年(二一八三)以後肥前大村五島有馬の和寇の一團は大小名指揮により秩序ある行動をなして彼の地を侵した。

小銃の傳來は我が戦術に一大變革をなさしめ築城法も面目を改めた島原森嶽城も新式の築城法によつたものである。

永祿五年(二二二二)正親町天皇の頃有馬義直口之津を貿易港として開港し宣教師を歡待した此の時アルメイダが來て布教して以來切支丹宗は次第に隆盛となり天正九年(二二四一)には有馬有家口之津に神學

校さへ設けらるゝに至つた之より先天正八年には志岐、口之津、福田の港を止め全部葡萄牙船は長崎に入港する事になつた。

高等小學國史 下卷

第三十三 國內の統一

後陽成天皇の天正十五年(二二四七)豊臣秀吉は大友宗麟の哀願を島津征伐の爲高良山に出陣した此の時

有馬晴信も其の麾下に加り高來郡(四万石)を安堵することが出来た。

豊臣秀吉が石田三成を奉行として種々の政務を掌らしめた時郷制は廢せられて郡が直ちに村を統ぶる様になつた。

第三十四 邦人海外發展と當時の文化

有馬晴信大友宗麟大村純忠は羅馬法皇に敬意を表せんために伊藤ドン、マシシヨ千々石瀬左衛門下、ミツセル中浦ドン、ジュリアン原ドン、バルチーノの四人を派遣した。

天正十年(二二四二)正月三十日アレキサンドロワリニヤニを先達として葡萄牙船イニヤス、リマ號に便乗して長崎を出帆した。

天正十八年(二二五〇)後陽成天皇の頃(の秋)ローマ使節はワリニヤニと共に歸朝し歐文活字機を輸入したり之によりてコレジオで羅馬字綴りの教科書が天正十九年に印刷された。

其の後公然學校を設置することは危險に感ぜられる様になつて文祿元年(二二五二)セミナリヨを北有馬

八良尾に、コレジオを天草の本渡に移轉した。朝鮮征伐の時晴信は小西行長の軍に加はり兵二千人を率ひて出陣した其の時の有馬氏の兵船は皆衆人の目を引き齊しく嘆賞したと云ふ。

第三十五 江戸幕府の創立

慶長五年(二二六〇)關ヶ原の役には有馬直純(兵二千人)徳川方となり加藤清正と共に小西行長の宇土城を攻めた有馬晴信は慶長十七年(二二七二)三月二十三日岡本代八事件に罪を得て甲斐の國で死を賜つた晴信の子直純は徳川氏と婚姻關係ある故を以て特に父晴信の全封を領する事が出来た。

松倉重政は大阪冬の陣(二二七四)には藤堂高虎と夏の陣(二二七五)には水野勝成と共に奮戦して豊臣方の勇將後藤氏房、薄田兼相の軍を撃破し名聲を博した其の戦功により元和二年に大和五條から移封せられて有馬氏の後を襲いだ徳川幕府が元和元年に發令した武家法度には居城修築を厳しく禁じてゐる然るに島原藩に於て松平忠房何心なく大濠を穿つた此の事が計らずも武家法度の二重濠條項にふれ幕議が起り星野行良は責任自殺をするに至つた。

江戸幕府は諸大名を取締り幕府擁護の一策として島原藩松平侯に諸侯及長崎奉行監視の内命を與へた其處で島原藩は特に參勤交代の時にも家格として京師以西に於ては隊伍の銃手火繩を挟むのが例となつてゐた世に松平侯を九州隱目附と稱して畏敬したのも無理のない事である。

又江戸幕府二百六十余年の泰平を保つ爲には寛永十三年(二二九六)から箱根の關所を設けた我が島原も之に倣つてか愛津に關所を設けた。

有馬晴信は慶長九年、十年、十一年にかけて交通の朱印状を受け海外と通商を営んだ此の頃長崎を基点として渡航する朱印船は二百艘にも及んだと云ふ。

南高來郡に於ける切支丹迫害は

第一次迫害 家康の嚴命(慶長十七年三月廿一日)により有馬直純が行つた

第二次迫害 長崎奉行山口駿河守(慶長十年十月)が行つた

第三次迫害 松倉重政(寛永二年から)が行つた

第四次迫害 松倉重政は(寛永三年から)長崎奉行水野河内守の監視のもとに迫害を行ひ寛永六年から

繪踏の制をも設けた

松倉重政はフランシスコパチエコが潜伏して居たので禁教怠慢の責任を感じ西班牙宣教師の根據地呂宋攻略の雄志を抱き家臣吉岡九郎左衛門木村權之丞をして彼の地を視察せしめ弓銃砲各三千を用意してゐたが重政の病死と共に中絶するに至つた

島原の亂の原因

1、松倉重政重次父子の重税

2、切支丹迫害

3、有馬の舊下臣の零落

4、領主重次の資性放恣奢侈を好み政道を怠つた其の行爲に對する輕侮の念

島原の亂

寛永十四年(二二九七)十月十日頃有家村庄屋甚右衛門宅にて南目數ヶ村の庄屋會を開き用談の濟みたる後村の窮狀と藩政の批判をなす

其の頃深江有家口之津加津佐の信徒等は湯島に密談し有馬の浪士天草の浪士信徒うまく連絡を取り結束して十月十四日には天草の宗門擡頭を名として加津佐村壽庵の廻文を飛ばす十月二十四日松田兵右衛門の有馬村三舌角藏を始め妻子以下十六人の捕縛を導火線として二十五日各村に一揆蜂起し二十六日島原城攻撃となり十一月四日には時貞を迎へて首領とし大江を忠臣として策動した

其の後天草二十余ヶ村の一揆起り唐津富岡勢を本渡に於て島原一揆四千三百と協力して撃破し續いて富岡城に追撃したが抜くことが出来なかつた

かゝる間に一揆軍は板倉重昌の西下を聞き十二月朔日原城に籠城することとなり老幼男女三万七千人の群衆は遽に城壘を築いた板倉重昌は第一回(十二月十日)第二回(十二月二十日)の攻撃の後第三回(正月元旦)の決戦を試みた

此れは十二月二十九日江戸老中の通達が正月二日原城攻圍軍に松平信綱が参加する旨を報じたからであつた

重昌は此の日辭世の句「新玉の年の始に散る花の名のみ残らば魁と知れ」の一首を残して壯烈なる戦死を遂げた

正月十三日から阿蘭陀船の砲撃正月十五日から鍋島軍の砲撃鍋島細川寺澤からの地下道開鑿矢文による内應勧誘あらゆる手段を講じつゝ三ヶ月を空しく費し一揆軍の糧食が缺乏するに至つて辛ふじて十二万七千の大軍を以て寛永十五年二月廿八日平定することが出来た此の亂に敵味方合して四万有余の生靈を犠牲にした一揆の首は三分して一は愛津の中野に一は長崎の西坂に一は天草の富岡に埋めた南有馬町八幡神社境内にある切支丹供養塔は戦後經營に當つた代官鈴木三郎九郎重成の盡力によつて一揆の靈を慰ぐさめる爲に慶安元年(二三〇八)に建てられたものである

島原藩に於て村々を巡回して繪踏をする様になつたのは天和二年(二三四二)からの事で毎年正月に行はれたと云ふ

### 第三十八 産業學問の發達元祿時代の文藝

(イ)島原藩に於ては延寶七年(二三三九)から元祿二年(二三四九)にかけて忠房領内の孝子節婦を褒賞して民風を改め治績見るべきものが多かつた

(ロ)元祿の頃は天下の人士太平に馴れてやうやく遊情に流れ奢の風も一般に行はれた我が島原藩にても此の世風に染んだ爲か元祿七年に興慶園が設けられ更に元祿十二年には三會の長者屋敷に景花園が設けられた

(ハ)小學修身書にある孝子松平好房は藩主松平忠房の長子である

### 第三十九 江戸幕府の中興

(イ)京保十年吉宗將軍老中水野和泉守に傳へて島原藩に預くる兩肥四郡の人民は治政宜しきを以て皆能く其の業に安んじてゐる是は主殿頭がよく政治に心を留め小吏能く職務を奉ずるが爲である凡そ諸候も預り所のあるものは當に島原藩を以て手本とせらるべしと云はれた之は中央の善政が漸次地方に及んだのであらう

(ロ)京保十二年には黒川政勝が罪せられた

(ハ)藩主松平忠悞の造られた島原護國寺の三十番神は徳川時代の美術工藝品としても價値があり一般庶民の信仰厚き事でも有名である

### 第四十 江戸幕府の衰運

(イ)寛延二年(二四〇)九徳川家重の時)藩主松平忠祇幼少のため宇都宮に移封せられた

(ロ)明和三年(二四二六)家治將軍の時)ホネカミ地蔵が建てられた

(ハ)安永三年(二四三四)家治將軍の時)藩主松平忠恕再び島原に移封せられた

(ニ)中央に於ては田沼意次が政を紊して居る際我が島原藩は安永四年(二四三五)から天明三年(二四四三)にかけて藩主松平忠恕度々孝子節婦を褒賞し民風を改め善政を布いて居る

(ホ)寛政四年四月朔日(二四五二)藩主松平忠怒の時)島原の眉山爆裂して海浦を起し死者九千四百死傷



者約七百人を生じた

九二

南有馬町浦田の流死塔は其の死者の靈を祀つたものである

(ハ)藩主松平忠馮は老中松平定信の寛政の治に倣ひ天災地變にて荒廢したる田野再興に努力し孝悌力田を褒賞し文武の異才を拔擢し養老の典を擧げ殖産興業に力を盡し寛政五年(二四五三)島原先魁に稽古館を設け國老羽太伊織を總裁とし岩瀬勘平(行言)を教授となし藩の士弟を教養した

(ト)寛政十年(二四五八)板倉内膳の碑が建てられた

(チ)文化の頃(二四六四以後)南宗畫風をよくした銅雲泉が千々石に現はれた彼は頼山陽とも交はりし程なれば其の人物も略々想像が出来る後世田能村竹田は頗る彼の畫風を嘆賞して居た一人であつた

#### 第四十一 尊王論と國學の勃興

(イ)江戸幕府は家康以來度々皇居を修めた藩主松平忠房は一度皇居修築の命を受け屢々上京して工役を監督した爲に朝廷よりは書畫屏風等を下賜して其の功を賞せられた

(ロ)頼山陽は原城に來て一詩を賦した

(ハ)頼山陽の交友川北温山は天保五年(二四九四藩主忠侯の時)稽古館再建せられし時教授となり藩の文事を隆盛ならしめた

#### 第四十二 外國戰の來航と海防

(イ)安政五年(二五一八)北有馬村の學者八木天山先生が役せられた

(ロ)安政六年藩主松平忠淳は幕命を受け天草郡の海防を嚴にした

(ハ)文久三年(二五二三)藩主松平忠和は老臣に命じて天皇が攘夷せられんとする叡意を庶民に告げしめ武備を修め海防を嚴にした

#### 第四十三 洋學の發達と開港の始末

嘉永年間(二五〇八―二五二二)長崎にて蘭醫モーニツキに就いて傳習した市川保定は種痘術を覺へ天然痘の豫防に努めた

#### 第四十四 大政奉還

(イ)島原藩士有馬太郎の弟中村主計は兄と共に勤王の志ありて尊王攘夷の論を唱へ伏見寺田屋に捕へられ薩州へ送らるゝ途中日向の細島で護衛の薩藩士に殺された

(ロ)文久元年(二五二二)諸大名の參勤交代はゆるめられた我が島原藩も願によつて文久二年十二月十七日許された

(ハ)丸山作樂、梅村眞守、伊藤益荒、保母景光、尾崎靖等の志士は攘夷の實行すべきを絶叫した

(ニ)文久三年五月十日長門藩の外國船砲撃には梅村眞守、伊藤益荒、保母景光、尾崎靖等の志士が參加した

(ホ)島原藩士二百六十三名は維新の戦亂奥羽の役に參加して莊内藩酒井左衛門尉忠篤と戦ひ更に薩軍の先鋒となり羽州花館にて南部氏の軍と戦ふた

九三

(へ)維新の戦亂函館の役に島原藩の鐵船(二六〇噸)温泉丸は軍務局の兵士彈藥輸送を命ぜられ功を奏した

(ト)島厚藩内に於ても相等勤王佐幕兩黨の争はあつた佐幕黨の頭目には家老松坂丈左衛門學者横山權三郎勤王黨の頭目には澁川主水學者坪田嘉十郎ありて兩派の軋轢は甚しく遂に勤王黨激烈組の青年大竹直記、伊藤虎之進、川島鼎、中村端平の四人は松坂を私邸に襲つて斬つた  
其の時の事を唱つた歌に

伊藤先ず端平急に切りかけて

川島も無く大竹で討つ とある

第四十五 明治維新

(イ)明治二年二月十三日藩主松平和忠は版籍を奉還し六月十九日島原知藩事に任ぜられた此の時知藩事となるものは全國二百六十一人で其の六は舊石高の十分ノ一であつた

(ロ)明治四年七月十四日太政官より廢藩置縣の勅書を賜つた

第四十六 邊境の開發隣國との修好

(イ)當時の樺太は小出日向守の條約に基き日露兩國人民雜居地なりしが漁場の争奪露人の横暴に對し外務大函丸山作樂兵力なき使節として北地に赴き折衝大に勉め言論の間に畏怖の念を起さしめ露人の跋扈を制した明治三年東京に召還され對露問題を議し極力樺太を露國に與ふる事に反對したが當

時廟堂の意を動かす事が出来なかつた

(ロ)外務大函丸山作樂は征韓論者の唱首となり讒に遇ひて明治四年三月廿二日罪せられ福井に預けられ明治五年六月更に長崎の獄に投ぜられた

第四十七 外交の進歩と社會の變遷

(イ)南有馬町に於ける學校開設

(ロ)有名なる三宅有碩先生は南有馬古園浦田小學校に勤務せられ明治二十年第六高等小學校に轉ぜられた

(ハ)明治十二年宮原秀槌は家財を投じて南有馬町北岡の新田を築いた

(ニ)人力車使用 (南有馬町に於て)明治十六年

荷車 使用 (全) 明治九年

自轉車使用 (全) 明治二十年

郵便局開設 (全) 明治三十五年一月

斷 髮 明治九年

華 族 藩主松平忠和子爵となられた

第四十八 立憲政体の確立

(イ)明治十三年丸山作樂は特赦に遇ひ出獄して明治十四年に忠愛社を創設し明治日報を發刊した

(ロ)明治十五年丸山作樂は福地源一郎水野寅二郎と帝政黨を組織した  
(ハ)明治二十一年一月には各國帝室制度取調の爲海江田信義と共に洋行し澳國の碩學者スタイン氏の説を聞き歸朝後帝國憲法皇室典範の制定に盡粹した

(ニ)明治二十二年四月一日より町村制は實施せられたが宮川安太郎第一回の南有馬村長に就任した  
第四十九 文化の發達

(イ)明治二年十二月二十一日舊藩銀札を錢札に改められた

(ロ)慶應義塾の敷地は我が島原藩の藩邸(三田邸)であつたものを明治三年十一月命により政府に納められたものである

それを政府が福澤諭吉に下付した

第五十一 朝鮮事變と明治二十七八年戰役

(イ)明治十七年朝鮮京城事變の功勞者竹添進一郎は我が島原守山村に縁故のある人である  
(ロ)南有馬町出征兵士 二十一名

内一名病死 安藤豊次郎(清國八里庄)

第五十三 明治三十七八年戰役

(イ)南有馬町出征兵士 一六五名

内四名戰死 井口久藏(清國橋頭附近)

松尾乙市(八盤嶺)

渡部嘉久馬(連連匂)

小淵磯八(不明)

二名病死 宮川喜代藏(折木城第二戰病院) 宮川初三郎(全所)

二名負傷 川口實隆 鬼塚代八

(ロ)明治三十七年八月三十一日歩兵第三十四聯隊第一大隊長陸軍少佐橋周太は遼陽の西南約二里の地点首山堡の激戰に關兼光の名刀にて敵數人を斬り銃丸四個を蒙り壯烈なる戰死を遂げた

第五十五 國運の進歩

公衆電話開設(南有馬町に於て)昭和七年正月 ラヂオ加入數(全所)二〇

鐵道開通(口之通鐵道南有馬驛迄)大正十五年自動車(南有馬町に於て)大正九年

第五十七 歐洲の大戦と我が帝國の地位

南有馬町出征兵士 一〇四名

内二名戰死 永田龜市(台東鎮病院にて傷死) 井口虎馬(西韓家庄)

五、取扱に就いて

以上選擇された郷土材料は一般の場合國史に附加して取扱ふのが普通である  
又多くの場合よく熟考して見ると郷土史を主として教授すべき適當の材料がそりまで多くあらう筈がない然し特殊の事項で國史上に大なる影響を與へた郷土材料になると國史に附加する位ではどうしても不  
充分である

特に時間を割いて郷土史を主題とし國史を之に附加する様にしなければならぬと思ふ  
例へば島原に於ける切支丹宗や島原の亂の如きは其の一例であらう

國史教材の時代觀念を確立するために郷土史料を時代順に配列し大体の概念を興へて取扱たい

例へば景行天皇と不知火 奈良時代と滿明寺鎌倉時代と日之江城 南北朝時代と有家大浦城 戰國時代と原城築城や日之丸觀音 豊臣時代と八良尾 秀忠時代と森獄城 家光時代と切支丹供養塔 吉宗時代と伊藤娘迪 家齊時代と流死塔や板倉内膳之碑 家慶家定時代と八木天山 家茂時代と丸山作樂 明治初年と宮原秀穂等の材料を以て縦の系統を立て遺跡と時代人物と時代事件と時代をうまく結びつけ國史教材の内容を着色するには郷土の持つ具体的な史料を以て附加し興味を喚起しつゝ取扱たい

例へば景行天皇の親征と島原半島南北朝と有馬氏の忠勤切支丹宗とローマ使節  
丸山作樂と樺太交換問題等の郷土材料を以て國史教材を一層具体化するには兒童の生活内に國史教材を取り入れなければならない

例へば菅原道眞と天滿宮 大國主命と洗磯崎神社 神功皇后と八幡神社 行基と一切經の瀧 戰國時代と日之丸觀音 親鸞と常光寺 日蓮と廣宣寺 島原の亂と原城址 眉山の爆裂と寛政の治 日清日露日獨戰爭と出征兵士等の郷土材料を以て

國史教材をして一層感銘を深からしむるには郷土史の持つ豊富な史料を以て取扱たい

例へば一切經の瀧と行基 橋周太と日露戰爭 島原藩の志士と尊王攘夷 源爲朝と保元の亂等の郷土材

料を以て

中央の事件政策が地方に及ぼせる状態を知らしむるには元寇と有馬氏朝鮮征伐と有馬氏 南北朝と有馬氏 禁教と切支丹迫害 寛政の治と島原大變 日清日露日獨戰爭と出征兵士等の郷土材料を以て

國史教材を郷土史と比較して再生せしむるには戰國時代と沖田暎 昌平校と島原稽古館 享保の治と島原藩政 寛政の治と島原藩政等の郷土材料を以て

地方に起つた事件が中央に及ぼした状態を知らしむるには原城と島原の亂の如き郷土材料を以て其の目的を達したいと思ふ

## 國史教材の表明法草稿

相浦尋常高等小學校 前 田 泉

### 一、はしがき

國史教育は古來人々が社會的活動によつて残した事實に徹して、國民の志操を養成するのがその根本精神である。故にどこまでも教師の確實な史實と熱誠な態度とに依つて兒童を感激させ感奮興起さす力がなくては、此の教育の精神を果すことは出来ぬ。

唯教材を羅列し事實の穿鑿を事とするか、單に物語に過ぎず口角泡して涙の押賣をするか、さもなければ忠君愛國を強ふるやうな傳統的欠陥たる教育では到底所期の目的は達せられない。この弊から一日も早く脱して眞精神に還らねばならぬ責任と使命が我等にはある。しかも現在の教科書を使用せねばならぬ國史教育では教師の活躍すべき部分が澤山にある。教師の活躍のため兒童を害ふことは絶対にない。若しあつたら仕方が悪いのである。活躍の方法さへ誤らぬならば害ふどころか却つて目的が達せられるのである。それには説話中心による國史教材の表明こそ隨一であらう。厚ち之こそ國史教育不振の痛を除去するものではあるまいか。私に姑く廣言を許さる、ならばこの國史教材の表明に徹してゐないか、又は知りつ、行はざるかに由つて目的が果されてゐないのではありますまいか。

こゝに平素大變苦しんでゐる私は非才を省みず剩へ三年餘の經驗しかないのであるが經て來た道と方

法との主なるものを無秩序に申上ぐる暴を敢へてなす次第であります。経験豊かで研究深く且制限なければ駄辯でも多く申上げられるかとも思ひますが叶ひません。

こゝに主として尋常科教材に關し説話に於ける表明法の愚見を申述べます。たゞ研究の途上にある幼稚なもので尙改むべきを多く認めますが今日までの到達点であります。

## 二 表明の意義と必要

従來實行された國史指導に於ける教材の具体化は唯漫然と種々な参考書等で教科書を詳説したか、或は兒童本位乃至人物中心主義の名に匿れて何等講談と選ぶ所なく而して隨喜の涙を流し拍手し且は面白いから好きだと言ふのを以つて成功したりと即斷するやうな傾向はなかつただらうか。こんなものが具体化であるか改めて吟味考察を要する。

こんなもの又は類似な道を辿つてゐる間は少しの新生面もなく斯科教育の目的も果されない。而して表明即ち誤らざる具体化は教師の確定せる國史教育意見と正確な史實とを背景として、教科書の精神を生かすべく兒童に如何に教材を提供すべきかといふことも平凡なところから出發する。

教材の表明はどうしても説話が主となること従前と變りない。即ち教師の豊富な知識と巧妙な説話とに依れば兒童の自學に委するよりは史實の個性を明らかにして誤少く且感激豊かにしかも性情能力に適した教育が行はれるからである。本科の性質として決して教師の活動或は説話中心を憂ふべきでない。兒童が聞きたい氣一杯の時の説話は何も注入でないのみならず立派な自發活動である。説話中心と言つ

ても一から十まで説話でなく心の中の苦悶愉快などは詩歌文章戯曲等によつて提供するのである。

又教師は確實な史實を持つ上に教材そのもの、本質的研究を備ふべきは當然であるがその他社會學、文學、經濟、思想等に通じておくと鬼に金棒である。鎌倉時代の佛教では『出家とその弟子』安政の大獄では『井伊直弼の死』による暗示が教師にあるとないとは随分授業が違つて來ると思ふ。

説話中心とても兒童にも働かせるのである。兒童に教科書の下調べが出来る頃となつたら（尋五二學期）やらせて自らに國史の外面的輪廓を發見させ説明させて後も一つ教師の説話の舞台上に上せて解剖し直觀的具体的にし理解させやうといふのである。つまり自學の洗禮を経た上に築かる、説話中心である。教育的見地又は郷土的立場から新らしく取入る、附説と教科書教材の理解を目的としてなす敷衍とを峻別して置かねばならぬ。無茶無茶意義に教科書を全部詳述することを教材の具体化と思つてゐはしないかといふのを時に見るが感違ひしてはならない。之が従來頗る多かつた様に思つてゐる。歴史としての中心史實でなく教科書にある教授目的から見た中心史實はそんなに澤山あるべき筈はない。

反對に表解して記憶を強ひ又は問答に終始し教訓のために史實を曲げて教へ或は蓋臭的となり忠孝を強ふる等様々な取扱ひ方であつたのが今までの國史の具体化であつたと思ふ。是は理解でなくせめて知解であつてかゝるものから崇高な國体も何も理解されなかつたのである。即ち今後の國史の具体化は之等を矯むると同時に圖表等を出來るだけ準備し活用せねばならぬ。

教材の表明が必要なことは述べるほどばかりしいが次に二、三を記して自分の立場を明かにしたい。

教則第五條第四項に「國史ヲ授クルニハ成ルヘク圖畫地圖標本等ヲ示シ兒童ヲシテ當時ノ實狀ヲ想像シ易カラシメ特ニ修身ノ教授事項ト聯絡セシメントヲ要ス」と方法上の注意を法令に明かにして具体化の必要を説いてゐる。(後述) 今の教科書を眞に理解させ生活の指針たらしめやうとするにはどうしても適切な表明が必要である。尤も史實の記憶を以つて斯科教育の目的とするならば相當間に合ふが、さうでないからである。

今一步を譲つて教科書は故意に簡單にして敷衍附説し活用するの餘地を作つてあると考へたら必要なこと言はずもがなである。即ち「あらゆる藝術作品は其物自体に對しては唯斷片に過ぎぬ。藝術家の表現はそれを見る人の豊醇な意味づけによつて補はれてのみ最初彼が創造しやうと企てた全体が具現せられ得る」といふ言葉がある。過去の祖先の生活を藝術作品とは見ないが記録として傳はつてゐるものは一の斷片に過ぎない。歴史は確かに過去の實在であるが記録そのもの、表現ではなく外形の叙述である。この外形……史實も亦兒童の想像推理の世界に於て意味づけして全きものとなり、又子供自身の生命を呼び覺まし生の擴充發展をなさしむるのである。生命の直覺は主觀的評價による。こゝに史實の解釋、具体化の必要が生れる。更に偏狹な主觀的評價を阻止するために表明展開が必要となる。

目的は更に目的を産む。この豊醇にして妥當たる解釋を下すには其の外形に意味づくるに内的體驗が必要である。自己の體驗を離れて史實の解釋は出來ぬからである。所が時間空間を遠く離れ又多く妻子あり人間味を嘗めつくした成人の、しかも特權階級の歴史である。その所産とても事業政治經濟等で何れの方面からしても現代の空氣を吸ふて育つた兒童には理解し解釋すべくあまりに體驗が少な過ぎる。然らば解釋即ち生の擴充發展は不可能かといふにさうでなく子供相應に出来る。出來かさねばならぬ。そして將來の飛躍への暗示と指針とを史實の中に求めさせねばならぬ。そのためには教師が平素各方面から内的體驗を多く與ふべく準備し指導すると共に國史時間に十分なる史實の表明説話を果すべきである。

殊にドイツ西南學派では歴史はその人物なり時代なりの個性を明かにするが役目である。即ち兒童をして過去の歴史が眼前に直觀する如く其の人物の個性が躍如する様史實を展開することを第一歩とせねばならぬと説いてゐる。

その他將來の生活完成に必要な批判力想像力推理力等を養成するにも鮮明な表明に俟たねばならぬ。

### 三、表明の着眼点

國史の表明は教師の説話が主要な地位を占むるは勿論であるが、これと相俟つて年代表地圖等の直觀方便物を利用し又活動寫眞旅行等色々な方法が講ぜられる。直觀方便物を次章に譲り本章に説話についてので着眼点として(一)法令上より、(二)(三)教材より(四)(五)國史教育の目的或は價值より愚見の主なものを述べたい。

#### 一、法令上よりの着眼

「國史ハ國休ノ大要ヲ知ラシメ兼テ國民タルノ志操ヲ養フヲ以テ要旨トス」であつて大家の意見が何で

あらと窮極目的は是より一步を出でぬものと思ふ。而してこの目的達成に選擇された教材は教則第二項建國の體制以下七項目に基づくものである。依つて授けんとする教材はこの何れに該當するものであるかを事前に明かにして置き(殊に尋常科では大切)それを生かすべき説話材料と周到な計畫とを講じて望むべきである。尤もその該當に單一鮮明なものもあるが數項を兼ねてゐるものもあるから注意を要する。斯く教材を教則要項に結付けておくときは脱線の憂少なく冗漫とならず中心のはつきりした教授が出来ると信ずる。

高等科では特に同第三項に注目し「趣旨ヲ擴ク」「近世史ニ重キヲ置キテ」及び「事蹟」を考慮せねばならぬ。

その外教授時數が毎週二時間なること、小學校教育の目的から教育的なものを選ぶ点「史的興味ヲ喚起セシメン」としたる編纂趣意書の意嚮などから敷衍附説に取捨選擇を適切にすべきは勿論である。

教則その他の訓令關係法規及び編纂趣意書を熟讀玩味すべきは自分等としては當然且益が多い。

二、中心目的を達觀し全體の一部としての表明法

凡そ部分は全体に對する部分なるが故に存在の意義がある。國史材料も同様に考へ、更にその材料は何故表明すべきかの目的を鮮明にしておくこと教授が徹底する。

尋國史上卷第七の「蘇我氏の無道」はその專横を説くが主でなくして、皇室の尊嚴と鎌足の忠節とを知らしむることが中心目的であつて、その無道は目的の一部である。扱徒らに蘇我氏の無道を暴露す

ることのみ汲々たる結果に陥つてゐることはないだらうか。之に反し時の皇極天皇までの既習御歴代の御仁徳を回顧し、山背大兄王が人々を苦しむるに忍びずとて王妃子弟と共に自害したまへるを説いて畏さを悟らせ、更に尊い御身分で中大兄皇子が御命を的に働かる、所全く日本でなくては拜されないことを明かにする。更に臣として蘇我氏がその祖武内宿彌の名を辱しむる愚かさに比し鎌足は身の貴賤危険を忘れ一死君國に報ずる誠に雲泥の差である。斯くの如き表明をなすがこの課の生命である。「蘇我氏の無道」など大賣出しの客引景品の價値しかない。目的への手段である。一般にこうした表明をすべく熟慮すれば何れを重心とすべきか自ら決定される。

即ち教科書に現れた人物がその時代の代表的人物であるがその人物の行爲の中にも亦中心がなければならぬ。其を發見して行くことが肝要である。そして整理や問答は必ず中心へ中心へと心掛け分立させてはならぬ。所が中心目的へ引付けるのあまり勇氣や忠孝を強ひてならぬことで暗示によつて授け得る場合が多いことを知らねばならぬ。

毎時間の教授目的を明かにしておくべきはいつも緊要であるが複雑した教材、或は數時間に互る事件教材では前後の照應に着目した目的觀と方法が殊に必要。

三、教材の有機的取扱

中心目的が確立し全体と部分との關係が明かになればそれを十分活用すべく有機的取扱が案出される先づ尋常科と高等科との縦の聯絡が大事である。



尋國史上卷第八に「これまで勢あるものが多くの土地をもちて、ほしいままに人民を使ひたりし習はしをとどめて、これ等の土地・人民をことごとく朝廷にをさめしめたまへり。」といふのがある。即ち土地人民の私有制度を打破して中央集権の制が確立され、又蘇我氏の無道を憎み名分を正されたこと、共にその英明比なき中大兄皇子を深く景仰せしむるだけでよい。然し高一では氏族政治の弊害に溯り聖徳太子の改革をといひ大化の新政が起るべき必然的地位にあつた事情を明かにし最後に皇子が新政にとられた主義方法を闡明にしてその組織所謂四大政綱を説明して終つてゐる。更に高三では思想的に眺めてゐる。斯様に三回の學習に依つて大化の新政を完成するやうになつてゐる。

挿繪にも同様な仕組がある。要するに教科書の縦の研究で出来ておれば學年相應に要領を得て他領を侵さぬ又看過さる、ものなく國史が理解さる、と思ふ。

次には同學年間の有機的聯絡を考慮せねばならぬことは勿論である。その例は平素よく經驗することであるから擧げないが要は既習事項と其の時間との聯絡をよくとることである。この趣旨で周到な注意の下に問答がなさる、ならば結構である。従つて問答数は多くならない。之亦教科書の研究が緊要である。たゞに兒童の疑問、難語句の取扱等のみからでなく國定の教科書使用に依つて國史教育の目的を果さうといふ大理想が潜んでゐるからである。

外國史との連絡と比較も大切である。近世史殊に高三の方では外國史を度外視しては理解されない。又國体の尊嚴を説くに比較することによつて益々光を放ち理解を高める場合が多い。そして偏狭な愛國

心を起す率も少い。之と同様な態度で郷土化は重要である。但あくまで郷土史のみの學習でなく統一せられたる小學國史の郷土化として使命を果さねばならぬ。

更に有機的取扱に重要な仕方は兒童の解釋と質問を尊重することである。比較によるも便利である。その他逸話傳説の採用、背景の描出、時代の聯絡、教便物の使用各科殊に修身との聯絡等有機的取扱に便なるもの注意すべきものが多い。史實を斷片的にしないで、しかも常に兒童に興味を持たすのに役立つものである。

#### 四、史實の生命を捉へる

内面的考察は史實の生命を捉へる一法である。内面的考察とは歴史上に表れた年號や人名は官位制度等外面的客觀的考察に對して言ふもので、史實の奥底に潜む原因、人情のよつて起る動機ともなつてゐる主觀的な重要事項を見究めて、これによつて國史教育に意義あらしめやらとするものである。

尙人間の思想感情が意志に作用して表現されたものが史實であり事業事蹟等であつて(後述)それが後に遺物記録傳説等となつて存し、更に歴史書に編まれ、再三教育目的によつて編纂されて教科書が生れたのである。つまり抽象に抽象を加へられたものである。内面的考察の立場はこの教科書に現れた教材に對して、最初如何なる思想感情が作用したか、何故作用せねばならなかつたにまで還元して、當時の狀況を研究することによつて、その史實が他と異てゐる点即ち史實の個性を明かにし、歴史的陶冶を圖らうといふのである。

尋國史下卷第三十五に「平生母につかへて孝行を盡せしが、肥前の名護屋にありし時、母の病重しと聞くや、急ぎて京都に歸りしに、母既に死せしかば、聲をあげて泣悲しみ、其の病床に侍せざりしをなげきたり。」とある。

母大政所の薨去は文祿元年七月二十二日でその翌日は清正が會寧を占領し二王子を擒にするなど朝鮮征伐の眞最中で、秀吉は又各地の勝報と共に自身出征を決意したりしてゐたが他方水軍の不振ゆその多忙な頭を焦らしてゐた。その時母の病氣を聞いたのである。殊に母の病氣には秀吉の渡鮮を憂へたこともあつたらうし、わけて秀吉には八才の時父と別れて以來この老母の手一つに育てられたのである。慈母の病氣毎に神佛に祈誓をこめた秀吉である。又小田原陣中から送つた母への自筆の手紙などよく孝行であつた。その秀吉が道を急いで着いた二十九日には己に死後であつたのに、たゞ果然として言葉なく人心地がなかつたといふ。これを通して眞の秀吉は千成瓢箪の由來や、朝鮮征伐のみでなく老母に仕へて孝養怠らなかつた秀吉こそ眞の秀吉であり彼の生命であることを知り更に更に深淵な感激の底へ浸らされる。之こそ目指す壺で逸話の功である。

然し實際は一々内面的に探究して説くことは材料から時間から容易でない。又有りもしないのがあり有つても説くべき價値のないものがある。前九年の役が貞任失戀の意趣ばらしに基づく等の類である反對に難解とされる保元の亂が輔弼の責を解しない源平藤原の私怨を以てすれば皇室に累を及ぼすことなく易々樂々と説ける。

而して或事實發生の原因となり動機となる原動力を知つておくことは内面的考察に都合よいから擧げる。

イ、慣習

ロ、傳統的(遺傳性)

ハ、爲政者の力

ニ、宗教的信念

ホ、教育の力

ヘ、人間本性

ト、偶然的

チ、其他社會的環境の影響

又内面的考察をすれば自らその結果影響が知られる高等科の桃山時代の文化研究ではどうしても秀吉の人物に着目せねばならぬし、その特徴は前代文化に源を求め比較して初めて明瞭に理解される。従つて内面的考察は史實の個性を鮮かにする原動力となる。

この内面的考察延いて史實の個性を鮮かにするに大事なもののは心の持ち方である。兒童自らを秀吉の理念行動の中に投込んで始めて秀吉の眞面目が体得される。換言すれば自己を國史の中に發見したのである。即ち史上の人物と融和一体なり過去の時代精神に生き之に感情を移入することによつて國史教育に力を發する。

感情移入は内的體驗があつて可能である。その内的體驗にはそれを助くる材料を十分提供せねばならぬ。時と處とに絶縁されて起つた出來事で大人の理想も衣食住の價値も知らない兒童であるから時代相や當時の理想を説いてその事件人物の背景をはつきりして誤らず史實の生命を把握させねばならぬ。そ

これは暗示性を持ち想像力を活動させる内容たると同時に教師の音聲には児童を感銘させる力がこもつてゐねばならない。材料の提供が不足し又は誤られた場合折角精選した材料も裏面史秘話的になりまして現實の我々を生かし懐しき祖先を語り又悲しむことは出来なくなる。

吳々も誤つてならぬことは内面的考察にかぶれて、客觀的方面を無視してならない。歴史教育は容觀妥當性の要素を備へる点で尊いのであるからい、加減に取扱つてはならない。どこまでも正確な事實の下に立ち、内面的の動機誘因を明かにすることによつて児童將來の指針を得べく精進しやうといふ努力である。又是こそ眞なる理解であつて骨折らずして記憶もする。この記憶だつたら忘れもしない。又批判させなくてもよい。児童の心の中は感激と共に批判で一杯だからである。

##### 五、現代的觀照

過去の力は現在を作り、現在の力は未來を作る。過去、現在、未來の關係は決して切離すことが出来ない。如何なる古いことを教へるにしてもそれが現代と關係あることを知らしむる必要がある。即ち過去を單なる死したる過去として取扱はずして、現在を生出す生氣ある過去として説く必要がある。事實の現代化が必要である。又翻つて新しいことを學習せしむる場合にもそれが過去と如何に關係するか換言すれば現在の事實の根源を過去の歴史の中に見出すことが必要である。是が事實の過去化である。

尋國史上卷第一の神勅を説く時は必ず憲法第一條「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と強く關係づけ神武天皇の建國も大化の新政も明治維新も皆これに結付け、更に將來とて易らざるに聯絡して始

めて現代化が出来る。聽て國体の美が必ずしも政治形式によらざること天皇に政治上の責任はなきことも明かとなる。

前述生命ある事實を以つて絶えず過去、現在、未來の三点上に立ち或は社會狀態並に問題と比較聯絡させて取扱ふ時、國史は單に過去の出來事を知らしむるのみでなく、現代生活の由り來る所以を理解せしめる。殊に高等科で近世史に重きを置く所以である。

現代生活の理解によつて將來の生活への暗示と指針とを與へやうとするのが國史教育の第二目的である。

人間の思想感情は周圍の事情に拘束されて始めのまま現はれず其等の力の總和となつて現れる。障害物に會つた時その排除に「どんな考へ方をしたか」「いかなる努力と經路を通り」「いかなる結果を得たか」は同じ日本民族として個人的に民族的に共通なものがある。しかも其が本質的なものと分派的なものがあるから過去の國史によつて將來の生活の規範が求め得る。従來は「かゞみ」として又歴史の法則性から（單純に肯定されない）行はれてゐたのである。前述内面的考察と相俟つて従來の不徹底な理解……知解と記憶から脱して玩味考察され國史の中に己を見出す様になり、必ず將來の指針となるに違ひない。道眞が四面楚歌の中に立つて親友三善の忠告を斥け御信任に一身を賭し、流されて恨まず、又時宗が元を恐れずしかも應戰せる誠に我等が教訓である。

然り國史は國民の生活及反省史である。

國史の郷土化は現代化の一法である。經濟教材の如きは特に現代的觀照によつて理解することにより價値を高める。但すべてを現代化するの哀れな努力から長州征伐が「山口縣征伐」羽柴筑前守が「羽柴今の福岡縣の一部の守」の類に墮してはならない。教材によつてその程度と方法は解決せらるべきである。

現代を理解せしむる國史は健全なる國民思想の養成と健實なる國民的活動の基礎を與ふるものである。

#### 四、表明の材料

##### 一、傳説と逸話

歴史教授に極く大切な史實の表明殊に個性を明瞭にし従つて史的興味を喚起し面白く國史を會得させることに最も都合よい材料は傳説や逸話である。

逸話の傳説の一種と考へてよい。而して傳説は神話お伽話の如く國民の信仰信念に胚胎し人情味豊かに産出されたものであるから、逸話もさう考へてよい。従つて國民精神の涵養國民道徳の教養國民性格陶冶などに有効適切の上なしである。傳説は神話と略々同じ態度で取扱つてよい。即ち傳説のまゝ、を何等註釋も條件も附せず語る場合と傳説であるとして語る場合とである。何を如何に語るかは兒童の程度と神話傳説の性質によつて定めねばならぬが、教科書の「といひ傳へたり。といふ」といふ工合になつてゐる兩様の態度をとればよい。その外取扱に注意すべき主なことは、

イ、人物事件の個性を明らかにせんため多くの史的傳説を取入れた趣旨をはき違へて猥りに事の末節

のみに力を入れることがあつてはならぬ。

ロ、常に体系ある國史の一部分と考へてなるべく其の時代と交渉し場所ともはなれぬ様にして、其中に伏在する國民思想感情道徳の美点を見逃さぬ様心掛けねばならぬ。

ハ、單にその時間限りの説話とせずその人物の幼時の言行と成人後の活動とに照應させて史實の理解又は修養教訓の暗示を與ふる様説くべきである。然し全部照應出来るものばかりでないから無理しないこと。

ニ、教科書以外に求むる時には以上の外兒童との關係から成るべく幼少時のものをとる。しかも幼時から賢明であつた人物をとるよりも後日の修養努力によつて名を残したものを取入るがよい。

ホ、あまり興味本位になつて數多く取入るときは冗漫となりその史實の明瞭さを失し且理會を困難ならしむることがあるから注意せねばならぬ。

##### 二、挿繪

挿繪は「當時ノ實狀ヲ想像シ易カラシメ（教則）」「之が理解ヲ助ケテ學習ニ興味ヲ添ヘシムル（趣意書）」にある。挿繪は「本文ノ叙述ニ因メルモノトシ、直チニ兒童ヲシテ挿繪ニ現レタル意味ヲ知ル」を得せしめてあるから挿繪の主眼点を明瞭にしてくだいな説明をせぬこと。多く挿繪の題目はその挿繪の主眼点となつてゐるから外れにくい。然し神武天皇挿繪に於て當時の服裝を、上卷六八頁圖では衣食住を知る如く二次的主眼点もあるから注意を要す。

説明の時機を適當にすること第二。挿繪の目的と教授の都合とで定まるものであるが一般に本文の説明を終へた後見せて簡単に説明を加へその説話を結ばよ。然し文化教材などは挿繪から入つて行つた方がよいものもある。

又全課或は全事項の終りに挿繪を以て總括するに便なものもある。上卷「武家政治の起」の總括として九一頁の挿繪を利用するが如き場合それである。

時には一ぺんに説明せず二度三度と風俗文化の比較研究にやる場合もある。

更に説明の順序方法を考へて教授に望むこと第三。

第四には他の繪畫或は挿繪との連絡を有機的にしておくことである。同一教材の挿繪でも尋常科と高等科に照應連絡がある如きである。肖像は一見失笑する様なものは選ばぬこと。

### 三、容貌

容貌は記録乃至傳説そのままを眞と容認出来兼ねることもあつて史的人物の容貌は説くに及ばずと極言する人もある位だから教育的價値によつて教師が判斷すれば御歴代の御心配であつて又平安時代の泰平を招來した蝦夷平定を成程と合点させるには田村麻呂の一尺三寸の胸單の目金線の鬚を附説した方が

よ。とにかくその人物になりきつて史實を明確に想像し得る助になることがある。

### 四、詩歌俚諺川柳家訓

くどい説話より背景に立つ一つのこんなものがよほど教材の直觀を助けることが多い。殊に情的教材では下手な説話より感情陶冶に役立つ。「汝や知る都は野べの」では京都衰廢から戰國争亂の世相が見透せる如く一事件一時代の綜括に、反對に緒に又はその途中に利用されることは挿繪とあまり變らぬ。尙天皇の御仁徳から國民思想境遇狀態人格人情の機微作者の才能等あらはれたものがあるから目的と方法を誤らぬ様にするのである。又極端な狂歌川柳はそれを示したため却つて史實の解釋を困難に陥れることがあるから注意が必要。

### 五、年表年代表御歴代表

之等は年代觀念の養成に重要なものであるといふ程ばかりしいがその取扱は中々やさしくない。年代表は少くとも次のものを具備したがよい。

イ、人物と事件の年代的地位が明示され且兩者の區別を上下にする等判然としておく。

ロ、各時代の長さが直觀的に分る様同一比率であること。

ハ、郷土的材料を含む。

ニ、國史上關係深き外國の興亡、人物の年代を照應せしむる。

ホ、その用語はすべて教科書と一致する。

ヘ、餘り細密に作製せず教師の應用が利くこと。

別に天皇御在位年數將軍執權在職年數のみによつて作製した部分年代表を黑板上部に準備し史實の

展開に伴つて適宜その下に板書して行けば説話が生きてくる。或は吉野戦國時代など錯雜した時代の取扱には摘要も附し部分年代表を用意するは尙有効且面白い。

年表は事件を本位として個々の史實發生の前後を明らかにしやうとするものである。

教科書が時の移りを「かくて、やがて、まもなく、これよりさき」等によつて表はし、又は人物中心のためとかく時の觀念が混亂し易いのを編年体なる年表によつて事件相互の關係聯絡を甘くとるやうに留意せねばならぬ。

ゴシック字の重要紀年は上下十七項全部記憶するに越したことはないが選擇すれば割愛してもいいものがあるから残高十項目として確實に記憶させて、その後は之に他を結びつけて行く様にすればよい。本文に年號だけ出てゐるものは別に印をしておくやうよい。

年表は御歴代表と結びつけ更に年代表と結合はせて始めて共に生き年代觀念養成の目的が達せられるこの年表による事項を年代表に現像して人物事件の史上の部位を明し前後の關係を比較し尙事件の繼續年限を知る様にせねばならぬ。その際史實の本質から無理せぬ程度に出来るだけ天皇に結びつけて理解させることは大切である。御歴代表を活用せねばならぬ。殊に一事件一時代又は全般の整理には三者の活動が緊要である。因みに一の史實斷片として數字的に取扱ふ年數觀念と同じ數字形式ながら常に全体から見て時の觀念を明かにしやうとする年代觀念とを混同しないこと。

兒童に年代表を作らせると雜誌の繪などを添附して相當まとまつたものが興味の中に出てゐる。郷

土の年表年代表その他地圖御略系等の作製蒐集が全様によく出来てゐる。之が本當に生きたものであらう。但之を以て勞作教育なりと逆上せてはならない。勞作は目的そのものに即しての筋肉活動であるからである。

#### 六、年月日時刻

歴史事件の年月日まして時刻になると不明なものが多い。古い程さうである。又明瞭でも説く必要のない場合があるが、次の様な時には説いたがわかりがよい。

即ち帝國憲法發布が明治二十二年二月十一日の紀元節の佳辰を選び赤穂義士の復讐が元祿十五年十二月十四日深更吉良家茶の湯散會後の靜寂を狙つたところに意味あるが如き類はその一である。

その二は教師が或事件の繼續に注意して其の年月日を説くと、兒童はこれで或事柄を推定し得る場合がある類である。尋國史下卷第三十四に「本能寺の變が天正十年六月二日に起り、山崎合藏は同十三日にあつたからで、此の間に秀吉が大敵毛利と和ししかも光秀を滅したから日數に用ひることにより極めて自然に「秀吉の機敏なること實に驚くべし」が察しらるるのである。

#### 七、歴史地圖

歴史事件は人物と時間と空間とによつて組立てられてゐる以上地圖の觀念を明確にすべきは當然である。教科書の地圖の種類が違ふ様に目的は異なるが何れも知解と記憶とをたすける爲めのものである。従つて情調を高める場合には必ずしも必要でない。間に合ふだけは地理附圖で合はせるが歴史地圖は是非

必要である。取扱は挿繪と同様主観点を誤つてはならぬ。鎖國時代の開港場長崎を知らせる類は何地圖でもいゝ一般に位置だけを示せば足る。然しその上地形、附近との關係まで説くべき場合がある。即ち秀吉のとつた高松城の水攻法を考察させるには毛利氏領地と信長との位置關係を説いて後は三方が山で盆地なる高松城の附近の地形の大体を示す地圖に秀吉の陣地や急造堤防に水を引入れた川など記入したものが必要となる。更に面積距離を併せて説くべき場合に武士と東國がある。即ち東日本の中心は關東平野で、こゝは農業が發達し北部に馬あり金あり剩へ京都に遠くその方向は山河懸絶、風物は素朴と相俟ち政令及ばざりし所に武士が興つたのである。又示す個所についても目的に依つて一地圖が數課數時間利用出來得るものもある。

第二、地圖は必ず説話と並行せねばならぬ。

第三には土地は舊態のままでないから現在との關係を考へる必要がある。即ち地形地名の變化に對し古今を比較説明しておくべきである。出來れば古今比較圖或は歴史地圖とを併せ用ひ或は一によつて附説するも差支へない。尙交通路の變化を見るも有益である。

その他本文に現れない地名兒童未知の地名に對しては趣意書の意見に従ひ又郷土との關係を考慮すべきである。又郷土との關係を考慮しておかねばならぬ。その他畿道國別地圖は重要であるから必ず他教科と聯絡し或は尋五の始に二時間位特設して教へ又平素携帯させおくと便利である。領土擴張地圖も準備して置いてはつきりしておく。

特に經濟方面と人間活動の關係は密接であるから地理上の産業はよく調査しなければならぬ。經濟的價值か軍事的價值ある場所は人類活動の舞台となつてゐる。

八、季節と天候

これが又ばかにならぬほど理解を助ける。高松城攻めが地形の利に加へて五月雨時であつたことを説いてこそ流石秀吉の謀とびんとくる。義士の復讐も雪の深更を説きその他桶狭間嚴島の戦等さうである。清麻呂配流の途雷鳴のため危難を免れたことを聞いて天の助と喜ぶ。關ヶ原の戦當日は晴天らしかつたが曉には咫尺を辨ぜぬ濃霧で暫くは戦が始められなかつた。その霧れを待つ間の家康と三成の緊張と焦燥はどんなであつたらう。この場合強ひて述べる要はないが教師がこのことを知つてゐるか否かによつて何物かを兒童に捉へさせる生きた授業が出來ると思ふ。

九、系圖

出自關係を自分から知り教科書の自習に活用出來るまで躰けたい。しかも斷片に陥ることなく年表年代表等によつて史實相互の聯絡を深くして年代觀念の養成にも資すべきである。教科書本文に現はれない人名は系圖に或程度の正確を保たしむるためのものであるが又地圖の場合と同様地方的教材の取扱をする。郷土の人物と結付くことは面白く學習が出來る。

十、標本

兒童の旺盛な想像力は遺物標本模型等によつて様々な感興を喚起する。然し金が少い不景氣な世の中

に望むのは世間知らずの特殊學校か野暮かである。兒童と共に蒐めたらよい。類似た形のもの石器など出たらこんなものだと説明しておけばよい。説話の進行と共に示せばよく初めから見せる時、下手に出すと兒童はきよろ／＼するから注意がいる。特徴だけ示せばよい。

#### 十一、筆記板書其の他

筆記については文部省訓令第六號もある通り必要な場合の外課せぬ様にせぬと興味を殺ぐこと多く情的教材では慎重を要する。寧ろ學習帳を持たせるならば自習結果の客觀的要項、教授後の感想の筆記用でありたい私はあまりとらせてゐない。板書は筆記と共に教科書となるべく用語が一致し或は史實理解のためのものとなしたい、字の大小、行の上下、廣狹、項目等に注意。

官職位階境遇等も亦その人物事件をよく生かしてくれる。或は新聞雜誌等にあるものでも常に注意し蒐集すれば立派な史話集が出来て教授をより効果的にする。

#### 四、結 論

國史は概念でない。事實である。

知るのでない。養はねばならぬ。

記憶でない。理解せられねばならぬ。

理解せられないのはその人物なり事件なり文化現象の個性を説明せぬからである。だから國史が單に記憶學科興味學科に終り、或は教育目的のために史實を曲げて教へてゐた爲めに成人後には夢の世界に

遊んだ氣ばかり起す様になつて思想國難なんて自縄自縛に陥つてゐる。そんなものも多い。今までは知解を理解だと誤認し廉賣してゐたのである。

然し又國史教授に於ける理解の不徹底は一面その困難にも依る。時代と場所を異にし且大人の歴史を子供が理解するには簡単に出来ないのは當然である。それを理解させてゐるのが先生の仕事である。即ち教師は出来るだけ正確な史實によつて確立せる教育意見を以つて教材を玩味し内容を變えぬ様面白く示さねばならぬ。面白く示すには正しき説話中心でなければならぬ。説話はいつの世になつてもどんなに良い本が出ても絶えないであらう。聲そのものが持つ價値が高い。説話は前後脈絡の有機的なしかも中心をしつかり掴み内面的に考察し内的體驗によつて史實の生命が把握されて過去に溯り新しきを知る様に仕組まれたものでなければならぬ。そして話術を教材によつて變化し得る様熟達し且話材として逸話傳説などが豊富であれば申分はない。しかも説話に暗示性のあるものでなければならぬ。耳のみでなく目に訴へる挿繪地圖等活用せねばならぬ。而して適當な記憶は極く大切である。それを試み、本時の事項を理解するための問答は板書と同様活用されねばならぬ。かくして始めて教科書の詳説のやうな説話が排除され眞に國史が理解され同時に更に記憶さるゝであらう。之を大局から省れば教師の實力なくしては出来ない相談である。教授法のみを専念して本質的研究を二義的に考へてゐる間はいつの世にも教はれない。文學政治經濟等に通ずると共に熱心で勤勉であらねば治らぬ。



## 尋常小學 國史科に於ける經濟的教材に就いて

附屬校 高 村 利 助

### 人生と經濟との關係

生物の原始的本能、それは結局自己保存であり種族保存にある。即ち生きんとする自然的慾求であり廣き意味に於ける生命の持續發展である。而して該生命の持續發展生長に必要な要素は多々あるがその中でも最も重要なもの、一つとして物質的要素がある。吾人はこの物質的要素を全然超越離脱して生存を全ふすることは到底出来ない。否寧ろ物質的要素は大なる力を以て或程度まで吾人人類の全生活を支配してゐることは余りに自明の理である。と言つてこれのみが全生活を支配し規定する唯一絶対のものといふのでは決してない。

エンゲル氏が「人間は彼等が政治、學問、宗教、藝術等を營み得る前に先づ第一に食ひ飲み住み着ることが大切である。人間の生存が總て活動の前提である。生存してこそ始めて種々なる精神的活動が出来る。それには種々なる物質的條件が必要である」と謂ひ

又マルクスが「經濟上の生産關係は社會の根柢をなす下部建築であり、政治、法律、宗教等は其の上部建築に過ぎない。随つて生産關係の變動につれて上部建築は變動する」と謂つてゐる等々。もとより吾人はこれ等唯物史觀を無條件に肯定するものでなければならぬのみならず凡ての生活を之に歸するそれ自

体既に偏見であり獨斷であることを指摘し得る。人生そのもの、社會的秩序そのものに於ては、經濟的要素以外に、より重大なる精神的要素即ち精神生活（理想價值追求）に生きんとする熱烈なる慾望のあることをも十二分に認めるものである。けれども先の經濟史觀の中心思想も亦味へば其處に多くの眞理を含んでゐることを否定することは出来ない。

經濟的原理（生産・消費・分配）が人類社會發達の重要な根本動力であることは過去の歴史が既に之が事實を如實し証明してゐる。

又經濟が人間の精神的所産なる文化の發達に關與することは、管子の所謂「倉粟實而知禮節」「衣食足而知榮辱」の語に於ても想察し得る。

尙證を手近かに求めんか、吾人自身經濟の直接の生活者であることの事實に徴して見ても、如何に經濟（物質的要素）が吾人の人生にとりて重要性を持ち又それだけ重大價值を有するものであるかが十分に肯かれる。人生と經濟、それは正に密接不離の間柄のものである。

### 經濟的思想陶冶の必要

我が國民の大多數は經濟的思想の中正を缺いてゐる。

今私は之が基因する所を史的考察して見たいと思ふ。

由來我が國民は經濟的思想に乏しく物慾に關しては極めて無關心であり、且經濟的活動、經濟的考察が

等閑に附せられ、わけて古來の我が武士道は清廉潔白主義であつたがために自然に禁慾主義をとり、終ひに「武士は食はねど高楊子」てふ生活意識を生み、物質輕視、専ら唯心的生活禮讚の姿相を見せてゐる。この思想はやがて國民的慣習と化し久しい間國民の頭を支配したものであつて其の結果は歴史を説く場合でも單なる人間的現象といふ觀念の下に政治史を説き、人間活動を力説してゐたもので餘り經濟的解釋に觸れてゐなかつたし、否寧ろ觸れることを潔しとせざる誤られたる風さへとられて來るかに思はれる。所謂唯心主義的思想であつて、これ我が國民が經濟思想に幼稚なる所以の一であり中正を欠しの一理由ではないか。

惟ふに經濟力の如何は早速政治、文化の塗替に關する處極めて重大なるが故に、茲に目醒めて國家隆運の基礎を確立すべきもので、經濟と云へば之を見向きもせず又卑しとし之を反精神的なものとして排撃するといふ様な態度を見せることは大いなる誤謬であり錯誤であり人生そのものに對して認識不足の甚だしきものと云へよう。

所が時代の變遷推移につれて近世に及んで資本主義的唯物思想擡頭し漸く方向轉換の姿をとつて來た。所謂ブルジョア文化の如きは經濟價值を以て極限概念と認め、之を至上價值と思性するの傾向に邁進し殊にそれが現代に至るに従つて經濟現象は最も重んぜられて人の價值評價が殆んどその財力で決せられ政治も宗教も教育も財力に依りて左右せられるのみならず、動もすれば大學や専門學校等の價值すら卒業生の就職率即ち収入にありつく程度で決せられんとする色彩濃厚な時代と變つて來た。この様な資本

主義的思想傾向の充満する時代に人心が益々功利的唯物的となるのは又當然ではあるが、今日この經濟第一主義の心理、所謂經濟至上主義に陥つてゐる現象はどうしても之を正當なりとして肯定し認容することは許されないことで、これ中正を欠く第二のものである。これ等は要するに自由なる文化人の活動で機械視したものであると云つても強ち過言ではあるまい。

然るにこの明治、大正、昭和へかけての資本主義的經濟機構も漸く行きづまりを來し今や瀕死の状態、崩壊に直面しながら喘ぎを僅かに残してゐるのかと思はれる一方に於ては一派の人々の所謂科學的經濟思想が潮の如く襲來し、共產主義的思想の波が浸潤し風靡つ、ある。この最も憂慮すべき現狀に鑑みる時層一層經濟的思想に關する國民的理念の陶冶が必要になつて來るわけである。

蓋し吾人が健全確固たる經濟的思想啓培の重要性を叫び、且その必要を痛感するの所以は封建時代の偏狹なる唯心的思想の爲にあらず、又近世資本主義的思想の爲にも非ず一に今や滔々として吾人を脅威しつ、ある處の所謂共產主義的經濟思想の爲でなければならぬ。のみならずそれはやがて思想國難の動因をなせるものであることに想到する時、こは實に一大寒心事であり同時に又國民的一大關心事でもなければならぬ。

思ひこ、に至る時如何にもして第二國民をして、正しき經濟觀を培養せねばならぬてふ止むに止まれぬ教育的國民的自覺が強く吾人國民教育者たるもの、腦裡に閃めいて來ることは必然の必然でなければならぬ。

國家國体を離れての吾人の生活は絶対に考へられぬことであり、事實さやうな生活は存立し得るものではない。然らば結局我が國体、我が國家に即し、最も妥當性を保有する經濟思想を確立することが目的であり理念でなければならぬ。科學的經濟思想を排撃する理由の根本も亦こ、に在る。

#### 經濟的思想陶冶と今後の國史教育

翻つて從來の國史教育を省察するに教材に於て又實際教育のそれに於て經濟的要素への關心少なく、經濟的文化を餘りに輕視し等閑に附して來たかの憾みをまぬかれぬことは事實である。蓋し國史教育は教育に出發しての國史教育でなければならぬ。而も凡ゆる生活様式に出來得るだけ觸れこの教育こそは健全なる全人的なる教育を意味するものであるべきである。

試みに見よ。歴史上一新紀元を劃する大事變の裏面には必ずやそれ相當の社會問題がありそれ等社會問題には多くは經濟問題が關聯してゐる。多くの史實は大低經濟との關係を含んでゐる。例へば

大化の改新に於て窺はれるが如く、通常その由來する處は、聖德太子十七條憲法の中にある「君則天臣則地」或は又大娘姫王の「天無二日地無二王」云々と小國体的信念に求められ、やがてそれが中大兄皇子に繼承せられて蘇我氏討滅となり、遂に皇子の「天無二日、國無二王、是放棄併天下可使萬民唯一天皇耳」の上奏として現はれ、茲に公地公民の制度は確立され、久しきに亘つた分權的氏族制度はこ、に全く崩壊し、中央集權的の制度が成立するに至つたものと解せられ考へられてゐる

此の如く大化の改新を我國固有の國體觀念の具體的發露なりと考へることは洵に當然であり加え之のことは最も重要な事ではあるが、一步突き込んで何が我が國體觀念をして斯の如く發展せしめたか？その原因が何れにあるかを考察する必要がある。若しこの点を明かにしないならば大化改新政治の意義を十二分に究明することは不可能事である。

かゝる見地に於て高一國史教科書が、大化改新の始めに社會組織の弊害を述べ、官職世襲より來る人材登用の途の杜絶及び豪族の土地兼併を擧げてゐるのは編纂者の用意周到さが窺はれる。以上二つの弊害を深く内察して見る時結局それは官職世襲を特徴とする氏族制度それ自体のもつ弊害であつて、歸する處上下兩階級の當分配の不均等に外ならない。

さてこそ大化元年の詔に「割國縣山河林野池田以爲己財爭戰不已或者兼併數万頃田或者全無容針少地……云々」は先の事情を何よりも雄辯に物語つてゐるものである。こゝに到達してこそ始めて班田制や税法の確定がどうしても見逃せぬ要件であることを理會し得るものである。

この理解に依つてこそ、かゝる難問題を快刀亂麻の勇を鼓舞して解決せられた中大兄皇子や藤原鎌足等の經綸の程が愈々永遠に消えざる光を發つことともなるものであり、他方私利私慾を超越しての國體尊嚴の固有思想に一段の感激と感涙とを覺ゆるものがあるものである。

故に本教材の取扱ひについては單に改新の四大事の史實を知らしむるに止まらずして、その由來する所

が經濟問題にあつたことを深く注意せしむべきである。

その外賴朝の創幕や建武中興等についても、その史實の背面を深究して見るならば、必ずや經濟的理由のあることは今更言を俟つまでもないことである。

故に今後の國史教育に於ては廣き意味に於ける文化構成の一重要な要素としての經濟的要素を更に更に徹底的に多量に取扱はねばならぬと云ふことは當然の要求でなければならぬ。

別けて現下の如き最も憂慮すべき状態に鑑みては層一層その重要性を認めざるを得ないのである。拱手看過は絶対に禁物である。

又國際關係の立場から見ても經濟的生活様式の變遷を幾分なりとも知らしめることは極めて緊要な事である。

それにはどうしても歴史に依らねばならぬ様になつて來る。個人として又國民としての將來の生活を建設せしむるには祖先の生活の實相、その長短を知らしめ、歴史の示す處に従つて、確固たる自身を持たしむることが最も緊要にして且妥當なるものと思ふ。而してこの場合は何處までも偏見を棄て、獨斷を排撃して過去の史實そのものに沈潜し之が含む諸價値を余す所なく忠實に捉へることが歴史研究の重要な役割であることを信ずる。若し從來の國史教育が政治史の傳達のみに偏してゐたとするならば、宜しく過去の不明を去り、時代の要求をも容れてより完璧に近づくことを念じて進まねばならぬ。

而して何處までも國民としての經濟的生活といふ見地に立脚しての取扱ひなり指導が必要で、やがて其

處に經濟に對する正しき認識と正しき生活とをなすべく啓發すべきもので、それにはどうしても歴史の洗禮を受くることを必要とする。而もそれは根本に於て國史の使命を生かすことにもなつて來る。敢へて經教的教材取扱ひの重要性を強調する所以である。

「小學校ハ兒童身体ノ發達に留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎竝其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」

「國史ハ國體ノ大要ヲ知ラシメ兼テ國民タルノ志操ヲ養フテ以テ要旨トス」

以上小學校令第一條並に小學校令施行規則第五條第一項ニ明示せるものに照らして見ても、或は又文化の由來を知らしめる……云々に求めても、國史教育に於て生活構成の重要な一要素をなす經濟について之が教育指導及び取扱ひをなすことは寧ろ當然でなければならぬ。

殊に歴史の史實そのものが生活であるからにはこの方面の指導を國史教育に於てなすことは他教科に於けるよりも極めて好都合であり又その性質から見ても最も相應しいものである。

### 經濟的教材の意義

抑もここに言ふ經濟的教材といふ意義は通常讀方等に於て謂はれてゐる甲の教材は修身的教材であるとか、又乙の教材は地理的教材であるとかいふ意味には考へてない。勿論この場合とてもそれは絶對的嚴密な意味でないことは明かであるけれども。

ここに教育てふものの、客觀的對象を假に科學、道德、宗教、藝術、政治、体育といふ七要素に眺むるとして或る史實をとつてきて之は以上の中の何れに屬する教材だといふ様に限定して見るといふのではないのである。

苟くも歴史現象といふものが、生活である以上、全一的なるものとして之に對すべきである。

斯様に全一的なるものとして觀るべき歴史現象を要素に分折して見るといふことは歴史そのものの破壊であり、矛盾でなければならぬ。それ故にここに所謂經濟的教材とは決して教材そのものを分類したのではない。歴史現象はその一部面たる經濟的方面よりも眺めらるべきであつて、この經濟的方面より眺め得る教材といふ意味である。而して今ここに一項目として特にこの經濟的教材を論議する所以のものは從來この方面の指導が輕視されてゐるがために、之を高調する意味に於て掲げしもので、史實を取扱ふ際に、今一層この方面に關心を以て遺憾なきを期したき念願の現れであり、やがてはそれが史實に對して忠實なる一態度ともなり、引いては、國史教育の使命をしてより以上その實を發揮せしむることにもなると思惟されるからである。従つて國史教育に於て之が實際取扱ひをなす時、之を經濟的に取扱ふといふことになつてはならぬのである。何となれば經濟史は歴史上の人類の經濟生活、即ち經濟的現象そのものの進化發達の過程を系統的組織的に認識しようとするものである。然るに歴史は單に經濟現象の變遷ではない。兒童の生活の中に芽生えつゝある生活形式の一要素としての經濟活動の陶冶が教育に於て當然企及さるべき事柄であるならば、その爲に極めて都合のよい國史料に於て、この方面の指導

をも考慮することが當を得たことであると思惟するが故に、その方面からも史實の考察を進むべきであるといふのである。

又吾人は一派の經濟史觀の如く凡ての歴史現象を經濟的因子に原因すると説く學説には賛成出來ぬことは先にも述べた通りである。

けれどもその反面マルクス等の言ふ經濟史觀の中心思想は又一面の眞理のあることは十分認めねばならぬ。故に經濟史觀を肯定しようとは毛頭考へないがこの史觀の中に認めざるべからざる眞理はやがて國民教育として、待望される國史教育に於ても看過すべからざるものであるといふことを想ふて敢へて經濟的教材といふ意味の下にその取扱の重要性を強調したわけである。

然らば經濟的教材は如何なる見地から如何なる態度で之を觀るべきか問題になつて來る。

### 經濟的教材研究の觀點と取扱上の注意

普通經濟史研究の場合採られてゐる主なる項目の中から關係項目と思はるものを掲げて見たいと思ふ

#### 1、經濟生活の自然的社會的條件

經濟生活の自然的現象とは土地及人口であり、社會的條件とは政治法律財産等の社會制度並に藝術宗教の如き所謂精神文化である。

即ちこれは結局の所經濟生活が如何にこれらのものと相關關係をもつものであるか、又影響する

ものなるかを見んとするものである。

#### 2、經濟單位

經濟的單位とは經濟行使の主体の謂ひであつて、その主体が個人であるか將又團體なるかといふこと、特に史上注意すべきは團體としての經濟的主体で、それはつまり上古社會に於ける氏族制度の家族より村落、都市、國家と發展した經濟主体である。

#### 3、經濟流通の組織

この流通生活はその性質上消費生産生活よりも遅れて出現したものであると考へられる、又當然吾人人類生活上何時かは起るべき當爲をもつてゐたものでなければならぬ。

何となれば自己の勞働生産物を他人のそれと交換することは、より一層完全に自己慾望を満足させ充足せしむるからである。

現在に於て貨幣、運送通信市場等の流通生活上の機構は社會生活上到底欠くべからざるものである

4、其の他に心理的要素とか技術或は勞働の編成等々あるやうであるがそれは省くこととする。

然らば國史教育に於ける經濟的部面の教材を如何なる態度、如何なる留意を以て取扱つたらよいかが次の問題となつて來る。

それには先づ前に述べた觀點からと國史教科書に盛られてある教材の性質等に鑑み適宜取扱ふべきもので、左に指導態度留意点等の大要を述べて見たいと思ふ。

1、曩にも述べて来た如く、經濟史的に取扱ふの要はないと考へるので、先づ經濟といふものがどの様に吾人の人生々活を構成してゐる生活形式と相關々係をもつものであるかを考察の中心として、經濟の單位並にその流通組織等にも及びたい。殊に單位に於ては個人といふよりは寧ろ團体の經濟として觀ることが國史教育に於て肝要なことであり又歴史の性質よりしても然かあるべきものであるまいかと思ふ。

2、經濟は手段價値であり利用價値であるといふ立場から觀ることが必要である。殊に現今の如き經濟第一主義的思想が正當でないといふ見地から言つても兒童をして正しき經濟の意義、經濟に對する態度を養成するといふことは國民教育の本旨に照らして當然其處に歸結されねばならぬ。而して更に發展して人生は唯心でもなく、唯物一天張であつてもいけぬことの暗示を與ふべきである。

今大阪城といふものについて眺める時、その價値は之に莫大なる金錢費用を投じたといふことより生ずるのではなくして寧ろその持つ文化價値といふ方面にその意義がある。即ちそれに投じた多大の金錢そのものが尊ひといふよりは、かゝる偉大なる文化價値を創造したといふ金錢の所謂手段價値利用價値が有難ひのである。

3、教科書に盛られてあるものについて見る時わかる如く、教材には積極的に經濟の必要を説いたと見るべきものあり、又消極的に教訓的(獎勵的、暗示的)意味性質を持つたものがある。従つて其性質に應じ各種各様の取扱ひが肝要である。即ち

イ 經濟は吾人の人生生活にとつて不可缺のものであることを知らしむ。

ロ 消費の節約、勤儉貯蓄の美風を涵養する。

ハ 贅澤と驕奢は結局自己破滅であることの暗示を與へる。

ニ 私利私腹を肥すことに汲々とするが如き所謂守錢奴たらざる様指導すること。

ホ 共産的經濟が人生の自然に反し我國体國情に合はざる所以を一々の教材についてそれとなく暗示に依つて感銘せしめねばならぬ。共産主義的臭味を帯びざる様警戒する。

ヘ 又經濟政策についても考察せしむるの要あり。例へば徳川幕府の參勤交代制の如き、白石の對支那貿易額制限等の如きこの方面のものも可なり多い。

4、史實を取扱ふ際不用意に取扱つて却つて偉大な忠勇義烈の士の面目を損する様なことは絶対に避くべきである。

以上の如き留意を以つて史實を取扱ふことによりて正しき經濟思想を啓培することが必要であるが、然しながら小學校に於ては十分なる經濟的精神や、經濟的生活の正しき態度を作り上げようと期待を大にすることは出来ない。何となれば兒童の生活そのものから見て、或はその心理的立場から見て經濟といふものは彼等には可なりに縁遠いものである。併しそれ等の芽生えは誰しもが持つものである故に、この芽生えをしてより確實な、より正しき、圓滿なものへの芽生えたらしめて、そこに正しき經濟的精神

の涵養を企圖すれば足るのである。

### 經濟的教材より見たる各時代の大觀

上古我國民は既に漁獵時代から農業時代を實現し、實物經濟時代となつてゐる。而して當時の社會は經濟上から觀れば共有財産社會とも言ふべきものであり、それは上古に於ける社會組織の根本であつた。

即ち血族的關係に基く大小幾つもの氏が夫れ氏上に依つて統制され、土地を共有し多くの家を其の領有する土地内に包容し、共產制を以て生活してゐたのである。所謂部落共產時代ともいふべきものであらうか。

然し人口稀薄にして領地に多くの餘裕をもつてゐて各部落が自給自足の經濟組織であつたがために、私有財産の制は未だ起つてゐない。されば私有財産の制なき當時に於ては何が社會を支配する力であつたか。最も重要な生活機關たる土地の所有が大小各氏に屬してゐた經濟組織に於ては、言ふまでもなく氏上、所謂血統家格の尊卑による大臣大連等姓に依つて政治の實權は掌握されてゐたのである。

而もこれ等氏の中で最も大きく、最も身分の尊ひものが皇室であらせられたわけである。皇室は大小諸氏の中で最も有力な且最も高貴な氏であらせられた。其處で氏上としての天皇は直接には、その氏即ち御料地内の各家を御支配遊ばされたに過ぎないのである。と同時に天皇は又その御血統上の關係から、

全國に於ける各氏の上を支配され、この氏上を通して間接に全國に於ける土地人民を支配するの絶對權を有せられてゐたことは理の當然である。

即ち上古は天皇の統治大權が直接天下の土地人民に及んだわけではなく、各氏上を通じて之をしろしめされたに過ぎなかつた。

例へば仁徳天皇の前後六ヶ年間の免租など全國各地の大小氏族に之を御施行になられたのではなく、御料地即ち直接御支配遊ばされる氏にだけ之を御施行になられたもので、確にこの間の事情を物語るよき例である。

それが天照大神をはじめ奉り、歴代天皇が勸農を以て重要な國家政務の一と認められてより漸時社會は進歩を來し、更に蝦夷、熊襲等征服により、より以上の富の能力を得るやうになり、愈々強大を來し一方氏に於ては勢力糾合等の策が弄せられ、身分高く官職高い大氏は小氏の土地を兼併するに至り、非勇な勢力を増大し發展する反面、纏りなき小氏等に於ては戦役其の他の原因から早くも分裂を生じ、社會は動もすると統制も秩序も失はれ勝ちになつて來た。而も當時は官職世襲で國定的社會組織であつたがために、高貴は即ち地位的に經濟的に優位を占め、卑賤は即ち下位たるの宿命的立場に置かれ、所謂下層階級の者は全く泣き寝入りの姿にあつた。

こゝに於て彼等の中で漸くより高き姓氏を得んと企劃する者出で、系圖偽作が漸發しお互に争ひを生じ一の社會問題を構成して來た。



即ち第十九代允恭天皇即位四年九月詔して「上古の治、人民新を得て姓名錯はず。今朕踐祚して茲に四年なり、上下相争ひ百姓安からず、或は誤つて己が姓を失ひ、或は故らに高き姓に認む。其の治に至らざるは蓋し是に由てなり。」と宣はせ給ふたのは、まさしく時弊を指摘遊ばされたものである。終ひに盟神探湯によつてそれ等の紛糾せる姓氏を正さねばならぬまでに至つたのである。これ等を生んだ動機は勿論家の名譽、權力への憧れもあつたであらうが、一方經濟も亦その重要な要素をなしてゐるものと見るが自然である。でか、る民族的社會に於ては、高貴の氏は常に優位にあるばかりでなく、彼等はやがて地位權力によつて多大なる土地人民を私有するに至つた。

而してこれ等は垂仁天皇の任那經營から神功皇后の新羅征伐に至る四代の間に亘る外國民族との激烈なる競争に國を擧げて没頭してゐる隙に俄かに強大となり、雄略天皇以後は國家の安寧秩序のために、全く打棄て、置けぬ形勢となつた。かくして社會外には貧富問題を生ずるの根本原因をなすに至つたのである。

でこの大氏族の跋扈を何とかしなければならぬといふことは、雄略天皇以來我が皇室の一大宿題であつた。されば當然氏族制度も行きづまりとなり、何時かは崩壊せざるを得ぬ、それは單に時間の問題となつて來た。やがて國體の本義に基く反省となり、帝權恢復の目的の下に所謂大化改新の一大變革に達着したわけである。これより先聖德太子は十七條憲法の第十二條に於て「國司國造百姓に飲ますること勿れ、國に二國靡く民に兩主無し。率士の兆民王を以て主となす。任ずる所の官司は、皆是王臣なり、何

ぞ敢て公と興く百姓に賦歛せんや」と暗に改革の御意見を洩らされてゐる。世に大化改新を以て支那文化影響による政治的理想、即ち中央集權、郡縣政治等王道主義の現はれであると云々する人もあるが勿論その官制等の如き外形は支那式の模倣であつたが實は深く當時の状態を考察すると、既に當時日本の社會經濟の状態が當然何時かは斯の如き事態を惹起させねばならぬ必然的狀態にあつたものである。即ち氏上の私有財産を認めずして、率士の濱王士にあらざるはなしの主義の下に統一せられ公地公民制となり、更に班田收授によつて富の公平なる分配を圖り貧富問題の解決を期せられるなど國家社會主義的制度をとつたもので、經濟的要素が大化改新の一大要素であつたことは余りに自明である。

それより後人口は益々増加し經濟上の必要は愈々増大せるにも不拘、他方土地の生産力は技術未だ進歩の見るべきものなかりしたため、之に平行することが出來ず、經濟上の窮迫は非常なものになつて來た。加之土地に未開墾地多いといふ具合で、自然之にも手を伸ばさねばならぬことになつて來る、かくして後に起る莊園制度も畢竟する所この結果の産物であると思はれる。抑々も上古朝廷の御領地として縣といふものがあつたが、その外にまた屯田といふものがあつた。而して屯田には田部と稱する之を耕す部民があり、米穀を貯藏する屯倉があつて、屯倉は垂仁天皇御代に始めて之を置き其後景行、仲哀、仁徳安閑、欽明、敏達、推古の御代にも處々に置かれたことが歴史に見えてゐる。大化改新の時には凡そ一百八十八ヶ所にあつたといふことである。

又地方豪族等は多く田莊を設け富の増加を圖つたのである。田莊は莊園と其の性質大體等しく、その起

原は豪族等が肥沃なる未墾地を占有して私有せる部民を使つて開墾したものに基き、それによつて彼等は廣大なる領地を有するに至つたものとされてゐる。

豪族横暴の因亦此に窮はれる。

第三十六代孝徳天皇より第六十代醍醐天皇の御代までは班田收授の方法が重要な政治上經濟上の問題であつた。

所がこの班田收授も始めの程は法令通り行はれたであらうが、時勢の推移につれて漸次頽廢して來た。蓋しその手数の煩雜とこの間に介在する止むことなき奸策とによつて實際問題として實施上至難な事となつたのであらう。終ひに平安末期に至つては、班田の制度は全く亂れ、口分田は恰も世襲家産の様になつてしまつた。

當時私墾田即ち墾田についても期限まで私有田として之を許し、期限致れば公田とするの法なりしが之

亦聖武天皇の天平十五年私有財産たるべきことに改正されたのである。かくして豪族は競ふて墾田の増加をはかり權力を伸ばすことになつた。

而して之等を經營するものは獨り豪族貴族に止まらず寺院も亦これを所有してゐた。終ひにこれ等私有に屬する開墾地は、國司、郡司の支配する土地と錯綜して種々の弊害を生ずるに至つた。初めは社寺の寄附田、功田、位田、賜田等に限られた莊園といふ語も後には廣く貴族、豪族の私有地にも當てはめて用ひる様になり、遂ひに轉じて神社佛寺、貴族、豪族等の私有に屬する一切の土地をやつたのである。中には部を後に地方へ地方へと移つたものも尠くなかつた。

かゝる時後三條天皇の如きは、記録莊園券契所を置いて寛徳二年の以後の莊園を全く廢し、其の以前のものと雖も券契不明のものは全廢なされる等、實に峻嚴なる方針を採られたが而も積弊を一掃するには至らなかつた。蓋し天下の莊園は、藤原氏の勢力下に統一の實を見るに至つたものと言ふべく、さすれば之は言ふまでもなく、藤原氏自家中心の權力を抑壓し中央集權の實を發揮されんとする政治上の意味がその根底をなしてゐたものであらう。かく眺むれば、一般階級の生活不安がどの様なものであつたかは、大抵想像出来る。蓋し廷喜の治といひ、天曆の政といひ、詩歌管絃に驕り耽りし平安期文化も、一步空闊を出づれば市肆は恐ろしい強資の噂に怯え、神社佛閣の境内は惡鬼の影に惱まされ白晝すら往來の人稀なりしといふ。この社會相は一体何に原因するものか。

これより後鎌倉時代に至つては、公田は次第に減少し國內は多くは莊園組織となり、世は漸次分權的封建の社會へと移りし、かゝる社會相の中から平安時代頃に武士階級起り、これ等武士の興起につれて、莊園より知行へと變つて行く。

頼朝幕府を創設するやその家臣を以て、諸國の守護地頭に充て自分は全國の總地頭となつて之を支配した。この守護地頭の制度は、日本歴史の上に於ける政治上、社會上の一大變動であつたと言へる。即ちこの制度に依つて、土地人民の支配權は全く武人の手に歸し征夷大將軍は兵權と自時に天下の整權をも掌握するに至つたからである。頼朝は又専ら質素儉約主義をとつてゐる。

もとより之は華奢に流れて、終ひに自家勢力を失墜した藤原氏や、藤原氏にまねて、驕る平家久しからずの憐れな最後を遂げた平家等から受けた經驗にも依ることながら、尙詳細に突き込んで見るならば、幕府にとつて最も忠勤を勵み、且經驗的源泉をなす御家人をして京風に染ましめず、その祿高に應じてする賦課を完納せしめねば、やがて幕府の財政に逼迫を來し自滅到來の外途なきを憂へての極めて用意周到な經濟政策より生れたものと見る事が出来るのである。

この結果は幕府の財政も御家人等の生活も裕福であり、ために文永、弘安兩役に逢遇しても少しも困窮することがなかつた。

所が北條執權時代となり、將軍は京都から公遠を迎へ立てるやうになりてより、何時しか京風浸潤、遊惰奢侈に走りその結果御家人等の生活は漸次窮乏するに至つた。終ひに幕府への義務遂行困難となり、土地賣買が行はれる様になり、殊に文永、弘安の兩役以後幕府の財政膨脹し、御家人は經濟的苦汁を嘗めねばならず、遂には據ん所なく町人や非御家人へ融通を仰いだもので、實力、信用共に失墜し、やがてそれは幕府財政の逼迫となり、ここに幕府衰亡の原因は醸成されたわけである。

而してこの時代幕府は御家人や幕府自身の經濟の救済、自衛策として、徳政令など布くに至つたのである。かくして徳政令の蔭には暴動も見られる。これは何處までも、土地經濟の貨幣經濟に對する防禦策であつたとも見られる。町人所謂時の特許商人は、領主と農民との間にある立派な社會階級となり、極めて遅々たるものとはいへ貨幣制度の發達につれて、資本の手を凡ゆる方面に伸ばし、商賣や土倉と稱する質屋營業等開始し、經濟的に隠然たる勢力をもたげて來た。即ち中間階級の現出である。

室町時代の特殊相は所謂群雄割據、下剋上の時代相、家督相續の争ひ即ち家族制度の崩壊と土一揆とを以て終始してゐると言つても強ち過言ではない。又莊園經濟が自然に崩壊して近世の貨幣經濟に移る過渡時代ともいへる。土一揆は即ち無産階級の一揆で、京都を始め諸地方に蜂起してゐる。要するに之は守護地頭等の苛斂誅求に堪えかね、一方資本階級である土倉酒屋の經濟的横暴に忍従し得ず、遂に止むに止まれずしてこの擧に出たものであらう。彼等の要求する所は嘗て北條時代に於て自衛策のために人為的偏頗な處置に依つて布かれた徳政令の一般的發布を要求したものである。又この時代特に末期の戰國時代に入ると鑛業盛に起り、鑛産物多く出で諸大名は懸心にその領内の鑛産事業を獎勵し、一方之を資本として海外貿易を營み、地方に於て之を他領との勢力争ひの資金ともなし、以てお互ひに領地争奪の形勢さへ現出して來た。即ち石見の水山銀山を持つ大内氏、支那と貿易交際をしてゐた大内氏、蓋し大内義興の京都に於ける活動は偶然でない。大内氏の朝廷への献金の事も亦當然である。其の他毛利氏其の他諸英雄の献金など、成程と肯かれる所以のものは當時の鑛業盛なりしことに在る。

前に述べし如く室町時代は一の混亂時代を呈し、階級秩序紊亂の世相を呈し、百姓町人と雖も各武器を擁して従軍するに至つた。故に自己の本務を忘れ勝となり、肝賢の田畑は荒廢に歸する外ない。信長の後を承けて立つた秀吉は、こゝに彼の活眼を光らせ百姓等から一切の武器を沒收し、凡ゆる階級人士に無爲坐食を嚴禁し、若し違反者あらば本人はもとよりその一町一郷全体のものに聯帶責任を負はせるといふ極めて峻嚴な制裁を加へた。

又群雄割據以來田制區々にして、領主は各々便宜の度量衡を用ひ、土地の廣狹等も明かでなかつたから所謂太閤の權地を斷行し、貫高をやめて石高の制を立てたのである。

又諸國の鑛山を開發し貨幣鑄造を再興され、大判小判の貨幣を流通せしめて生活の充實富力の増大をはかつた。秀吉が大坂に着目したのも、單に軍略並に政略上の見地からではなく商業上、貿易上やがて天下の勢を制すべき經濟上優位な地たるべき地の利に着眼してのことである。それだけに彼の財政及び民力涵養に費した苦心は實に非常なもので、秀吉の天下は制度より法令より寧ろ經濟に依つて保持し得たといつても過言ではない。而も彼は貨幣經濟に對する十分なる理念を持つてゐたものと思はれるこれ貨幣經濟の準備時代ともいふべき時代を建設したわけである。されば秀吉の社會政策も亦經濟的立場より大いに見るべきものがあるといへる。

やがて家康の時代に及んで世は再び中央集權的封建制となり、極端なる階級制度と化した。即ち武士の僕たる足輕仲間等すら町人百姓に向つて切捨御免を許してゐる。これ天下泰平を來した一面の理由でも

あらうが、他の一面の理由として經濟的方面を見逃すことは出來ぬ。家康は政治の一重要要素として、經濟方面に着目し、節儉を重んじ貯財に勤めたことは余りに明白な事實で而も彼はその政策方面に於て實に其の妙を得てゐたものと云へる。即ち參勤交代制の如き、土木工事、諸城修理の如き、確に彼の對大名政策は經濟的抑壓に出たものである。

尙當時の大名は草高は同一でも實収入は非常に差があつた。故に幕府の意に反するものあれば實收少なき地に轉封され、又實收多きものには所謂「御手傳」と稱して自費を以て天下の御用を勤めさせるなど、何處までも周到の至りを盡してゐる。所が元祿享保時代頃より何時しか中心階級たる武士社會の現實暴露となり、所謂元祿風に吹き捲くられつ、驕奢に耽り、虚榮に趨りしがために、經濟上の破綻を來し幕府も財政に苦しみ、一般武士階級も共に窮して來た。綱吉の如きはその窮乏の爲貨幣改鑄、新稅設定などを行ふ、従つて物價騰貴一般の生活をして益々窮地に立たしめ、ために百姓等はこの苛斂誅求に堪え得ず終ひ直接行動に出ざるを得ぬ境遇に立たしめられた。

然し吉宗の勤儉や産業開發獎勵に一縷の光明を見出したるも、後に來る天災事變に對しては尙力弱く、愈々甚しき武士階級の生活難は賄賂の公行となり官紀紊亂その人格權威は失墜せずには居られなかつた田沼意次の弊政時代など最も甚だしい。終ひに百姓一揆、町人一揆等頻發米騒動等起るに至つた。蓋旗本等最も憐れなもので、これ等武士階級は既に經濟的に町人等の配下に立たざるを得なかつたのである。之に反して商業の發達によつて町人階級愈々經濟的に社會的に勢力を得るやうになり、こゝに庶民階級

の擡頭となり、やがては封建制度の崩壊へと進んだわけである。

これが國學者輩出に依つて尊王心勃興と相俟つて幕府倒壊へと道を急がせたことになる。要之徳川時代は勿論中には名君出でて政治上の大改革を行ひ世の救済を圖つたものもあるが元祿以後殆んど常に彼等は經濟的問題に苦しめぬかれてゐる。

この時代は莊園經濟(米經濟)と貨幣經濟とを折衷した一種特別なる經濟組織を現出してゐたのである。而してこの状態は新時代の經濟組織たる貨幣經濟へと駁々として進み行く社會進化の自然の狀態から言へば一步後れたる政策であり、従つて貨幣經濟の發達を阻止制限した政策でなければならぬ。然るに時勢は既に流通自在な貨幣中心時代へと急ぎつ、ある。徳川幕府のそれは兩者の折衷とはいへどちらかと言へば未だ自給自足の莊園經濟の方をとつてゐたかとも思はれるのであるから、之が歩一步貨幣經濟のために驅逐され打負かされて行くのは自然の勢と云ふべきである。

公卿は薄給に苦しみて別收入を求め、武士は如何に外面上威張つて見てもそれは虚勢に過ぎず、全く町人階級、豪農階級には經濟的に完全に屈服してゐた。かくて武士階級の威權落ち却つて卑しめられるようにさへなつて來た。現在の富豪の如きは殆んど徳川時代に既に頭角を現はしてゐたのである。斯くして近世都市ブルジョアジの勃興は既にこの時代後期に窺はれて來る。

参考文献 白柳秀湖氏著(日本經濟革命史)

三浦周行博士著(國史上の社會問題) 平沼博士著(國体の經濟紀)

慶應三年正月明治天皇御踐祚遊ばされてより後、同年十月十四日將軍慶喜公深く時勢を察し、又幕府の到底維持確保し難きを知るに及び、こゝに意を決し大政奉還を請ふて許された。即ち頼朝征夷大將軍に任ぜられてより六百七十年、徳川幕府創設されてより十四代、二百六十年にして政權再び朝廷に歸す。所謂王政復古、天皇親しく萬機をみそなはし、大小の政令は凡て朝廷より出づること、なつた。

こゝに於て同四年三月十四日國是を誓はされて群臣に宣はせられた。之五ヶ條の御誓文である。やがて官制諸官の改革となり明治十八年に至つて始めて現今の内閣制度を見る様になつた。

併し慶喜公大政奉還とはいへ、政權のみのそれに止まり、未だ土地人民の奉還は見なかつた。而して朝廷は明治元年四月舊幕府の直轄地四百万石、舊旗本知行所約三百万石を收め之を八府二十一縣に分ちて府に府知事、判府事、縣に知事、判縣事を置いて治めしも諸大名の封土のみは今に尙舊制度のまま、なりしたため、全國的政令統一思ふまゝならず、且又歳入少なく、ために財政の基礎定まらず困難を感じた。時しも同年十一月姫路藩主酒井忠邦自己封土の土地人民を收められんことを上奏建言に及んでより當時の參議木戸孝允や大久保利道等の奔走努力あり、先づ薩、長、土、肥四藩主連署による奉還となる。ついで全國諸藩も亦競ふて之に従ひ、こゝに土地人民ことごとく朝廷直轄へと復し、今こそ名實共に全國統一が實現され、従つて政治も亦劃一政治となつた。

やがて廢藩置縣となり、因襲打破、人材登庸の制行はれ、維新の大業全くなる。

蓋し廢藩置縣は王政維新大業に於ける最も偉大なるものであらう。想ふにかゝる一大變革に際し一の暴

動を見ず、一滴の流血を知らずして、極めて和氣霽々裡に、それこそ平和そのもの、間に大業成りしことは流石に我國なればこそで、これ實に優美絶對なる我が國体の然らしむる所でなければならぬ。今更ながら感激の極である。

扱地方に於ては開港の必要愈々迫り、和親の約結ばれ、かくて安政五年幕府が諸外口と締結せし假條約の極めて不利、不公平なるに鑑み、岩倉大使一行の歐米文物の視察となつた。これもとより鎖國以來文明の余りに遅れし日本をして、文化文明の輸入につとめ、一日も早く世界諸國と對等の位置に向上せしめ、國力充實を圖らんとする御聖慮に外ならない。これより文物制度は勿論、衣食住に至るまで彼の長所を採用し、交通、通信機關の發達となつた。

即ちこれ等西洋諸國文明輸入につれて、經濟は愈々國內經濟より世界的濟經へと發展し、これ等諸機關の發達は又一面經濟進展を一層助成するに至つた。

これより以後、條約改正、日清日露の兩戰役あり、即ち條約改正の根本精神は、治外法權の徹廢、關稅問題の改正を期する處にある蓋し殊に關稅問題の如き、ただに對面上のみに止まらず、これによつて受ける經濟的不利、損失の如何に大なるか、又これがため輸入超過となり、延ては産業方面の不況を來し國民生活をして不安に陥らしむるがために、決然之が改正を斷行されしもので、經濟的立場より大いに考究すべき事柄である。

又日清、日露兩戰役によつて、得た償金の如き、臺灣領土、支那、滿洲に於ける利權獲得の如き、又其

の後の韓國併合等、これ等による我國經濟的方面の進出擴充は斷じて見逃せない大きな問題である。かくて國民の海外進出、移民、殖産興業、投資による事業開發、交通施設等確に經濟的立場より見ても長足の發展と云ふも過言ではあるまい。

殊に滿洲の如き資源豊富、それだけ我國の投資的事業、開發功績は非常なもので、今日滿洲を我が生命線といふも亦偶然ではないかくして時勢は貴族文化よりブルジョア文化となり資本主義的傾向愈々濃厚の度を増し、機械力應用の時代と進み、所謂物質文明、機械文明となり、工業全盛へと入つて來たのである。

徳川時代貨幣、莊園兩經濟の折衷主義は貨幣經濟中心時代と化し、企業的精神榮まれ、事業慾起るに至つた。

のみならず世界經濟の轉向は、やがて國際的分業となり、貿易關係は益々その密度を加へ擴大され、人口問題と經濟問題とは密接な關係に立ち、移民問題は起つて來る。

又世界大戰後我國は思はぬ成金國となり、ために愈々完全なる資本主義的經濟機構の社會となり、經濟的膨脹はその極に達したと云へる。こゝに階級問題と貧富問題とは分離するに至つた。

然し當時の所謂景氣好況は決して我が經濟界の常態とは思はれない。寧ろ變態的であり、それはやがて現今の苦境を生み一方に於ては資本主義の行きづまりを來す原因ともなつたと見らるべきものである。かくして資本主義的思想充満、人心は唯物へ、經濟中心へと趨つたことは否めない、地方無産者階級の

自覺はやがてこゝに一の社會問題を見るに至つた、  
 現今統制經濟を叫び勞資協調の聲やかましくなつたのは、そも何を物語るか又精神文化強調の懸命の努力は何れに發足してゐるか。  
 緊縮政策、自力更生、今や九千万同朋の前には幾多の提案があるがその中でも大きなものとして經濟問題が嚴として立塞がつてゐることは、國民的一大關心事でなければならぬ。

## 尋常小學 國史科教科書に現はれたる經濟的教材の觀方

### 第一天 照大神

勸農主義(五穀耕作)養蠶、紡績等はまさしく國土開發生活安定の基礎であると御思召されての大神の御眞意が恐察出来る。是御仁徳の顯現であり、大慈悲心の現はれである。

### 第四 神功皇后

新羅征伐後、三韓より我が國への朝貢による利益、或は驛路の設、園地の制、池溝開鑿事業、其の他工人職人の渡來に伴ふ錦繡、絹布等の製作、諸技藝の傳來等により我が國經濟上の延いては文化上の發達著しきものあり。之即ち漢土文明の輸入の結果にして、國運發展上の功績偉大といはねばならぬ。

### 第五 仁徳天皇

仁徳天皇の御聖徳を拜察するに、消極的御仁慈と積極的御仁慈とに考へられる。即ち質素なる御生活、前後六ヶ年に亘る免租による民力培養の如き消極的方面であれば、一方攝津、山背、河内地方の開墾、池溝開鑿、道路交通の便、勸農等積極的に殖産興業に留意せられ、國家經濟の伸張發展に向つて御抱負を實行遊ばされしことが恐察出来る。特に農本主義など味ふべきである。我々は動もすると實際指導に當り、消極的方面のみに偏し、積極的方面を輕視等閑にする。憾みがある。二面平行、而して生立發展

不屈不撓の國民精神に窺はしめねばならぬ。

第七・八 天智天皇と藤原鎌足

- 1、蘇我氏横暴の原因は勿論その門閥的地位と不心得とに依るものと雖も、更に經濟的地位も亦専恣の有力な一原因と云ふべきである。即ち是は當時の氏族制度の弊害に外ならぬ。
- 2、大化改新に於ける公地公民制、これは直接國家財政と重大なる關係を持つ。かくて中央集權の實あがり、民心統一をするに至りしことは先の經濟的統一と關聯して説明しなくては十分の理解を與へ得ない。
- 3、租庸調、班田收授の如き一は政府への納税を意圖し、一は富の公平なる分配、即ち平等主義的生活保証を考慮したる改新精神の顯現であると見られる。
- 4、鎌足まさに逝かんとする時彼の殘せし「もとよりおろかなる身の……只願くば葬儀を厚くせざらんことを云々」の言葉、單に之を鎌足の謙遜遠慮の言葉とせずして之を以つて眞に國を思ふ忠誠者の眞心を層一層生かすためには、どうしても當時の時代相、葬儀といへば贅美の限りを盡し、法外の費用をかけ、従つて經濟方面の不安を生じ、生活忍慌を來した事實を背景として取扱はねば、彼のあの言葉に對して十二分の感激を起させることは期待出來ない。

第十 和氣清麻呂

日本最初の大僧正の位を授けられ、大菩薩の號を賜つた程の高僧、行基菩薩は徳を以て民衆を説き教化

せしのみならず、尙進んで勸農交通等世の利便を圖られたことなど確に經濟的に大いに活動貢獻された跡が窺はれる。

第十二 弘法大師

弘法大師は實に多藝多能な方で、偉大なる宗教家たる一方、文化史上の偉人とし、或は又社會事業家としてその生涯は實に深い意義を持つてゐる。讃岐に萬農地を修築せしより、各地に池を堀り、橋をかけ産業開發を圖り、未墾地の開墾等社會的經濟的方面への業績は實に數限りがない。而もこれ等を物語る傳説、逸話は全國到る處に残されてゐる有様である。

行基と空海、その精神も生活も殆んど一である。併し後人への徳化に至つては、空海もその廣さ深さに於て一日の長あるを認める。

第十三 菅原道真

藤原一門の専恣は門閥的地位の然らしむるは言ふ迄もないが、その背面に功田、賜田、莊園等一族の所有する土地といふ經濟的理由のあることは明かである。蘇我氏といひ、今又藤原氏といひ、經濟は權力の一重要素をなすものであることが窺はれる。

第十四 藤原氏の専横

藤原氏一門の驕奢遊樂、榮耀榮華の生活はやがて衰運の招來となり、衰亡の萌芽を暗示してゐる。「小右記」によつて「天下田地悉爲一家領所領無立錐之地」と云はれる程道長の莊園は殆



んど全國に亘つてゐる。この富と得意、土木事業の背面には奢侈を誡しむる經濟的根據あり、又富の管理の如何に必要なかを暗示してゐる。やがてそれは一門に於ける政權争奪の醜態の因をなし門治紊亂の前提ともなる。

## 第十五 後三條天皇

藤原氏己の經濟的勢力を以て、所謂感情のまゝに遊戯的生活を追ふ。遂に天下の勢は素れて盜賊横行し武士起り、僧兵の暴力となり、地方豪族はびこつて亂を構ふるの時代となる。こゝに於いて莊園激増の禍を御指摘遊ばされ、記録所を設けて、券契を御調査遊ばされ、或は衝量、貨幣等についても新制を布かれる等經濟的方面の御改革だけでも少くない。

又儉約と冗節約財政緊縮の御施政は當時の浮華輕佻の人心を戒しめ、勤儉生活と人心緊張との間に意義深い關係あることを示された。

## 第十六 源義家

1、陸奥安倍氏の強大福亦經濟的優位によるもので、北上川流域は土地肥沃、産物豊富、従つてそれから受る財政の裕福は想像出来る。されば安倍氏の強大自らの肯かざるものがある。

2、奥羽地方再亂の基たる清原氏子孫の内訌も結局土地争奪にその因を發見出来る。

## 第十七 平氏の勃興

保元の亂の原因は教科書でもわかる如く、藤原頼長と忠通の關白争ひにあるとされてゐる。然らば關白

を争ふてかくまで慾求したか、固とより地位的權勢を得んとする名譽心に發足せしことは勿論のことなれど、當時關白には世襲財産があつたさうで、つまり名譽心のみでなく收入問題が之に附隨してゐたものと察せられる。

## 第十八 平重盛

「平氏にあらざるものは人にあらず云々」の彼等の優越意識は單に地位的優越からのみでなく、他面自家一門の持つ領地三十餘國、實に全土の半に達したといふ。この強大なる經濟的優越を知ることにより一入「平氏にあらざるものは云々」の傲慢態度が理解出来る。

## 第十九 武家政治の起り

鎌倉幕府創設について頼朝が天下の實權を握り得たことは、一般に征夷大將軍任官にあるといふ名分上から説くも、一方大江廣元の發案進言によつて守護地頭を配置し、公領莊園の別なく普く御家人政治を期したることにもある。

これ經濟力支配に立つた證據とも見られる。

彼は官法などよりは土地本位をとり、驕奢を避け質實剛健、質素儉約主義で行つた点大いに意味があることに留意しなければならぬ。

## 第二十一 北條時宗

頼朝以來養成された武士道と質素儉約とを以て、多年蓄積した經濟力、泰時、時宗の仁政によつて得た

經濟力、それはこの一大國難に際し、よく之に堪え、加之以後三十年間の防備をも完了することが出来た。併しそれと同時にこの文永、弘安兩役によつての財力の消費はやがて人心離反の因となり滅亡の遠因ともなる。

### 第二十二 後醍醐天皇

元寇の役の莫大なる費用消費により財政上非常なる逼迫を來し、世はあげてこの經濟立て直を懇望し、又然るべき大人物の出ることを期待してゐたのに、高寺の惡政、暴政となり北條氏歴代の質素儉約主義は破れ愈々一般人の困窮を招いた。經濟政策の必要を痛感せずには居られぬ。先課の所にも述べし如く經濟的立場から見ても、幕府の存続も思ひやられる。

### 第二十三 楠 本 正 成

恩賞に依つて自己の嚮背を決する武人、卑くも野心家足利尊氏の乗する機會を作るに至つた。これ等不平の徒糾合策には領土分與等與つて力がある。かゝる武士の無節操的態度を知れば知る程、正成の純忠至誠は益々光彩を放つて來る。

### 第二十七 足利氏の潜上

滿義の驕奢生活、金閣寺造營の如き、莫大なる費用が想像出來る。人、財滿ちて閑居すれば不善をなす實に然り。對明貿易も亦一に己の豪華を極めんがための經濟的必要からのことである。蓋し私利私慾のため國家國體觀念を誤りしが如き實に憎むべきである。

### 第二十八 足利氏の衰微

義政は所謂政治家の良心の欠如者であり、人格的不具者ともいふべきである。天災地變、惡疫流行、一般民衆の苦境實に想像外であるのに彼は少しも之等民衆の實際生活の状態を顧みず、人格墮落せる彼は奢侈から奢侈へ、やがて足利一家の財政破綻となり、それは遂に重税に次で重税、或は又未曾有の徳政令の施行となり、國を擧げて一大經濟難に逢着したのである。かゝる中に應仁の大亂勃發、之亦經濟的には戦費の膨大となり國家經濟の疲弊を倍加す、されど彼一向に反省する所なく、銀閣寺の造營、茶の湯の遊樂、こゝに世は騒然となり一揆は各地に起る。當然なるかなである。さるにても後花園天皇の御叡慮の程誠に恐懼感激、國體の尊嚴さに今更感涙は湧く。

足利一家の衰微滅亡は實に經濟的方面より考察することが必要である。奢侈は自己破滅の基である。

### 第二十九 北 條 氏 康

戰國時代經濟の窮迫せる一般狀況と對照して塗炭の共に喘じ領民を極力愛撫したこと、ために城下小田原市街へ參集する人の群、遂に繁盛を極め本國第一の都邑を現した等彼の民政について十分經濟的方面より考察するの價値あり。

### 第三十一 毛 利 元 就

所謂西の京都、小京師の名をなす程殷盛を極めた大内氏の力、蓋しそれは明との貿易によつて巨利を占め、其の居所山口は政治、文學、産業、經濟の中心であつたがためで献金等亦經濟的裕福を物語るもの

である。石見の鑛山開發も大いに力あり。しかし又一方義隆滅乏の原因とこの經濟的裕福の中にあることがわかる。かくて其の後を繼いで立つた毛利元就の強大となりし所以、經濟その一困をなせることは明かである。

## 第三十二 後 奈良 天皇

戰國時代經濟界の紊亂は諸大名の自衛策となり、領土掠奪、公郷莊園、朝廷供御の御邑等までおかされるに至り、公親も有名無實となり、幕府は武威財力共に無力になり、こゝに皇室及公郷の經濟的困難となり、公郷の地方流離とまで進んだ。凡てが物質的方面の衰微を見せてゐる。皇室の御大葬、御大典すら直ぐには行ひ得ざるの有様、誠に恐懼千萬、おそれ多い極みである。而もかゝる御苦しみの中に、尙國民のことを御軫念、遊ばされた御仁徳を拜すること、實に有難き極みに涙落るゝのである。

## 第三十三 織 田 信 長

信長が天下の英雄に率先して入京し得た一面の理由として、その根據地尾張平野が豊沃であつたといふ經濟的理由を揚げる事が出来る。彼が應仁以來京師の荒廢疲弊によつて皇室が非常に御意微遊ばされしを嘆きて、御料地の回復に盡し、元龜二年御所、紫宸殿、清源殿等の諸殿を修理完成した等其の功實に大、而も御費用を献するに其の方法として、京都市民に金を貸付け、毎月その利息を献上した事、これ即ち土地の如く他から攻略される心配がないと思性した結果で、信長の經濟的手腕が遺憾なく窮はれてゐる。

## 第三十四(五) 豊 臣 秀 吉

- 1、秀吉が天下統一事業の中心地とした大阪城の價値は、この地の要害堅固といふことと共に交通至源といふ点にある。國民の經濟的活動愈々活氣を帯びて來れば、自然政治の中心たるべき地は經濟的中心としての有利地を選ばねばならぬ。大阪の價値はこゝに在る。
- 2、聚樂第、大阪城等の建造、御料の献上、公郷領地の制定、新皇居の造營、京都市街の整理等皆經濟問題の現はれである。
- 3、明と修交を結ばんとする理由果して如何、經濟的關係にあることは否めない。又朝鮮征伐と軍資金の如き、特に第二回出征に出發の意外に遅れたること等經濟問題との關聯が多い。

## 第三十六(七) 徳 川 家 康

諸侯の領地の増減轉封、參觀交代制、鐘銘問題等、中央集權政策として封建政治を創設した彼は飽くまで理財にすぐれ、經濟政策に優れし政治的手腕の持主である。而も彼の私人生活は極めて情極的、質素儉約をとつてゐる反面、積極的に鑛山を開發し、鑛業事業を興す等大いに注目すべき事柄である。

## 第三十八 徳 川 家 光

家光の銷國は當時代實に止むを得ざるものとはいへ、之がため經濟的發展を阻止されしことは遺憾といふべきである。

## 第三十九 後 光明 天皇

家康は信長、秀吉に倣ふて、諸大名に命じて皇居を造營せしめ、又御料を献らしめてゐる。

## 第四十 徳 川 光 圀

光圀は積極的方面では質素儉約を守り、天井壁等、自ら反古紙で張り、衣服等も極めて粗末なものとひ、又女中に紙すき等見せて儉約を奨励する等感服の至りである。又積極的には海産物の奨励をなし所謂水戸物産を増加せしめてゐる。

## 第四十一 大 石 良 雄

元祿風は如何にして生れたか、久しき亘る太平に、學藝文物は盛になり人心漸く尙武の氣風を失ひ、浮華文弱の世となつたのである。蓋し綱吉政治に倦みてより、世は次第に儉約を忘れ、奢侈に耽り、遊隨華異を追ふ様になつた。物質と人心には相交流するものがあるやうに思はれる。

## 第四十二 新 井 白 石

白石の經濟的手腕はどうしても見逃すことが出来ぬ。彼は少年時代經濟的困窮の中に育つてゐる。國家の体面上からと、經濟上から朝鮮使節待遇を改正し、綱吉以來財逼通迫、遂に惡弊鑄造となり、やがてそれは物價騰貴を來し民衆は益々苦境に立たされた時、先づ彼は惡貨驅逐、改鑄を斷行する等經濟學的見地から見ても大いに彼の經濟的手腕を稱へねばならぬ。のみならず貿易額の限定の如き實に彼の國家經濟上の眼識を偉としなければならぬ。

## 第四十三 徳 川 吉 宗

吉宗の經濟的偉業も亦白石のそれと同様に決して之を逸くしてはならぬ。即ち下民の生活狀態に意を止め、之が改善に努め、自らは儉約を守る等一身一家のことに就ては極めて消極的であつたが、國家的、社會的事業に對しては實に積極的であつた。即ち意を殖産興業に用ひ、甘藷、甘蔗の種を配し、又之が作方を青木昆陽に動かしめて諸國にひろめ、其他櫨を植えて蠟を製することを奨め、馬を支那、朝鮮和蘭に求めて内地産馬の改良を圖り、砂糖の栽培製造業を起す等彼の産業奨励は各方面に亘り、今日、名産と稱せらるるもの多くは（例へば茶、紀伊の密柑、瀬戸内海沿岸の製鹽等）この時にその端を發してゐる。

ために産物増加、元祿以後の經濟界の紊亂を大いに改めて、善政を布き、世の中よく治まるに至つた。さればこそ徳川幕府中興の英主と稱へられるも偶然ではない。尙この時の産業發達、奨励が明治以後の産業界發展の基礎ともなるべきものなれば、十分留意重要視するの要がある。

## 第四十四 松 平 定 信

吉宗の薨後、人心漸く緊張を欠き、士民生活は次第に奢侈に流れ、加え安永年間より天明年間に至りて暴風供水等の天災及饑饉相次ぎ、米騒動起り、天下今や騒然たる有様であつた。殊に田沼意次の惡政の後を承けての彼の苦衰や如何ばかりであつたらうか。それ丈に彼の入幕に際しての注意、其後の決斷思ふべきである。

即ち奢侈を嚴禁し勤儉貯蓄を奨勵し、遊情を戒めたのである。一方寛政二年大名諸候に各豫備倉を置かせ、一万石毎に五十石を積み、五年を限りて貯蓄せしめ、以て米價の低落を防ぎ、他方恐慌に備へしめて窮民救済に盡された。又江戸町制を改正し、節減した町費を蓄積し、町會所を設けて町年樂をして管理せしめ、別に金二万兩を以て資本とし、不時用に備へしめた。之は維新後も尙數十萬兩あつて明治七年迄繼續されたといふことである。

第四十七(八) 攘夷と尊王

徳川幕府の崩壊は極めて自然のなりゆきであるといへる。即ちその施政は概して保守的であり無爲的であり姑息であつた。

然るにこの時代町人の經濟的擡頭著しく、これに反し御家人旗本は經濟的に窮迫し、幕府の財政極めて困難となり、其處に經濟的に幕府の信用失墜する等即ち武力と金力の鬭争となつてゐる。當時の世相を「國民の日本史」はその序説に次の如く述べてゐる。

「土地經濟から貨幣經濟へ轉移が行はれ商業資本の所有者である所の町人階級が益々勢力を得て、封建制の瓦解が略々事實の上に事示されてゐたのである。言ひ換へると、政治や社會組織の上に、舊勢力を排せんとする新勢力が、勃興の途中にあつたのである。米艦の浦賀訪問からして日本に向つて、近世的文化の第一洗禮を與へたのである。當時日本が外來の刺戟によつて、長い太平の夢からやつと目ざめた時分に、歐洲の帝國である所のイギリスは、文化的にもう餘程進んだ状態にあつた。嘉永六年前後に

は、夙に各種の機械發明があり、産業革命が行はれて、労働問題と共に社會主義思潮が漸く横流してゐた。そしてオーウエンの「新道德の世界」や、エンゲルスの「英國労働階級の状态」などを始め、マルクスの「經濟學批判」が出た。またダーウインの「種の起原」、ミルの「自由論」なども現はれた。それ等の科學的發明や、思想や傾向は、江戸末期の日本が未だ夢想だにしなかつた点である。

以上は當時に於ける英と日本との状態の比較であるがフランス、イタリヤ、アメリカ等の進歩も亦著しかつた。少くとも科學的方面に於て、機械的方面に於て、かうした高度の文化を持つた歐米と對抗してゆくには、日本の上下をあげて、非常な努力をしてゆかねばならぬ。それがため日本は、外に向つて國を聞くかどうかといふ大問題について、當時の大名武士等は佐幕開港派と勤王攘夷派との旗印の下に互に戦ひあつた。勤王攘夷派は、幕府が政治外交のみならず、財政軍事の上に行詰つて、到低天下を統一する力がない事を看破して、長い間抑へつけて來た反抗精神を爆發させ、茲に外交問題を中心に倒幕運動を起した。其の攘夷倒幕事業の中心となつたのは、薩、長、土、肥其他諸雄藩の志士、浪人の群であつた。それは幾多の波瀾を生じて、國內には安政の大獄を起し、櫻田門の變を生じ、攘夷運動の果は米艦の赤間關砲撃となり、英艦の鹿兒島襲撃となり、益々内外最も多事を極めた。暗殺、鬭争激論等ひつきりなしに續いた。

この間に於ける事態は頗る福雜を極めて、委曲を闡明することは頗る困難である。我が國が舊日本から新日本へ、中世的状態から近世的状態へ、封建政治から王政復古へ轉移する爲めに、あらゆる生みの苦

しみを重ねたに伴ふ。大動議、大波瀾、大轉變のうち起伏した事件と人々は、目まぐるしい程に陰見  
出沒してゐたのである。

#### 第五十 武家政治の終り

徳川幕府の大政奉還は必然的に幕府や御家人や、ひいては諸大名の舊領地の返上即ち地上権の奉還を意  
味することを考へねばならぬ。

#### 第五十一 明治天皇

1、明治維新を経済的に考察して見るに、土地経済時代から資本経済時代へと轉向したといふことが、  
この革新を助成した一大動因であると思はれる。由來武家階級はその發生の當初に於ては土地によ  
つて、富の生産をなしてゐたが、近世に進むにつれて彼等は土地の支配権のみを有して所有権から  
去つて行つた。つまりそれは消費階級に入つたことを意味するものである。限定された収入に無制  
限に膨脹する支出、経済上の破綻はこの中に育てられて遂に幕府瓦解の因をなすに至つたのである  
かくて明治維新後の経済生活は資本主義へ變つて來た。

2、日清、日露兩戰役に於ける戰費と國民經濟、及條約改正、韓國併合等或は又明治天皇の御質素、交  
通産業の御獎勵など經濟的方面關係のものが非常に多い。  
就中條約改正については十分の注意を要する。

即ち明治大帝は當時の條約が体面上のことに止まらず國勢進展上不公平、不利なることをみそなはし給

ひ時の外相陸奥宗光に田沼を御下しになられて條約改正をはかることを命ぜられた。蓋し不利な條約を  
踏襲することは、單に我國の体面を損するのみに止まらず、輸入關稅の低きは結局外國品の輸入を膨大  
にし、それはやがて國產品の在倒となり封鎖となる。従つて輸入超過となり、産業界の不振不況を招來  
し、國民生活を窮迫せしむるの基ひとなる。こゝに於て條約改正中關稅問題は重大なる意義をもつもの  
であり、これつまり經濟的方面より觀察するの要ある所以である。

#### 第五十二 大正天皇

歐洲大戰の結果による山東半島の利權獲得、委任統治地等の問題は之によつて我國の世界的地位を説く  
と同時に、又經濟的方面からも説明を加へねばならぬ。

只これ等のものの凡てが經濟的有利であるとのみは言はれない。經濟的には寧ろマイナスであつても軍  
事上の立場から重要視するものもあるのであるから、一律に説明することは誤りである。

これ以後我國の國際的地位確立に伴ひ財政は益々膨脹し、經濟的には愈々複雑上困難なる状態を現出す  
るに至つた。この現時の世相に關しては隨時適宜の指導をしなければならぬが、その取扱ひに當つて  
は周到なる注意と慎重なる態度とが最も肝要である。

# 國史研究法 圖書解題

一六八

教諭 中山佐嘉衛

## 一、通史

1、國史 跟 (明治二十三年初版) (重野、久米、星野三氏共著) 絶版

内容 憲法發布まで

特色 文章簡潔にして史實を網羅し論評を加ふ

缺點 稍難解なり

備考 元帝國大學編年史編纂係に於て大學の教科書として用ひしものなり

2、増補訂正 二千五百年史 (明治二十九年初版) (竹越與三郎著) 二西社發行 價六圓五〇 全一冊

内容 日清戦役に至る増補訂正版あり

特色 行文明快史論を加へ日本外史を読むの趣あり

缺點 史實の研究不十分にして獨斷的の處多し

3、大日本歴史 (明治四十年初版) (有賀長雄著) 博文館發行 價九、五〇

内容 日露戦役まで再訂増補版あり

特色 記事正確にして原據文を多く引用す

備考 「帝國史略」を修補したるものなり 全二冊

4、參考日本大歴史 (青木武助著) 寶文館發行 價一一、〇〇

特色 重要な事項を網羅し取捨繁簡よろしきを得たり、且最近改修せるものは小學國史の

教材と連絡し國民的説話も多く採り入れたり

備考 後記の集成の要約と見るべし 全一冊

5、大日本歴史集成 (大正二年初版) (青木武助著) 隆文館發行 價四二、〇〇

特色 本文の間に原書の文又は關係ある諸説を入れ或は詩歌の類を擧げて教材として遺憾な

きを期したり

備考 文檢日本史東洋史問題を附録とす 正續合して五冊

6、日本史講話 (大正九年初版) (萩野山之著) 明治書院發行 價八、〇〇

内容 世界大戰に至る

特色 口語体の流暢なる文を以て時代の大勢と事件の因果關係とを明快に敘述論斷せるもの

なり 口語体

備考 東大國史概説講義の底本を修補出版したるもの 全二冊 合本あり

7、大日本全史 (大正十年初版) (大森金五郎著) 富山房發行 價二一、〇〇

内容 王政復古の運動まで

特色 平易の敘述 文化方面の詳述 口語体

備考 附録として日本歴史の回顧 (國体及政体論日本國民性論) 全三冊

8、綜合日本史概説 (大正十五年初版) (栗田元次著) 中文館發行 價七、〇〇

内容 王政復古まで

特色 新説を織込める清新の筆致、江戸時代の敘述特に優れたり

備考 附録として 1、國史の時代観 2、國史文献目錄 3、圖版讀法

4、索引を加ふ

上下二卷但合本あり

大日本史 (享保五年成、嘉永五年出版) 但志表完成は明治三十九年

編纂年代 明暦三年より明治三十九年に至る約二百五十年間

編纂者 水戸藩主徳川光圀以下

編纂の動機 光圀が十八歳の時史記伯夷傳を讀みて感憤し名教の由るところは史書にありと考へたるに依るといふ

形式文体 編年体 漢文 三百九十七卷

内容 1、本紀 神武——後小松 即ち上古——吉野朝

2、列傳 后妃、皇子、皇女、列傳、將軍、將軍家族、將軍家臣、文學、歌人、孝子

義烈、列女、隱逸、方技、叛臣、逆臣、諸蕃

3、志 神祇、氏族、職官、國郡、食貨、禮樂、兵、刑法、佛事

4、表 臣、連、造、公卿、國郡子、藏人、檢非違使、將軍僚屬

編纂の目的 史記に倣ひ名教を正し殊に國体を闡明せんとす

特色 1、國体を明かにせること

三特筆 イ、神功皇后を皇妃傳に列す

ロ、弘文天皇を天皇大友として本紀に立つ

ハ、南朝を正位とす

2、全國より史料を蒐集せること

3、始めて列傳及志表を造りたること

備考 大日本史の題號は朝廷より賜はりしものなり

史 (嘉永五年成、明治九年刊行) 吉川弘文館發行

編纂時代 文化十五年——嘉永五年三十八年間

編者 飯田忠彦 (徳山藩士にして河内國飯田氏の養子となる)

形式文体 編年体 漢文 二百九十卷

1、本紀後小松——仁孝 即ち室町、安土、桃山、江戸時代



2、列傳 后妃、皇子、皇女、皇族、武將、武家公族、徳川外戚、文臣、武臣、儒林、歌人

特色 1、大日本史になき釋氏傳あり

備考 1、引用書一四〇部 著者曰く「予が一生の精力此書に盡きたり」  
2、外國傳の内にはオランダ、イスパニヤ、メキシコ等の西洋諸國を入れたり

2、著者は勤王の士にして櫻田變後伏見代官所に捕へられて自殺せり

本朝通鑑 (寛文十年成、出版せず 大正七年より國書刊行會刊行)

編纂年代 (徳川家綱のとき、寛文十年完成)

編者 林道春——仝春齋

形式 編年体 漢文 三百五卷

内容 神代——後陽成 即ち安土、桃山時代まで

正篇は六國史に相當する分、續篇之に次ぐ、外に提要 三十卷

附録五卷あり 神祇部、皇運部、朝職部、式職部に分つ

特色 1、記事詳密にして外國の史料をも採録す

2、政治の鑑たらしむる目的を以て教化材料を洩らさず

## 二、時代史

### 一、古代史

1、日本古代史 (時代史本) 久米邦武 早大出版部

2、日本古代史 (國史講習録本) 堀田璋左右 國史講習會

3、古史通 新井白石 (新井白石全集)

内容 神代の事を考證し倭文(批評文)を加ふ

特色 神代の傳説を人事に引直して解釋す

4、古事記 元明天皇勅選——太安麻呂、稗田阿禮、(國史大系)

内容 神代——推古

形式文体 紀傳体の本紀に準じ天皇の順を追ひて記す漢字の音訓を雜用して巧に古語をうつし出せり

特色 古傳をありのまゝに記し且歌謠多く採らる

註釋書 古事記傳 本居宣長著 (本居宣長全集)

古事記新講 次田潤 五、〇〇 明治書院

古事記全釋 植松安 四、五〇 廣文堂

5、日本書記 元正天皇勅選——舍人親王 太安麻呂（國史大系）

内容 神代——持統

形式文体 編年本紀体 漢文

特色 衆説を蒐め記事精細堂々たる文章

缺點 支那風に潤色せざるところ少からず 壬申の亂の曲筆

註書 日本書紀通釋 飯田武郷著 三六、〇〇 大鏡閣

6、釋日本史 卜部懷賢（國史大系）

内容 全二十八卷 一—開題 二—注音 三—亂脫 四—天皇系圖 五—十五—述義

形式文体 書紀の本文を擧げて注釋す 漢文

特色 日本紀和記古風土記を引用す

7、先代舊事本紀 著者不明（國史大系）

内容 十卷 神代——推古 神代本紀——國造本紀

形式文体 各本紀を立つ 漢文

特色 偽撰なれども國造本紀などは信ずるに足る

8、古語拾遺 齋部廣成著（平安朝初期の人）（群書類從）

### 二、奈良朝史

1、奈良朝史（時代史本） 久米邦武

2、奈良時代史論 日本歴史地理學書編

3、續日本紀 桓武朝勅選——菅原道真等（國史大系）

内容 文武——桓武

形式文体 日本書紀に全じ

### 三、平安朝史

1、平安朝史（時代史本） 池田見淵

2、平安朝史（國史講習録本） 川上多助

3、日本後紀續日本後紀 文徳實錄、三代實錄（國史大系）

内容 桓武——光孝

形式文体 日本書紀と全じ

備考 此の内日本後紀は散逸せる部分少からず後世元祿の世に鴨祐之が日本後紀の代書とし

4、大鏡 (藤原爲業?)

内容 文徳——後一條

形式文体 帝紀及臣家の傳を立て附録三ヶ條あり 國史にて記す

特色 道長の榮華を中心として後世の龜鑑とする意味にて記す

文章雅醇

註釋書 大鏡詳解 小中村、落合兩氏

5、榮華物語 (赤染衛門?) (國史大系)

内容 村上——堀河

形式文体 小説体 國文

特色 道長の榮華を寫し出す 源氏物語に模す

註釋書 榮華物語詳解——和田、佐藤兩氏

6、本朝世紀 (藤原通憲) (國史大系)

内容 朱雀——鳥羽

形式文体 本紀を立漢文にて記す

特色 六國史の後を繼がんだため編せるものなれども稿本なるが故に飛々となる

7、百鍊抄 (著者不明) (國史大系)

内容 冷泉——後深草——但第一卷より第三卷までの内容不明

形式文体 編年体 漢文

特色 六國史に倣ひ純歴史的立場より記す

文章簡潔にして記事精選確實 殊に公家側の記事優秀なり

8、今鏡 (中山忠親?) (國史大系)

内容 後一條——高倉

形式文体 大鏡に模し帝紀並に臣家傳(藤原基房まで)を立てたり 和文

註釋書 今鏡詳解——關根正直

備考 本書は昔よりあまり重きをおかれざりき

9、日本紀略 (著者不明) (國史大系)

内容 前篇 神代——宇多 後篇 宇多——後一條

形式文体 前篇は六國史の抄録 後篇は朝廷の記事

編年体 漢文

備考 太政官の外記の日記を抄録したる? 記事大体正確なり

### 四、鎌倉時代史

- 1、鎌倉時代史（時代史本） 三浦周行
- 2、鎌倉時代史（國史講習録本） 龍肅
- 3、百鍊抄（前出） 後深草まで
- 4、續史愚抄（柳原紀光）（國史大系）
  - 内 容 龜山——後桃園
  - 形式文体 編年体 漢文
  - 特 色 朝廷の行事 神事佛寺等のこと詳しく一般のことは少なし  
一々依據材料を示す
  - 備 考 本書は百鍊抄の後を繼ぐために編せられしものにして江戸時代寶曆より寛政に至る約三十年の日子を閲して完成したるものなり
- 5、保曆間記
  - 内 容 保元——曆應 後白河——後醍醐
  - 形式文体 編年体 漢文
  - 備 考 世の盛衰の狀を説くを目的とし間々曲筆あれど記事多く妥當を得たり

### 6、吾妻鏡（著者不明、幕府の文筆者）（續國史大系）

- 内 容 治承——文永 安徳——龜山
- 形式文体 編年体 漢文
- 特 色 記事正確公平根本史料を用ふ 鎌倉幕府の記録として上乘のものなり  
文章又雄渾 普通文の創始
- 備 考 散佚せるもの 壽永二 建久七、八、九 嘉祿一、二 安貞一 正元一
- 7、増鏡（二條良基？）（國史大系）

### 五、吉野朝史

- 内 容 後鳥羽——後醍醐
- 形式文体 編年体 漢文
- 特 色 朝廷の内事 朝幕關係を直筆す 文章雅醇なり
- 註釋書 増鏡詳解——和田 佐藤兩氏 五、五〇 明治書院
- 1、南北朝時代史（時代史本） 久米邦武
- 2、南北朝史（國史講習録本） 牧野純一
- 3、南北朝時代史 田中義成 二、八〇 明治書院
- 4、南朝の研究 中村直勝 五、五〇 星野書店

5、太 平 記 (僧慈惠?小島法師?)

内 容 後醍醐——後光嚴

形式文体 編年体に倣ふ 和文

特 色 文章華麗 戦争の記事を主とす

註釋書 校註 國文叢書本 二冊 六、四〇 博文館

備 考 太平記は史學に益なしと稱せられしことありしも尙正確のことも少からず殊に國民的説話多し

6、續 史 愚 抄 (前出)

7、吉野拾遺物語 (藤原吉房?) (校註國史叢書)

内 容 延元元年——正平十三年 吉野の逸事六十七項を敘す

8、後 鑑 (成島良讓——江戸幕府官撰) (續國史大系)

内 容 元弘——慶長 後醍醐——後陽成

形式文体 編年体 年月日の下に綱文を記し次に諸書を引きて記す

特 色 足利幕府の事を諸書を引用し詳細に編す

備 考 東鑑を受くる意にて記す

9、梅 松 論 (著者不明、足利氏に關係ある人) (群書類從)

内 容 承久——正平 仲恭——後村上

形式文体

特 色 純然たる事實史にして確實なり

### 六、室町時代史

1、室町時代史 (時代史本) 渡邊世祐

2、室町時代史 (國史講義録本) 長沼賢海

3、足利時代史 田中義成 三、二〇 明治書院

4、足利十五代史 國史研究會 三、八〇 大同館

5、花營三代記 (著者不明) (群書類從)

内 容 貞治——應永 義滿——義持——義量

形式文体 編年体 漢文

備 考 室町幕府右筆の著? 記事粗略

6、後 鑑 (前出)

7、續 史 愚 抄 (前出)

### 七、安土 桃山時代史

- 1、安土、桃山時代史 (時代史本) 渡邊世祐
- 2、安土、桃山時代史 (國史講習録本) 花見朔巳
- 3、織田時代史 田中義成 二、八〇 明治書院
- 4、豊臣時代史 田中義成 二、八〇 明治書院
- 5、織田氏時代 (近世日本國民史) 徳富蘇峰 並 九、〇〇 民友社
- 6、豊臣氏時代 (全) 徳富蘇峰 並 二一、〇〇 民友社
- 7、信長公記 (太田資房) (群書類從)
- 内 容 永祿十一年—天正十年 信長一代の事歴
- 形式文体 大休年月を追ひ 雜纂体なり 和文
- 備 考 信するに足る
- 8、太 閤 代 (小瀬甫庵) (史籍集覽、群書類從)
- 内 容 秀吉一代のこと
- 形式文体 信長公記に全じ
- 備 考 記事信するに足る 外に川角太閤記あり
- 9、後 鑑 (前出)
- 10、續史愚抄 (前出)

### 八、江戸時代史

- 1、徳川幕府時代史 (時代史本) 池田晃淵
- 2、江戸時代史(二) (國史講習録本) 栗田元次 龍居松之助
- 3、徳川十五代史 内藤耻叟 三、〇〇(舊價) 博文館
- 4、徳川三百年史(中下) 長田權次郎 一〇、〇〇(舊價) 裳華房
- 5、近世日本國民史 (家康時代—續刊中) 徳富蘇峰 民友社
- 6、徳川實記 (幕府官撰 林銜總裁 成島司直編) (續國史大系)
- 内 容 家康—家治 本篇四四七卷 附録六十八卷
- 形式文体 本紀編年体 諸書の文を蒐録す
- 特 色 幕政の事より庶民の生活に及ぶ

### 九、幕末維新史

- 1、幕 末 史 (時代史本) 小林庄次郎
- 2、維 新 史 (時代史本) 本多辰次郎
- 3、幕末維新史 (國史講習録本) 岡部精一 藤井甚太郎 兩氏
- 4、幕末史概説 井野邊茂雄 五、八〇 記元社

5、明治維新史講話 藤井甚太郎 二、五〇 雄山閣

6、續徳川實記 (幕府官撰) 經濟雜誌社刊

內容 家齊——慶喜

形式文休 將軍本紀 編年休 和文

備考 幕府匆忙のため史料の蒐録にとどめたる未定稿なり

7、岩倉公實記 岩倉公舊蹟保存會 三五、〇〇

8、復古記 廣文庫發行會 一一二、五〇

内外書籍株式會社

### 二、現代史

1、明治時代史 (國史講習録本) 時野谷常三郎

2、明治大正史 朝日新聞社 七、〇〇

(言論 政治 經濟 外交 藝術)

朝日新聞社

3、大日本現代史 國府種徳 四、五〇 (舊價) 博文館

4、開國五十年史 大隈重信 一二、〇〇 (舊價) 開國五十年史發行所

5、大日本憲政史 大津淳一郎 三〇、〇〇 寶文館

(時代史完)

### 三、分科史

#### 一、文化一般史

1、日本文明史 大町芳衛 〇、五五 (舊價) 博文館

2、日本開化小史 田口卯吉 〇、二〇 改造社

3、日本文化史要 中村孝也 一、二〇 國民文化研究會

4、日本文化史概論 西村眞次 三、五〇 東京堂

5、類聚國史 (菅原道眞) (國史大系) (新編)

內容 神祇 帝王 歲時 政理 佛堂

形式文休 六國史の記事を類聚す

特色 或事件の研究に便利

備考 應仁の亂後殆ど滅びたるものを後世の學者拾輯せるもの現存

6、大日本史 (前出)

列傳 文學 歌人 孝子 義烈 列女 隱逸 方技 諸蕃等

志 神祇 氏族 職官 國郡 食貨 禮樂 兵 刑法 佛事

7、野史 (前出)

列傳 儒林 歌人 孝子 義勇 貞烈 方技 隱逸 任狹 釋氏 外國等

二、制度史

- 1、官職要解 和田 英松 三、五〇 明治書院
- 2、官制沿革略史 小中村清矩 八、五〇(古) 東京帝國大學
- 3、日本法制史 池邊 義家 一〇、〇〇(古)
- 4、日本制度通 萩野由之・小中村清矩兩氏 二、五〇(古)
- 5、日本田制史 横山 由清
- 6、日本兵制史 日本歴史地理學會 一、六〇 日本學術普及會
- 7、大日本憲制史 (前出)
- 8、日本財政史 本庄榮治郎 二、五〇 改造社
- 9、職原抄 (北島親房) (群書類從)
- 10、公事根源 (一條兼良) 修正公事根源新釋(關根) 一、〇〇

三、經濟史

- 1、日本經濟史 竹越與三郎

宮中の公事を月日順に擧げ其起原を説明す

- 2、日本經濟史原論 本庄榮治郎
- 3、大日本商業史 菅沼 貞風 九、〇〇(古) 改造社
- 4、日本商業史 横井 時冬 〇、四〇 日本學術普及會
- 5、日本商人史 日本歴史地理學會 二、五〇 改造社
- 6、日本工業史 横井 時冬 〇、四〇
- 7、大日本貨幣史 吉田 賢輔 七、〇〇 日本學術普及會
- 8、大日本農史 農商務省
- 9、日本農民史 日本歴史地理學會 二、五〇

四、宗教史

- 1、日本宗教史 土屋 詮教 三、三〇(古) 三共出版社
- 2、日本宗教史 比屋根安定 一〇、〇〇
- 3、日本基督教史 山本 秀煌 五、五〇(古) 國晃堂
- 4、大日本神祇史 佐伯 有義 八、五〇(古) 明治書院
- 5、神祇史綱要 宮地 直一 二、〇〇
- 6、日本佛教史綱 村上 專精 五、八〇(古)
- 7、日本佛教史の研究 辻善之助



8、元享釋書 (僧師鍊) (國史大系)

内 容 欽明より順徳までの僧 傳 佛教史傳 佛教物語

9、古 史 傳 (平田篤胤) (平田篤胤全集)

内 容 古傳を綜合し古史成文を作り是を考證論斷す

10、日本西教史 (太政官譯) 絶版 六、〇〇(古)

内 容 切支丹傳來當時我國在留の宣教師が本國に報告せることを本として編纂し佛國にて發刊せられしもの

五、文 藝 史

1、綜合日本文學全史 三浦圭三 五、六〇

文教書院

2、國文學史講話 藤岡作太郎 二、八〇

岩波書店

3、近世繪畫史 藤岡作太郎 二、〇〇(舊價)

金港堂

4、日本建築史 佐藤 佐 三、五〇

文翫堂

5、日本美術史 (國史講習録本) 藤懸靜也

6、扶桑名畫傳 (堀直格)

内 容 古來有名無名の畫家を網羅し該博にして正確なり

六、風 俗 史

1、日本風俗史講座、二十六冊 國史講習會 二二、〇〇

雄山閣

2、日本風俗史 藤岡作太郎 平出鏗次郎 一一、〇〇(古)

東洋堂書店

3、日本服飾史 櫻井 秀 二、六〇

雄山閣

4、食 物 史 宇都宮黑瀧 一、八〇

雄山閣

5、歌舞音樂略史 小中村清矩

6、増訂改版日本風俗史要 坂本健一 二、八〇

武藏野學院

7、丹 鶴 叢 書 (水野忠夫) (國書刊行會刊)

内 容 古來の歌集 物語 系譜 日記 行事 縁起等を集めしもの 繪を多く存す

8、集 古 十 種 (松平定信) (國書刊行會刊)

内 容 肖像 扁額 古畫 鐘銘 武器 樂器等の圖録

七、交 通 史

1、日支交通史 木宮 泰彦 一五、〇〇

金利芳床堂

2、日 鮮 通 交 史 釜山甲寅會

3、海 外 交 通 史 辻 善之助 六、八〇

内外書籍株式會社

4、善隣國寶記 (僧周鳳)

(史籍集覽)

内 容 上古より足利義政の時代までの外交史

5、異稱日本傳 (松下見林) (史籍集覽)

内 容 支那朝鮮の書にある日本の記事を蒐む

6、中外經緯傳 (伴 信友) (史籍集覽)

内 容 我國と支那朝鮮琉球との關係を記す

八、教化史

1、日本國民思想史 清原 貞雄 五、五〇

寶文館

2、日本教育史 文部省 一、八〇

弘道館

3、日本儒學史 久保 得二

九、女性史

1、日本女性史論 中川 一男 三、〇〇

大日本圖書株式會社

2、國史上問題の女性 國史講習會 二、五〇

雄山閣

3、本朝烈女傳 (黑澤弘忠)

内 容 后妃 夫人 婦人 妻女 妾女 妓女 處女 奇女 神女の十門

孝靈——後西——二百七十七人

備 考 漢の劉向の烈女傳に倣ひ 婦人の徳育に資せんため著す

一〇、史學史

1 日本史學史 清原 貞雄 三、〇〇 中文館 (分科史完)

四、歷史哲學

1、愚管抄 (僧慈圓) (國史大系)

内 容 神武——後堀河

第一卷——第二卷——歷代略記

第三卷——第六卷——史論

第七卷——將來の豫言

特 色 佛教の末法説により國家は年と共に衰ふるとなす

天子の廢立 武家政治 攝政關白を是認す

形式文休 編年休 和文

2、神皇正統記 (北畠親房) (皇學叢書)

内 容 神代——後村上

形式文休 帝紀を立て史實と評論とを交ふ 和文

特 色 大勢の推移を論じ殊に國體について力説し所説公平なり

院政を不可とし武家政治を已を得ずとし承久亂建武中興に於ける公家側の失當を批難

す

註釋書 神皇正統記評釋 大町芳衛 一、六〇

明治書院

3、續史餘論 (新井白石) (新井白石全集)

内 容 南北朝まで 按文(批評文)を挿む

形式文体 稍々記事本末体に近き編年体 和文

特 色 南北朝までに國史に九度の變革ありとして因果關係を明にす

觀察精緻 所說公平なり

4、日本外史 (頼 山陽)

内 容 平氏の勃興——徳川創業

形式文体 武家各氏の順を追ひ 編年体に擬す 漢文

特 色 興味本位 史論を挿みたる武家時代一貫の歴史

詮釋書

5、日本政記 (頼 山陽)

内 容 神武——後陽成 記事の間に論文を交ふ

形式文体 編年体 漢文

特 色 朝廷中心の記述にして政治及道德上の論文あり 殊に勤王の精神を明に示せり

五、辭書 年表 系圖 地圖

一、辭 書

1、國史大辭典 八代 早川 井野邊三氏 二三、〇〇

2、大日本人名辭書 全 刊行會 三八、〇〇 經濟雜誌社

3、大日本地名辭書 吉田 東伍 八五、〇〇(古) 富山房

二、年 表

1、國史年表 (國史大辭典附録)

2、日本讀史年表 大森金三郎 一、九〇 吉川弘文館

3、模範最新世界年表 三省堂編輯部 一、五〇 三省堂

4、日本文化史年表 清原 貞雄 四、五〇 中文館

5、國史便覽 重田 中村 中川三氏 二、〇〇(古)

三、系 圖

1、大日本人名辭書挿入系譜

2、國史大辭典挿入系譜

3、世界史年表附録系譜

4、新換姓氏錄 (嵯峨勅選萬多親王) (群書類從)

内 容 畿内に貫せる諸氏壹千壹百七十七氏

形式文体 皇別 神別 蕃別 三部に分つ 漢文

参考書 新撰姓氏錄考證 栗田 寛

六、〇〇(舊價)

吉川弘文館

5、本朝皇胤紹運錄 (中御門宣胤)

(書類群從)

内 容 神代——後陽成

形式文体

特 色 便利なり

6、尊 卑 分 脈 (洞院公定)

内 容 藤原以下諸家——公家を主とす

形式文体 諸家別 漢文

特 色 各人の略歴を附す

7、寛政重修諸系譜 (江戸幕府官撰 屋代弘賢等)

六五、〇〇

内 容 醫考 同明 茶道等を加ふ

四、地 圖

1、新編日本讀史地圖 吉田 東伍

六、五〇

富山房

昭和七年十一月十日發行

昭和七年十月廿七日印刷 【非賣品】

長崎縣師範學校附屬小學校

終

